

# 柳澤統計研究所季報

(第十四號)

昭和二十年十二月刊行



## 目次

研究及調査	金城盛濟
華族團體に於ける出生現象	本 教
自昭和三年五箇年間奈良縣癌症死亡者特別調査顛末	本 教
至昭和七年	望
演	
再び産業及び職業分類について	阪 本 教
統計的記述論究の一例	阪 本 教
華族に關する統計調査に就いて	阪 本 教
統計書解題	二五
昭和九年綿織物及絹織物年表—工業經營狀況調(第七卷)—主税局第六十回統計年報(昭和八年度)自昭和三年度至同五年度簡易生命保險の死亡率に關する調査—昭和八年朝鮮總督府統計年報—昭和五年朝鮮國勢調査報告全編第二卷記述報文—臺灣總督府通信統計要覽(昭和九年度)—昭和八年東京市人口統計(第一回)—第二回職業紹介所就職者調査—昭和八年度電車自動車乗客調査實績—神戸市工業調査速報(第一報第二報)—神戸市商業調査速報(第一報第二報)—病勢調査統計書	
拙著の解題を忝うして(徳村謙吉)	
資 料	二五
五十年前の都市と昭和八年の市との人口動態對照表—國勢調査調査區數及調査員數—國勢調査附帶調査表—昭和七年徵集在營兵職業別調査表(昭和八年十二月一日現在)—明治初年小賣物價表(其二)	
雜 錄	一五三
本研究所記事—貴族院豫章委員長—前總裁の陸彼—新選蔵の慶辭、陸彼—前總裁柳澤伯爵記念事業—「統計學雜誌」と「人口問題」の追悼	
柳澤統計研究所第二十一回報告	別一
柳澤統計研究所第二十二回報告	別一

# 始





柳澤統計研究所寄附行為拔萃

第一章 目的

第一條 本研究所は主として一般統計に關する研究及び調査に從事し公設統計機關の補助たる任務を遂行することを以て目的とし

第二條 本研究所は前條の目的を達成するに必要なる施設を爲すの外左の事業を行ふ

一 一定の事項を指定して研究又は調査を依頼し若しくは本所の設備の利用を希望するものあるときはその需めに應ずる

二 研究及び調査を奨励すべき施設を爲すこと

三 研究又は調査したる事項を随時刊行すること

四 別に定むる所の柳澤統計研究所奨學費規定により學費を貸附すること

五 其他必要と認めたる事項を行ふこと

六 本所の事業を贊助し金銭又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第二章 職員

第十條 本所の事業を贊助し金銭又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第十一條 本所に總裁の外左の職員を置く

一 部長 一人

二 副部長 一人

三 調査部長 一人

四 庶務部長 一人

五 會計部長 一人

六 庶務員 若干人

七 書記 若干人

八 調査員 若干人

九 庶務員 若干人

十 會計員 若干人

十一 庶務員 若干人

十二 書記 若干人

十三 調査員 若干人

十四 庶務員 若干人

十五 會計員 若干人

十六 庶務員 若干人

十七 書記 若干人

十八 調査員 若干人

十九 庶務員 若干人

二十 會計員 若干人

二十一 庶務員 若干人

二十二 書記 若干人

二十三 調査員 若干人

二十四 庶務員 若干人

二十五 會計員 若干人

二十六 庶務員 若干人

二十七 書記 若干人

二十八 調査員 若干人

二十九 庶務員 若干人

三十 會計員 若干人

三十一 庶務員 若干人

三十二 書記 若干人

三十三 調査員 若干人

三十四 庶務員 若干人

三十五 會計員 若干人

三十六 庶務員 若干人

三十七 書記 若干人

三十八 調査員 若干人

三十九 庶務員 若干人

四十 會計員 若干人

四十一 庶務員 若干人

四十二 書記 若干人

四十三 調査員 若干人

四十四 庶務員 若干人

四十五 會計員 若干人

四十六 庶務員 若干人

四十七 書記 若干人

四十八 調査員 若干人

四十九 庶務員 若干人

五十 會計員 若干人

五十一 庶務員 若干人

五十二 書記 若干人

五十三 調査員 若干人

五十四 庶務員 若干人

五十五 會計員 若干人

五十六 庶務員 若干人

五十七 書記 若干人

五十八 調査員 若干人

五十九 庶務員 若干人

六十 會計員 若干人

謹告

亡父保惠夙に宮内省留學生として先驅して獨塊に統計學を專攻し歸來恒に斯學の流布と斯學應用の國家的諸調査の計畫に努むること年あり曩に獨力を以て柳澤統計研究所を創設し大正十三年組織を財團法人に改め自ら總裁となりて公設統計機關の補助たるに任じ尙統計に關する國際會議に政府代表出席を仰付けらるること前後十幾回に及びり亡父は公私幾多の職を辱うせしに拘らず自らは一介の統計學徒として本研究所總裁たるを矜とせる風ありしに見て其の一生は實に統計に終始せりといふを憚らざるなり突如物故に遇ひ總裁の席は本研究所寄附行為の定むる所に依りて予の傳承することとなれり



予固より不敏且つ専門とする所を異にす洵に忸怩たるものありて存す則ち内には練達せる役員の協力と堪能なる所員の努力に頼り外には斯學諸賢哲の同情に俟ち勤めて亡父の意圖に忠ならんことを期する所以なり願はくは朝野斯學に關する諸先輩後援の恩を惜まれざらんことを

昭和十二年十二月

財團法人柳澤統計研究所總裁

伯爵 柳 澤 保 承

## 柳澤統計研究所季報

第四十一號

### 研究及調査

#### 華族團體に於ける出生現象

は し が き

金 城 盛 濟

左に掲ぐる小論は「華族團體に於ける人口の減少に就て」と題する研究の一部として起稿したものであるが、都合に依り之を獨立せしめて識者の御教示を願ふこととした。

華族に關する數字は總て當柳澤統計研究所刊行の華族動態調査統計表及び同靜態調査統計表に依つたものであるが、掲出の數字が必ずしも出典と符合しないのは資料の正確を期する爲に出来るだけ多くの届出遅延を追加包含せしめたからで、讀者は本稿掲出の數字が事實に近いことを知られたい。尚必要に應じ特に原材料を集計して得たものがある。

(1)







庶子とは云ふまでもなく父親によつて認知された私生の子を云ふのであるが、現に華族たる女子にして私生の子を生んだものは十五ヶ年を通じて一人も無かつた。従つて之が父親に認知された庶子の出生も絶無である。即ち前表掲出の庶子は何れも華族以外の無爵女子に依つて出産された者のみで、寧ろ「私生子認知」の部に一括表章せらるべき性質のものであるが、父親たる華族男子が出生と同時に自分の子として届出た爲に便宜上華族の出生として集計製表されたものと考へられる。即ち私生子として一旦母の籍に在つたものを改めて父親の方に認知入籍させる彼の「私生子認知」の方法と區別する爲の製表上の都合に依つたものであらう。故に華族には十五ヶ年に一千九百三十一人の出生兒があつたやうに表章されてゐるけれども、其の實之等の總てが所謂自分の腹を痛めた華族女子の手柄であるとは云へないのである。

意ふに華族に於ける眞の出生数は現に華族たる女子に依つて出産されたものを採るのが妥當であつて、父親の認定如何は敢へて問題にすべきではないから、前表掲出の如く庶子の割合が總數中の六・三%を示して全國に於ける三・七%よりも高率にあることは、華族の前記出生率が益々事實に遠いものであることを示してゐる。而して此のことに就いて若しも、全國には庶子以外の私生子の出生四・〇%があつて、公生に對する私生の割合は合計七・七%となるから華族よりも寧ろ高率であるとする者があるならば、其は大なる見當違ひである。即ち華族の私生子欄に數字が現はれないのは、華族たる父親に認知されないからであつて、華族たる父親に認知されない者は無爵者たる母の戸籍に屬してゐるからである。

要するに私の記述は右の出生總數中から庶子を控除した一千八百九人の出生兒即ち嫡出子の検討に重點を置くこと

とし、百二十二人の庶子に就ては別に「私生子認知」と共に嫡出子出生との關係を説明するだけに止める。

二 出生率の減少

華族の出生即ち現に華族たる女子に依つて出産された出生兒の數は、既に述べたやうに十五ヶ年間に一千八百九人であつて、其の人口千に對する平均一年間の出生割合は二〇・〇であるから、全國に於ける三三・七の總出生率よりも愈々低率となる。而して全國の出生率は此處でも庶子及び私生子を含む總數と比較したのであるが、其理由に就ては最早説明の要がないであらう。

第二表 爵別嫡出子出生數

總數	實數	人口千に對する平均一年間の出生	
		實數	出生率
總數	一、八〇九	一、八〇九	二〇・〇
公爵	三九	三九	一七・七
侯爵	一〇二	一〇二	二三・四
伯爵	二一五	二一五	一九・二
子爵	六六三	六六三	一八・八
男子爵	七九〇	七九〇	二一・一

華族の出生率は爵別に見ても大同小異何れも低率であつて、最高率の侯爵でさへ僅かに二三・四を示すに過ぎない。伯爵の一九・二、子爵の一八・八、公爵の一七・七の如き何れも二十人未満であつて特に甚だしいものがある。

而して華族に於ける出生率は年と共に減少しつゝあつて、僅か十五ヶ年の間に嘗ては人口千に付二十四五人臺の高率を示した時代があつたにも不拘、最近其の出生率は著しく低下して其の間甚だしい相違があつた。故に右の平均率は十五ヶ年に於ける華族出生率の推移を考量するには聊か不適當なやうに思はれるので、左に出生率低下の過程を年次別に一瞥することゝしやう。



第三表 各年別嫡出子出生数

年	實數					人口千に付						
	總數	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	總數	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵
大正五年	一三九	三	二二	一五	四九	六三	三・六	一四・八	三・七	一九・九	二〇・三	二四・九
同六年	一五五	五	二二	一七	五	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同七年	一四四	四	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同八年	一三九	四	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同九年	一三三	三	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同十年	一三五	三	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同十一年	一三三	三	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同十二年	一三三	三	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同十三年	一三三	三	一四	一七	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同十四年	一三七	一	一五	一六	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
昭和元年	一三三	一	一五	一六	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同二年	一三三	一	一五	一六	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九
同三年	一三三	一	一五	一六	六	六三	四・五	一四・八	三・八	一九・九	二〇・三	二四・九

同四年	九	三	二	一四	四	一六・六	一三・一	七・五	一八・八	一四・九	一八・八
同五年	九	三	二	一四	四	一六・六	一三・一	七・五	一八・八	一四・九	一八・八

第三表に依れば、各年に於ける出生率の高低は甚だしく不規則であつて、其の中から一貫した概念を把握することは一寸困難なやうに思はれるけれども、大體に於て二年又は三年を劃期として漸次急激な低下を續けてゐることが窺はれる。即ち最初増加を續けて大正七年に二四・九の高率を示した出生率は、大正八年・九年と著しく低下したけれども翌大正十年には一躍二五・二と云ふ華族としての異常な高率を示した。然しながら恐らく絶後だらうと思はれる此の高率出生も僅か一年で終り、大正十一年には二〇・四、十二年には二一・八の低率を續け、大正十三年及び十四年には更に一段の低下を來した。而して其の後昭和元年と同二年に多少の反撥を示したゞけで昭和三年には實に一三・九の驚異的低率を示し、爾來昭和五年に至るまで甚だ寒心すべき状態を續けてゐる。

次に各年の推移を爵別に見ると、高爵者は實數が少いたため率の高低が區々であつて、昭和時代に入つて僅かに減少したことが窺はれるだけに過ぎないけれども、子爵並に男爵は殆んど總數に於けると同様の推移を續け、何れも減少しつつある。

却説、華族の出生率が如斯急激な減少を續けてゐることは、やがて華族自體に於ける嫡出子の寡少を將來する結果となり、延いては家系の繼承に重大なる支障を來す基ともなつて、誠に憂慮すべき由々しき問題であると云はなければならぬが、敢へて將來のことを憂ふるまでもなく現に子爵の出生率が十五ヶ年を通じて案外な低率を示してゐる其の裏



には、既にさうした傾向が窺はれなくもないのであつて甚だ遺憾の點が多い。即ち嫡出子の寡少を庶子の認知に依つて補はふとする風が見られるのであるが、其の傾向は必ずしも子爵特有のものでは無いやうである。其の嫡出子の寡少と庶子の出生竝に私生子認知との關係に就ては特に章を改めて説明するであらう。

近年出生率低下の傾向は文明諸國家に於ける共通の事實であると云はれ、我が國に於いても亦其の傾向が窺はれるけれども(第四表参照)僅々十五ヶ年の短期間で人口千に對し十人近い減少を見せた華族の出生率低下は、正に吃驚事と云ふの外説明の言葉がないであらう。

第四表 主要國に於ける出生率の推移

	日本	英吉利	佛蘭西	伊太利	獨逸	北米 合衆國		日本	英吉利	佛蘭西	伊太利	獨逸	北米 合衆國
大正五年	三・七	二・三	九・五	二四・〇	一五・三	三五・〇	大正十三年	三・八	一九・三	一八・七	二八・四	二〇・五	三・四
同 六年	三・三	一八・三	一〇・四	一九・五	一三・九	二四・七	同 十四年	三・九	一八・七	一九・〇	二七・八	二〇・七	二・五
同 七年	三・三	一八・三	一三・一	一八・一	一四・三	二四・六	昭和元年	三・八	一八・三	一八・八	二七・三	一九・五	三・七
同 八年	三・六	一九・一	一三・〇	二二・四	二〇・〇	三三・三	同 二年	三・六	一七・二	一八・三	二七・四	一八・四	三・六
同 九年	三・三	二五・四	二二・四	三三・八	二五・九	三三・七	同 三年	四・四	一七・三	一八・三	二六・六	一八・六	一九・八
同 十年	三・一	三三・六	二〇・七	三三・三	二五・三	二四・三	同 四年	三・〇	一六・七	一七・七	二五・六	一七・九	一八・九
同 十一年	三・三	二〇・九	一九・三	三三・三	三三・〇	三三・三	同 五年	三・四	一六・八	一八・〇	二六・七	一七・五	一八・九

同 十二年	三・四・九	二〇・三	一九・一	二八・三	三二・一	三三・三
-------	-------	------	------	------	------	------

北米合衆國は出生登録區域に於けるものである。出生登録區域は年により必ずしも同一でない。

而して華族の出生率が寧ろ歐洲に於ける老國に近似するものがあつて、我が國一般人口との間に格段の相違が認められるのは、兩者の生活程度の相違を物語るものでもあらうか。然しながら其の急激且正確なる減少速度には甚だ寒心すべきものがあつて、さらでに減少しつゝある華族人口の將來に一抹の不安を感じしめるに充分である。

註 華族の總人口は大正四年末靜態調査當時六千九百九十八人であつたが、大正九年末に六千七百人、同十四年末に五千九百七十四人となり、昭和五年末には更に五千九百九人に減少した。即ち大正四年末を百とすれば前記の順に九九・五、九八・〇、九六・九の如く減少したのであつて、十五ヶ年間に三・一%の減少を示してゐる。

次に私の記述は出生率の減少する理由の探究に移るのであるが、此のことに就いては動もすれば單なる社會情勢の動きや、經濟界の變動に結び付けて皮相的な觀察を下す者がないでもない。勿論華族とて國家社會の一員である以上、一般社會の羈絆を脱することは出来ないから、其の住んでゐる社會情勢に規制されることがないとは云はない。然しながら華族の出生率が社會情勢の微妙な動きに左右されてゐると云ふ見方が、假に眞であるとするならば、現に前掲第三表に依つて明な如く、華族に於ける其の反映は常に社會情勢乃至は經濟界の變動に一步を先んじてゐるやうに見受られるから、華族出生率の高低こそ社會情勢の動きを豫想する最も鋭敏なバロメーターだと云はなければならなくなる。然しながら華族が、彼の坑道内に於いて逸早くガスの發生を感知するカナリヤの役を務めてゐるとは如何しても思へない。蓋し直接に影響を蒙る程そんなに華族の生活が一般化してゐないからである。之は寧ろ華族自體に於ける内部的



事情に原因するのではないか。

### 三 出生率低下の原因

凡そ出生率低下の直接的原因として考へられることは、人口の持つ繁殖能力の減少と、繁殖感念の減退の二であるが、前者は更に流行病や花柳病等の蔓延、其の他種々の理由に基く國民健康状態の低下に依つて病的に繁殖能力の減少を餘儀なくされる場合と、戦争又は出稼等に依る國元の男子寡少や出稼先女子寡少等々の如く出産年齢にある男女何れかの人口の減少による場合の二が數へられる。

#### 繁殖能力の減少

而して一般に生活程度高く、従つて衛生思想の發達した華族の健康状態が僅か十五ヶ年の間に出生率に悪影響を及ぼす位に低下したとは思へないから、此處ではどうしても出産年齢にある人口の比較を試みたくなる。然しながら比較すべき年齢及び配偶關係別人口が、大正四年末及び同十四年末靜態調査の結果のみに限られてゐることは、比較上甚だ遺憾の點が多い。即ち華族は人口が少い上に其の動態現象は甚だ複雑であつて、恐らく毎年毎に於ける人口構成の内容にも著しい相違があると思はれるので、二回の調査だけでは未だ完全に比較對照の目的を達することが出来なだらうと思考されるからである。

註 華族の人口は一種の本籍人口であつて、其の調査は現に華族であることを絶體的條件とするから動態現象に於いて出生死亡に依る自然的増減のあることは全國一般の状態と變らないけれども、婚姻・離婚に依る離入籍は勿論養子縁組・養子縁離等に依る無籍者との縁組關係が頻繁であるのみならず、授爵・陞爵・除族等より私生子認知・家督相續・分家等々に至

るまで戸籍上の總ての離入籍を調査しなければならない故甚だ複雑である。

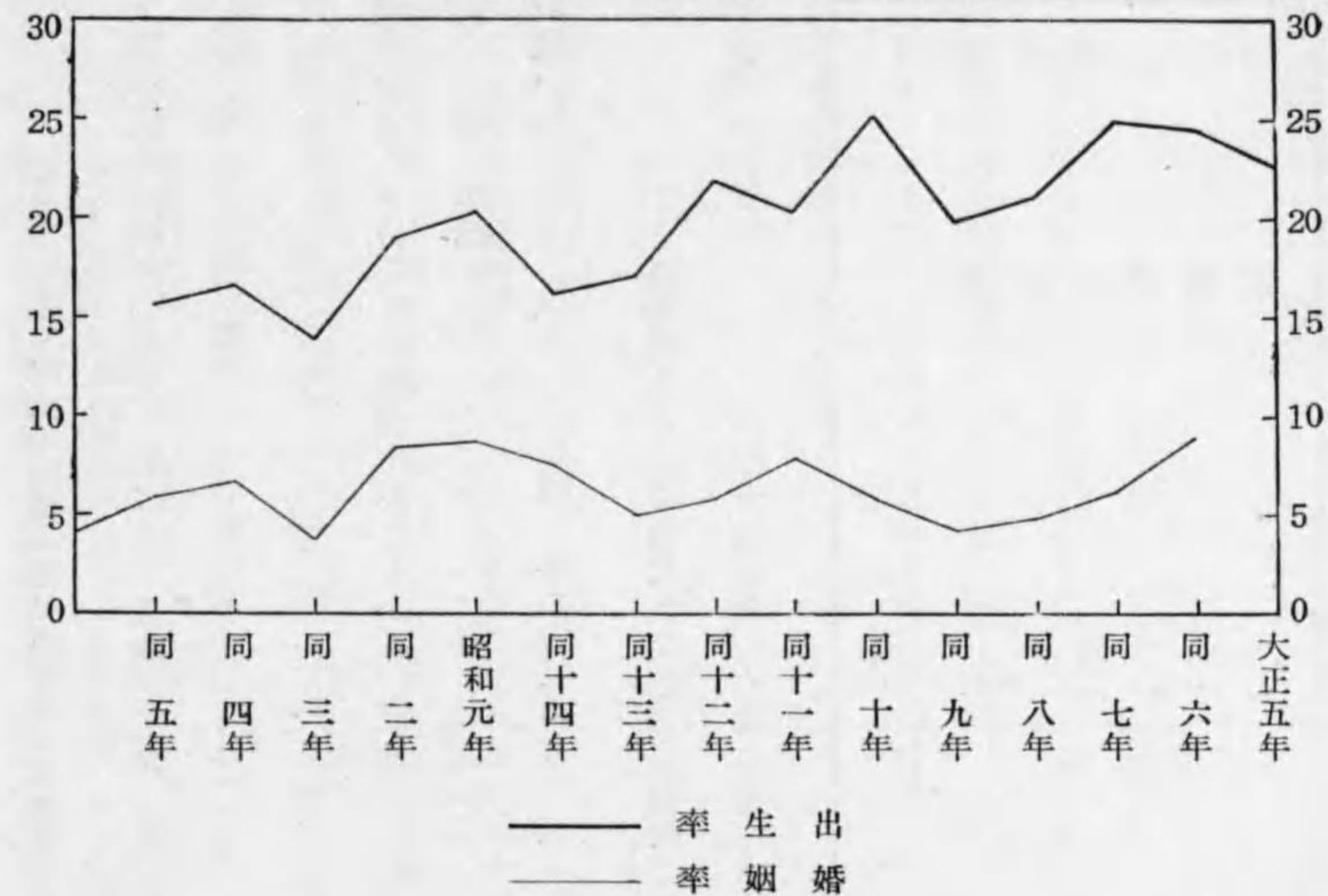
上掲第五表は兩度の調査に於ける十五歳以上四十五歳未満の妊孕年齢にある有配偶婦人の數を示したものであるが、之に依ると男爵は偶然には同數であつたけれども、公爵及び伯爵は増加し、侯爵及び子爵は減少して結局總數に於いては〇・七%の減少を見せてゐる。然しながら前述の理由から之等を以て直ちに十五ヶ年に於ける妊孕年齢婦人の増減傾向を云々することは無理であらうから、之を出生數と對照せしめることも亦危険である。故に此處では兩者の比較に就いては一切觸れないことにするが、強いて云ふならば華族の出生減少は妊孕年齢にある有配偶婦人の數とは餘り關係が無かつたやうに思はれ、原因は寧ろ他にあると云ふ印象を受けるだけである。

第五表 大正四年末及大正十四年末に於ける十五歳以上四十五歳未満の妊孕年齢にある有配偶婦人數

	大正四年	大正十四年	大正四年を百とする指數
總數	七二二	七〇七	九九・三
公爵	一一二	一六	一三三・三
侯爵	四二	三四	八一・〇
伯爵	八〇	八九	一一一・三
子爵	二八一	二七一	九六・四
男子	二九七	二九七	一〇〇・〇



第一圖 出生率と婚姻率の比較(千人に付)



繁殖能力の減少に就いて今一つ考へられることは、出生と婚姻との関係である。云ふまでもなく出生の根源をなすものは婚姻であつて、各年に於ける婚姻率の消長が出生に及ぼす影響は蓋し鮮少ならざるものがある。殊に華族に於ける婚姻が法律上の婚姻のみであること、出生児が庶子を除外した嫡出子のみであることは、兩者の因果関係を一層密接ならしめる。

上に掲げた第一圖は人口千に對する出生と婚姻の割合を同一基線上に對照せしめて兩者の關係を比較したものであるが、特に婚姻率を一年宛繰下げて翌年の出生と對照せしめたのは、普通人の妊娠期間が大凡二百八十日と計算されてゐるから、或る年の婚姻による繁殖効果は先づ其の翌年以後に現れるものと見るのが適當だと思はれたからである。

即ち、高低相併行して推移する兩者の關係が如何に密接なものであるかは敢へて多言を要しないまで明であつ

て、華族に於ける出生率の低下が或る程度まで婚姻率の低下に基因してゐることは最早疑ふべくもない事實であらう。

(註) 華族に於ける婚姻率の低下する原因は主として結婚期にある青年男女の量的不均衡に基く婚姻難と、傳統的生活環境の然らしむる人選難の結果だと見られる節がある。

繁殖感念の減退

前圖によつて吾々は婚姻率と出生率が互に不即不離の關係にあつて、殆んど同一歩調を以て推移してゐる状態を知つたのであるが、兩者の關係を更に仔細に點檢するならば、婚姻率と出生率との間隔(差)が近年に至り著しく狭められたことを知るであらう。之はとりもなほさず一婚姻當り出生数の減少したことを意味するもので、華族團體に於ける繁殖感念の減退を意味するものではなからうか。

人口の持つ繁殖感念即ち繁殖せんとする意志の減退は、やがて意識的に子孫を制限せんとする新マルサス主義的傾向を生ぜしめるものであるが、子孫の制限が果して意識的に行はれてゐるか否かに就ては、多くの場合之を説明すべき直接的材料を得ることが甚だ困難であつて、寧ろ不可能な事に屬する。故に此處では止むを得ず繁殖感念の結果たる出生児の側から歸納する間接的方法に依らなければならぬ。其の方法として次に二種の表を掲げる。

第六表 母の年齢別嫡出子出生数

總數	實數		千分比例	
	華族	全國	華族	全國
一四九	一九三六	四四	一〇〇〇	一〇〇〇
一七歲未満	一	七・七三	〇・七	四・二



實數	華族全國		華族全國		實數	華族全國	
	實數	千分比例	實數	千分比例		實數	千分比例
一七歲	九	六・三	八七	三二	六〇	四・二	四〇・〇
一八歲	二四	一六・五	一六・三	三三	三九	二・七	三三・二
一九歲	三三	二二・〇	二二・〇	三四	五〇	三・七	三三・八
二〇歲	四九	三三・〇	三五・九	三五	六五	四・九	三三・二
二一歲	七三	四九・三	四九・九	三六	九三	六・九	三三・五
二二歲	九三	六三・七	六三・六	三七	一〇五	七・五	三三・五
二三歲	一二四	八二・二	八二・〇	三八	一三六	九・九	三三・五
二四歲	一五七	一一〇・三	一一〇・一	三九	一八三	一三・一	三三・七
二五歲	二〇八	一四六・九	一四六・八	四〇	二四七	一八・三	三三・七
二六歲	二八六	一九〇・三	一九〇・二	四一	三〇六	二二・七	三三・七
二七歲	三八七	二五八・三	二五八・二	四二	三九八	二九・七	三三・七
二八歲	五〇九	三六〇・〇	三六〇・〇	四三	五〇二	三七・四	三三・七
二九歲	六八七	四九七・五	四九七・四	四四	六八二	五〇・六	三三・七
三〇歲	九七五	六九七・八	六九七・七	四五	九〇二	六六・六	三三・七
三一歲	一三〇	九七二・八	九七二・七	四五	一〇三二	七六・六	三三・七
三二歲	一八七	一三三〇・〇	一三三〇・〇	四五	一三六二	一〇〇・五	三三・七
三三歲	二六〇	一八七二・八	一八七二・七	四五	一六六二	一二三・五	三三・七
三四歲	三六〇	二五八七・五	二五八七・四	四五	二〇九二	一五五・五	三三・七
三五歲	四九〇	三六〇七・八	三六〇七・七	四五	二六六二	二〇〇・五	三三・七
三六歲	六六〇	四九七二・八	四九七二・七	四五	三三六二	二五五・五	三三・七
三七歲	八七〇	六六〇七・八	六六〇七・七	四五	四〇六二	三〇〇・五	三三・七
三八歲	一一〇	八二二・八	八二二・七	四五	四七六二	三五五・五	三三・七
三九歲	一五〇	一一〇七・八	一一〇七・七	四五	五四六二	四〇五・五	三三・七
四〇歲	二〇〇	一四〇七・八	一四〇七・七	四五	六二六二	四六五・五	三三・七
四一歲	二六〇	一八〇七・八	一八〇七・七	四五	七〇六二	五二五・五	三三・七
四二歲	三二〇	二二〇七・八	二二〇七・七	四五	七八六二	五八五・五	三三・七
四三歲	三八〇	二六〇七・八	二六〇七・七	四五	八六六二	六四五・五	三三・七
四四歲	四四〇	三〇〇七・八	三〇〇七・七	四五	九四六二	七〇五・五	三三・七
四五歲	五〇〇	三四〇七・八	三四〇七・七	四五	一〇二六二	七六五・五	三三・七
四六歲	五六〇	三八〇七・八	三八〇七・七	四五	一〇〇六二	七四五・五	三三・七
四七歲	六二〇	四二〇七・八	四二〇七・七	四五	一〇八六二	八〇五・五	三三・七
四八歲	六八〇	四六〇七・八	四六〇七・七	四五	一一六六二	八六五・五	三三・七
四九歲	七四〇	五〇〇七・八	五〇〇七・七	四五	一二四六二	九二五・五	三三・七
五〇歲	八〇〇	五四〇七・八	五四〇七・七	四五	一三二六二	九八五・五	三三・七
五一歲	八六〇	五八〇七・八	五八〇七・七	四五	一四〇六二	一〇四五・五	三三・七
五二歲	九二〇	六二〇七・八	六二〇七・七	四五	一四八六二	一〇六五・五	三三・七
五三歲	九八〇	六六〇七・八	六六〇七・七	四五	一五六六二	一一二五・五	三三・七
五四歲	一〇四〇	七〇〇七・八	七〇〇七・七	四五	一六四六二	一二八五・五	三三・七
五五歲	一〇〇〇	七四〇七・八	七四〇七・七	四五	一七二六二	一三四五・五	三三・七
五六歲	一〇六〇	七八〇七・八	七八〇七・七	四五	一八〇六二	一四〇五・五	三三・七
五七歲	一一二〇	八二〇七・八	八二〇七・七	四五	一八八六二	一四六五・五	三三・七
五八歲	一二〇	八六〇七・八	八六〇七・七	四五	一九六六二	一五二五・五	三三・七
五九歲	一七〇	九〇〇七・八	九〇〇七・七	四五	二〇四六二	一五八五・五	三三・七
六〇歲	二三〇	九四〇七・八	九四〇七・七	四五	二一二六二	一六四五・五	三三・七
六〇歲以上	三〇〇	一〇〇〇七・八	一〇〇〇七・七	四五	二二〇六二	一七〇五・五	三三・七

備考 華族は十五ヶ年間に於ける先代・當主・嗣子又は其の他の法定推定に依る家督相續人の子のみを分類せり、全國は大正十四年に於ける一ヶ年の事實なり。

第七表 母の年齢別嫡出子出生數 (每五ヶ年比較)

總數	實數		千分比例	
	實數	千分比例	實數	千分比例
一七歲未滿	一	一・一	一	一・一
一七歲	三	三・三	二	二・二
一八歲	七	七・七	五	五・五
一九歲	八	八・八	一〇	一〇・〇
二〇歲	一〇	一〇・〇	一三	一三・三
二一歲	一	一・一	一六	一六・六
二二歲	二	二・二	一八	一八・八
二三歲	二	二・二	二〇	二〇・〇
二四歲	二	二・二	二二	二二・二
二五歲	二	二・二	二四	二四・四
二六歲	二	二・二	二六	二六・六
二七歲	二	二・二	二八	二八・八
二八歲	二	二・二	三〇	三〇・〇
二九歲	二	二・二	三二	三二・二
三〇歲	二	二・二	三四	三四・四
三〇歲以上	二	二・二	三六	三六・六
總數	五三	五三・三	一〇〇	一〇〇・〇



實 數	千 分 比 例	
	至自 同大正 四年	至自 同大正 十年
二六	二〇・五	九・八
二七	二〇・五	四・九
二八	二〇・七	六・八
二九	二〇・七	五・九
三〇	二〇・七	四・七
三一	二〇・八	四・六
三二	二〇・九	四・八
三三	二一・〇	四・八
三四	二一・一	四・九
三五	二一・二	五・〇
三六	二一・三	五・一
三七	二一・四	五・二
三八	二一・五	五・三
三九	二一・六	五・四
四〇	二一・七	五・五
四一	二一・八	五・六
四二	二一・九	五・七
四三	二二・〇	五・八
四四	二二・一	五・九
四五	二二・二	六・〇
四六	二二・三	六・一
四七	二二・四	六・二
四八	二二・五	六・三
四九	二二・六	六・四
五〇	二二・七	六・五
五五	二二・八	六・六
六〇	二二・九	六・七
六五	二三・〇	六・八
七〇	二三・一	六・九
七五	二三・二	七・〇
八〇	二三・三	七・一
八五	二三・四	七・二
九〇	二三・五	七・三
九五	二三・六	七・四
一〇〇	二三・七	七・五

備考 本表は先代・當主・嗣子及び其の他の法定推定に依る家督相續人の子のみを分類せり。

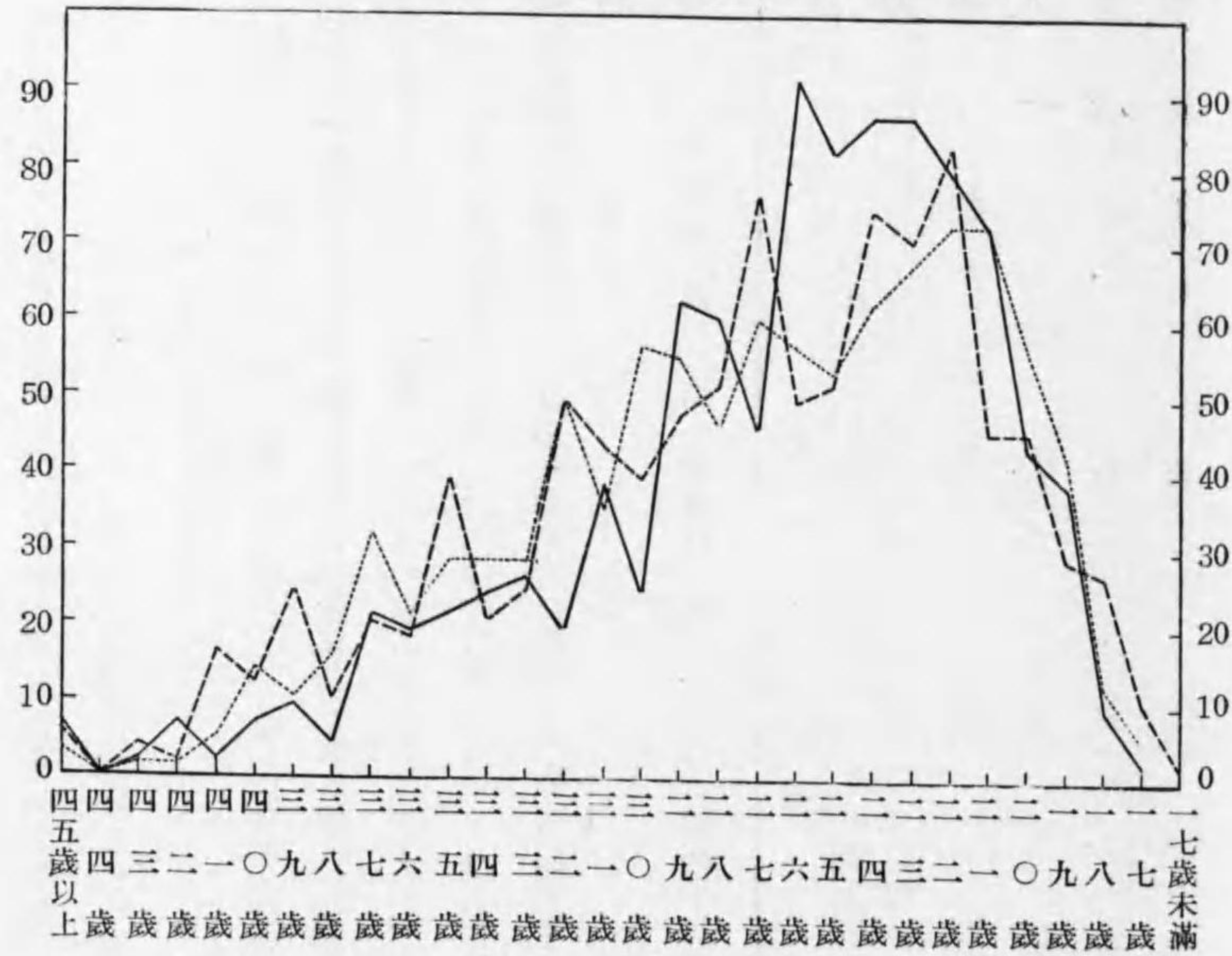
實 數	千 分 比 例	
	至自 同大正 四年	至自 同大正 十年
〇	二・四	七・三
一	二・四	七・三
二	二・四	七・三
三	二・四	七・三
四	二・四	七・三
五	二・四	七・三
六	二・四	七・三
七	二・四	七・三
八	二・四	七・三
九	二・四	七・三
一〇	二・四	七・三
一一	二・四	七・三
一二	二・四	七・三
一三	二・四	七・三
一四	二・四	七・三
一五	二・四	七・三
一六	二・四	七・三
一七	二・四	七・三
一八	二・四	七・三
一九	二・四	七・三
二〇	二・四	七・三
二一	二・四	七・三
二二	二・四	七・三
二三	二・四	七・三
二四	二・四	七・三
二五	二・四	七・三
二六	二・四	七・三
二七	二・四	七・三
二八	二・四	七・三
二九	二・四	七・三
三〇	二・四	七・三
三一	二・四	七・三
三二	二・四	七・三
三三	二・四	七・三
三四	二・四	七・三
三五	二・四	七・三
三六	二・四	七・三
三七	二・四	七・三
三八	二・四	七・三
三九	二・四	七・三
四〇	二・四	七・三
四一	二・四	七・三
四二	二・四	七・三
四三	二・四	七・三
四四	二・四	七・三
四五	二・四	七・三
四六	二・四	七・三
四七	二・四	七・三
四八	二・四	七・三
四九	二・四	七・三
五〇	二・四	七・三
五五	二・四	七・三
六〇	二・四	七・三
六五	二・四	七・三
七〇	二・四	七・三
七五	二・四	七・三
八〇	二・四	七・三
八五	二・四	七・三
九〇	二・四	七・三
九五	二・四	七・三
一〇〇	二・四	七・三

第六表及び第二圖は、先代・當主・嗣子又は其の他法定推定に依つて當然家督相續人となるべき者の子を、母の年齢別に分類して大正十四年に於ける全國の狀態と比較したものであるが、華族の出生兒は全國の其れよりも出産力の旺盛な若き母に集中されてゐる。然も第七表及び第三圖に示された如く、出生兒が若き母に集中されやうとする傾向は年と共に益々著しくなつて、最近昭和元年乃至昭和五年の五ヶ年間に於いては、三十歳以上の母に依る出生兒の割合は著しく低下し、二十歳臺殊に二十一歳乃至二十六歳の母に急激な増加を示した。而して二十歳以下の母に依る出生兒も漸次減少しつつあるが、之は父母共に晩婚になりつつある爲であらう。

假に、十五ヶ年を通じて華族人口の持つ出産力に何等の變化も無かつたとするならば、右の如く、出生兒が多々益々母の出産力最盛期に集中する傾向のあることは、自ら出生數の増加を伴ひ、従つて出生率の上昇にも有利な影響を及ぼす。



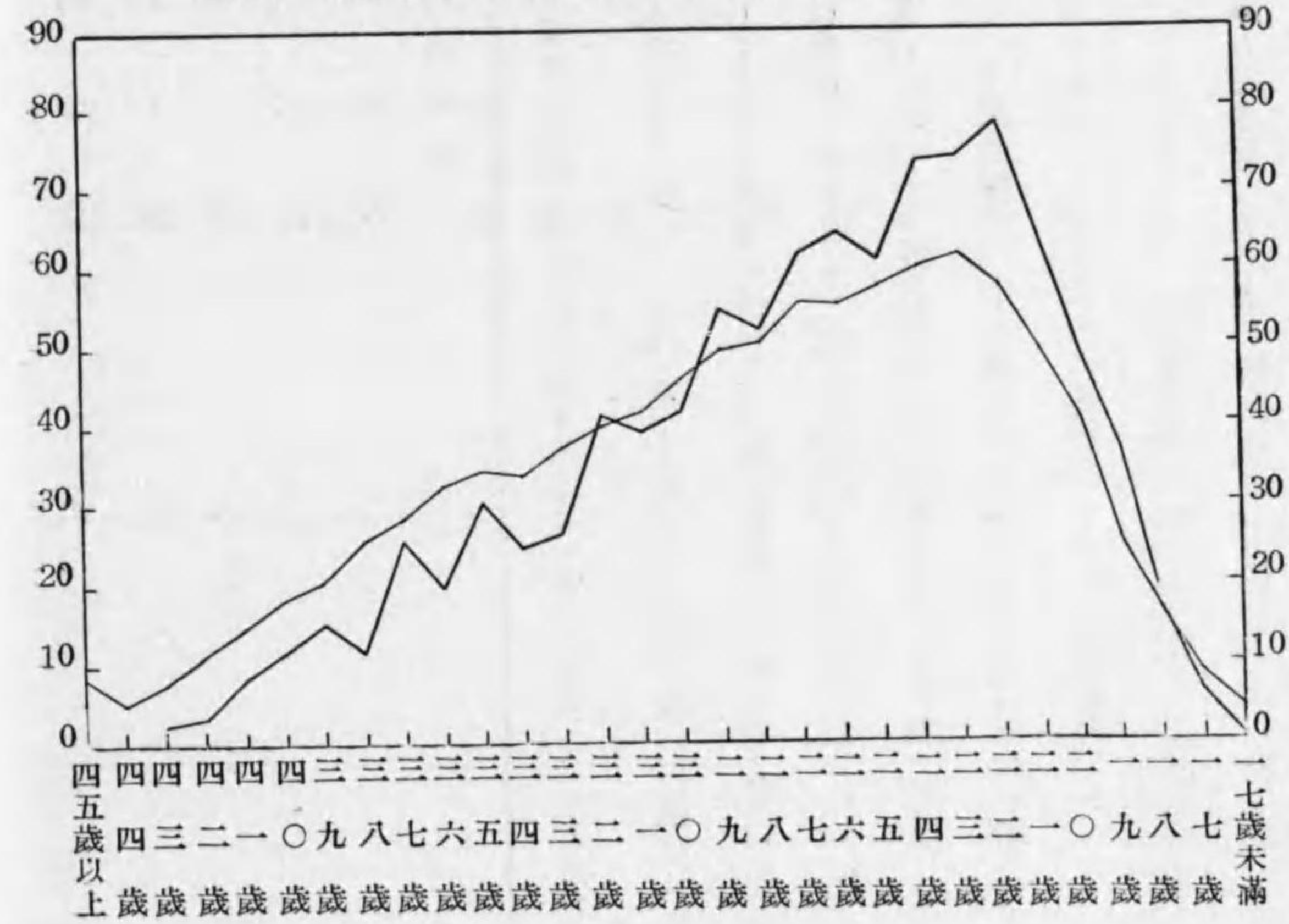
(付に千數總)推移の數生出子出嫡別齡年の母 圖三第



備考  
 本表は先代・當主・嗣子及び其の他の法定推  
 定家督相續人の子のみを分類せり。

..... 年九同至年五正大自  
 ----- 年四十同至年十正大自  
 ———— 年五同至年元和昭自

(付に千數總)布分の數生出子出嫡別齡年の母 圖二第



備考  
 華族は十五ヶ年間に於ける先代・當主・嗣子  
 又は其の他の法定推定に依る家督相續人の  
 子のみを分類せり  
 全國は大正十四年に於ける一ヶ年の事實な  
 り。

——— 族華  
 ----- 國全



す筈であるけれども、事實上華族の出生数が減少し、出生率が著しく低下した所を見ると、華族の出産力には可成激しい變化があつたものと見るべきである。即ち此の傾向は華族に於ける若き母の出産力が逐年昂騰しつゝあることを意味するものではなくて、寧ろ子供を早く生み了らうとする傾向のあることを示すものであらう。

却説、此處で私が特に先代・當主・嗣子又は其の他の法定推定家督相續人等専ら家系の繼承に關與する人々の子のみを分類したことは理由がある。即ち華族には分家其の他に依つて華族籍を離脱する者が相當にあつて、家系の繼承者以外の人は子供を生み了るまで華族として其の家に居ることが少いから、其等の華族としての出産力は離籍に依つて中絶されることとなる。故に離籍前の子を計算の中に入れることは、出生兒を、前表母の年齢別に於いて若き母に、次表出生の順位別に於いて最初の二三位迄に變態的に集中せしめる結果となつて、理論上決して適當でないと思はれたからである。

第八表 出生の順位に依り分ちたる嫡出子出生數 (每五ヶ年比較)

總數	實數		百分比例	
	自大正五年至同十年	自大正十年至同十五年	自大正五年至同十年	自大正十年至同十五年
總數	五三	四三	100.0	100.0
第一子	一七	二六	一九.0	二四.1
第二子	九	七	一五.8	一八.0
第三子	六	六	一五.3	一五.8

第 四 子	第 五 子	第 六 子	第 七 子	第 八 子	第 九 子	第 十 子	第 十 一 子	第 十 二 子	第 十 三 子	第 十 四 子	第 十 五 子	實數		百分比例	
												自大正五年至同十年	自大正十年至同十五年	自大正五年至同十年	自大正十年至同十五年
第 四 子	第 五 子	第 六 子	第 七 子	第 八 子	第 九 子	第 十 子	第 十 一 子	第 十 二 子	第 十 三 子	第 十 四 子	第 十 五 子	一	一	二.三	一.三
六	六	六	三	三	三	三	六	六	九	三	三	一	一	七.五	七.七
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	六.0	五.五
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	四.八	二.二
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	三.三	一.五
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	二.八	一.五
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	二.一	一.一
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	一.二	一.一
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	〇.七	〇.七
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	〇.四	〇.四
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	〇.四	〇.四
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	〇.四	〇.四
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	〇.三	〇.三

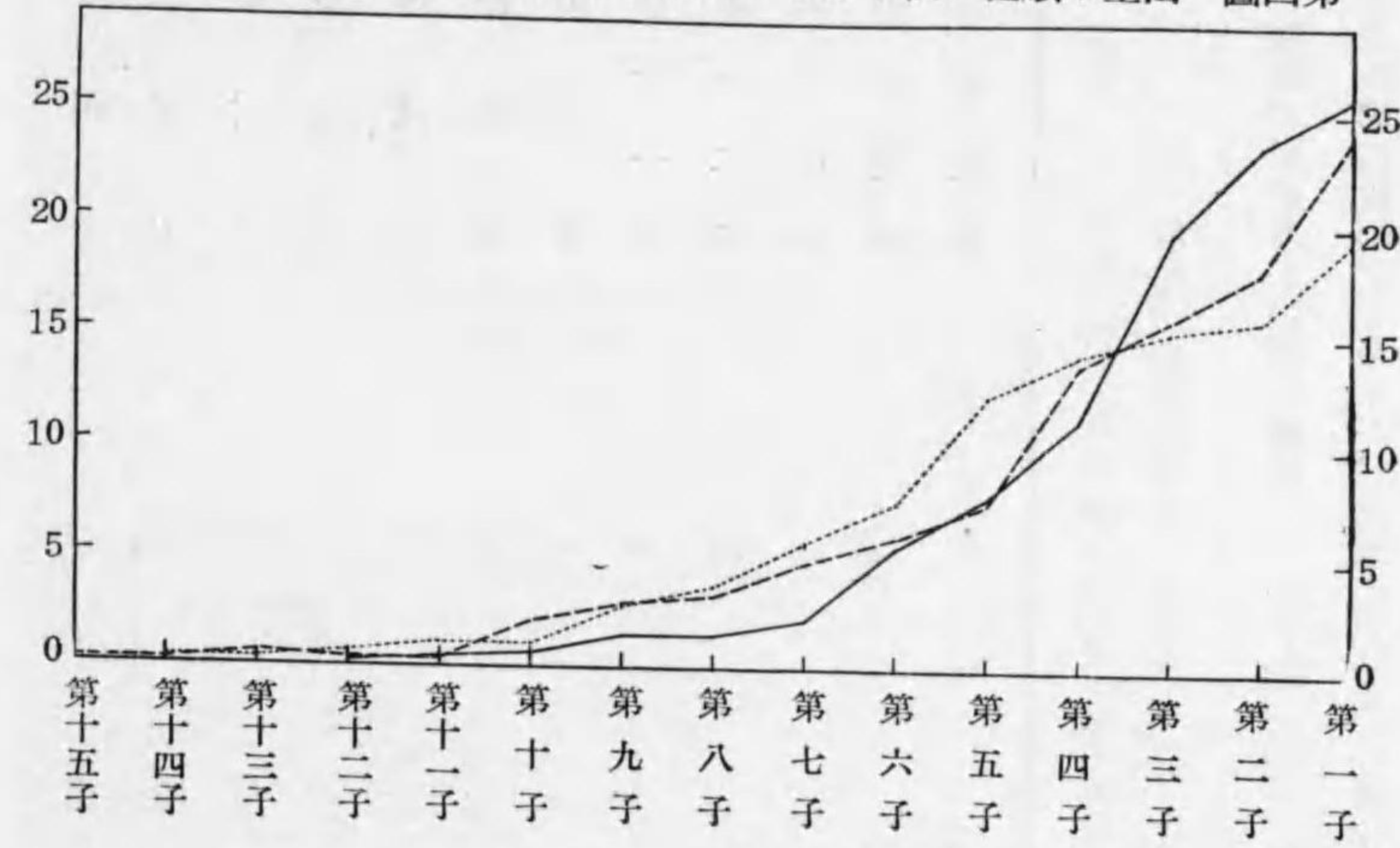
備考 一、本表は先代・當主・嗣子及び其の他の法定推定に依る家督相續人の子のみを分類せり。

二、出生兒の順位は再婚・三婚の出と云へども初婚の出より通算したる順位に依れり。

次に華族の出産力が如何に變化したかを知る爲に、私は更に出生兒を其の出生した順位に依つて分類して見た。即ち第八表及び第四圖が之であるが、其等の示す所に依れば、華族に於ける出生現象は漸次第三子までの出生兒に集中さ



第四圖 出生の順位に依り分ちる出産者数の分布(總數に付)



備考

本表は先代・當主・嗣子及び其の他の法定推定家督相續人の子のみを分類せり。

- ..... 自正五年至九年
- 自正十年至十四年
- 自昭和元年至五年

れつゝある傾向が明である。即ち大正五年より同九年に至る最初の五ヶ年間に出生した五百六十二人の出生兒中、第三子までの出生兒は合計二百八十二人五〇・一%で總數の約半數に過ぎなかつたが、大正十年乃至同十四年の五ヶ年間に、第三子までの出生兒は何れも割合の増加を示して合計すると總數の五七・九%を占むるやうになり、昭和元年以後の最近五ヶ年間に更に六八・九%と増加して、第三子までの出生兒で絶對多數を占むるやうになつた。之が爲に第四子以下の割合は規則正しく低下する。

次に此の割合を横に見ると、最初の五ヶ年間に於いては第六子以下の割合が急激に減少して未だ第五子までの出生兒が相當にあつたことを示してゐるけれども、次の五ヶ年に至り其の相違は第四子と第五子の間に最も著しくなつてゐる即ち大正十年乃至同十四年の五ヶ年間に於いては第四子までの出生兒に集中されてゐるのであつて、先の五ヶ年間に比し、明に一人の出生が制限されたことを示してゐる。然も此の傾向は昭和元年乃至同五年の五ヶ年間に至り更に第三子までの出生兒に集中されやうとする勢を見せてゐる。

而して、華族の出生兒が漸次若き母に集中され、且第三子までの出生子に制限されんとする傾向のあることは、其の出生率低下の主なる原因を成してゐるやうに思はれるが、之等の傾向は何れも十五ヶ年の間に現れた現象であつて、自然淘汰の結果にしては餘りに迅速且正確であり過ぎる。然も僅々十五ヶ年の短期間で人口の持つ出産力に斯も著しい減退があらうとは思へないから、之等の事實は何れも華族團體に新マルサスの傾向のあることを示すものであらう。



三 出生兒の體性

第九表 男女別嫡出子出生數 (自大正五年至昭和五年) (十五ヶ年間總數)

伯 侯 公 總 爵 爵 爵 數	男		女	
	總數	付女百に	總數	付女百に
九五	一七〇	三三	一〇七	三三
元	一〇〇	四八	九〇	三三
五	一〇〇	四八	一〇〇	三三
二五	一四〇	一〇八	一〇〇	一〇六
全 國	一四〇七、八三	一三三、八三	一四〇七、八三	一〇四、五

第十表 男女別嫡出子出生數 (每五ヶ年比較)

至自至自 同大正 十正九 四年九年 五年	男		女	
	總數	付女百に	總數	付女百に
三五	一〇五	三五	三五	九二
三七	一〇五	三五	三七	九二
至自 同昭 和元 五年	三五	三五	三五	九二

十五ヶ年間に於ける出生兒の體性は女百に付男一〇七・〇の割合であつて、全國に於ける一〇四・五よりも幾分男兒出

生の優越が認められるけれども、之が五ヶ年宛の推移状態を見ると、或は大正十年乃至同十四年に於けるが如く甚だし  
い男兒の高出生を見、或は昭和元年乃至同五年に於けるが如く却つて女兒の超過を示すやうな場合もあつて、直ちに其  
の常態を明にすることが出来ないけれども、之は恐らく數が少い爲であらう。即ち出生兒に與へられる體性は天の配劑  
であつて人力の如何ともする能はざる所、神業に具る玄妙不可思議な規則性も、之だけの數量では未だ完全に現はれな  
いものと見える。

四 庶 子

第十一表 男女別庶子出生數 (自大正五年至昭和五年) (十五ヶ年間總數)

全 男 子 伯 侯 公 總 國 爵 爵 爵 爵 數	男		女		人口千に對する 平均一年間の 割合(總數)	女百に付男
	總數	付女百に	總數	付女百に		
一二三	七二	一・三	五一	一・三	一・三	一三九・二
一	一	一・四	一	一・四	一・四	二〇〇・〇
一〇	七	〇・二	三	〇・二	〇・九	!
五六	三二	一・六	二五	一・六	一・六	一二四・〇
五二	三一	一・四	二一	一・四	一・四	一四七・六
一、〇八七、七四一	五六六、六三一	一・二	五二一、一一〇	一・二	一・二	一〇八・七



庶子の出生に於いて女百に對する男の割合が一三九・二を示して、嫡出子に於けるより男兒出生の優越が著しいのは、蓋し私生子たるべき出生兒が生れながらに庶子の身分を享受するのは主として父親の意志に基く場合が多く、父親は又一般に之を繼嗣問題と關係せしめて男兒を認知する場合が可成多いからであらう。故に右の割合には多分に人為的色彩が織込まれてゐると見なければならぬが、此の意味からすれば、華族の庶子出生に見る男兒の優越が、全國の庶子出生に於ける女百に付男一〇八・七の状態よりも尙著しく高くなつてゐることは、之を華族自體の嫡出子出生率の貧弱さと結び付けて考へる時、兩者の間には何か密接な因果關係があるやうに思はれる。

人口千に對する平均一年間の庶子出生率は一・三であつて全國に於ける一・二の割合よりも高率である。之を爵別に見ると公爵・子爵・男爵が平均以上の割合を示してゐるが、就中嫡出子出生に於いて案外な低率を示した子爵が、此處では一・六の最高位にあるのが特に注目される。勿論認知される庶子の總てが繼嗣問題に關係があるとは云はないけれども、尠く共子爵は私生子を認知することに依つて自らの嫡出子寡少を補はふとする風があると云はれても仕方がないであらう。子爵の爲、延いては華族全體の爲誠に惜しむべきことである。

次掲第十二表は庶子出生率の推移を知るために五ヶ年宛の總數を示したものであるが、最初の五ヶ年間に二・〇（人口千に對する一年平均）の割合を示した庶子の出生率は、次の五ヶ年間は一・五に減少し、昭和元年以後の五ヶ年には更に〇・五に激減した。然も此の減少傾向は何れの爵に於いても同様であつて、最近の状態など敢へて問題にする程のこともないであらう。然しながら此の激減も從來出生と同時に爲されてゐた私生子の認知が、最近は出生後一旦母の籍にあつたものを適當な時期に認知入籍させる彼の「私生子認知」の方法に形を變へたと云ふだけに過ぎないから、未

だ必ずしも華族男子の品行方正を證據立てるものとは思へない所がある。

第十二表 庶子出生數（每五ヶ年比較）

至自至自 同大正五年 十年九五年	實數	人口千に對する 平均一年間の割合	至自 同昭和五年	實數	人口千に對する 平均一年間の割合
六二 四四	二・〇 一・五		一六	〇・五	

即ち「私生子認知」の方法に依る庶子の入籍は、實數としては十五ヶ年間に僅かに三十八人を數へたに過ぎないけれども、其の人口千に對する平均一年間の割合は大正五年乃至同九年の五ヶ年間に〇・二であつたものが、大正十年乃至同十四年及び昭和元年乃至同五年の各五ヶ年には共に〇・五に増加した。二倍以上の増加を示した譯である。今參考までに之を表示すれば第十三表の如くである。

第十三表 私生兒認知（每五ヶ年比較）

至自至自 同大正五年 十年九五年	實數	人口千に對する 平均一年間の割合	至自 同昭和五年	實數	人口千に對する 平均一年間の割合
七 一五	〇・二 〇・五		一六	〇・五	



結 言

以上數節に亘つて私は華族の出生現象に就き拙い記述を試みたが、此處に之を要約すれば次の如くである。  
華族の出生率は、全國一般の出生率に比し甚だしく低率であるのみならず、恰も止まることを知らないもの、様に逐年減少を續けてゐるが、之が爲に動もすれば嫡出子の寡少を來し、従つて家系の繼承に重大なる支障を來しつゝあるかに思はれる所があつて、甚だ遺憾の點が多い。

而して出生率の減少する理由を詮索するに、或る程度まで婚姻率の減少に伴ふ自然的結果である所が認められなくもないが、其の裏には又意識的に子孫を制限せんとする風もあつて、華族人口の將來に憂ふべき禍根を胚胎してゐるやうに思はれるのは如何にも寒心に堪へない所である。殊に其の結果として自ら招いた嫡出子の寡少を、庶子に依つて補はふとする風があるに至つては言語道斷である。

而して庶子の出生は漸次減少する傾向にあるが、其の反面私生子の認知が急激に増加しつゝあるのは何故であらう坊間聞く所に依れば、遂に父親に認知されることなく一生を無爵者たる母の戸籍内で終つてしまふ華族男子の子が未だ必ずしも絶無であるとは云へないやうだから、今後華族が益々嫡出子の寡少を告ぐるに至れば、此の私生子認知が如何なる増加を示さんも計り難いのである。

華族人口の將來に就き一考を要すべき問題である。

自昭和三年  
至同 七年  
五箇年間奈良縣癌死亡者特別調査顛末

昭和八年(一、九三三年)十月メキシコ國に開催せられたる、第二十一回國際統計協會會議に於て、ベームルト(Böhmert)氏は「國際癌統計(International Krebsstatistik)調査方針」と題する論文を提出せり。その要旨を掲ぐれば左の如し。

一 癌死亡者統計

- 一 最近十箇年間ノ始及終ニ國勢調査ヲ施行シソノ結果其中間年度ノ年齢階級別平均人口ヲ算出シ得ル總テノ國ニ對シ左表ノ様式ニ依リ毎年ノ癌死亡者一覽表ヲ作成スル事ヲ希望ス

癌 死 亡 者

一九二一年	三〇歳未満 三〇―三四歳 以下六九歳迄ハ五歳階級 七〇―七九歳 八〇歳及八〇歳以上
年齢階級別平均人口	男性人口 女性人口
	イ 未婚 ロ 既婚或ハ結婚セルコトアルモノ
	右記二項目ニ分類スル事
總癌死亡者及國際分類ニ依リテ分ケラレタル癌種類別死亡者	
一九二二年	
同	



二 次ニ各地方別特ニ年長者タルコトヲ問ハズ癌死亡者認定ニ對シ或特殊保證ヲ提供スル大都市別ニ是等ノ表ヲ作成スル事ヲ希望ス此場合ハ其國ノ調査區及大都市ニ住居セザル外國人(病院ニ於テ死亡セル者其他)ヲ綿密ニ除外スル事ヲ要ス

三 各國ノ統計局ハ或市町村或ハ或地方ニ於テ癌死亡者ガ特ニ多キヤ否ヤ又癌死亡者ノ多キ事ハ永年ニ互レルモノナルヤ否ヤヲ研究スル事ヲ要ス

コレニ關シテハ其國ノ衛生機關ニ對シ問合スルヲ要ス斯如キ多數ナル事ノ原因ノ適確ナル判定ハ癌ノ本質及其發生ニ對スル我々ノ知識ヲ特ニ増加スルモノナリ

二 癌患者統計

- 一 病院ニ於テ治療中ノ癌患者ノ數ハ多クノ國ニ於テハ既ニ現在ニ於テハ自宅ニ於ケル癌患者ノ數ヨリハルカニ多シ
- 多クノ國ニ於テハ癌患者ガ細密ナル診察ヲ受クル研究所ヲ國家ノ援助ノモトニ設立セリ、此診察ノ聞書ハ中央機關ニ於テ統計上使用セラル、ニ於テハ癌ノ本質ヲ知ルニ非常ニ有用ナル基準ヲ提供シ得ルモノナリ
- 二 出來得レバ可ナルモ癌ノ各種ニ就テ必ズシモ書込ヲ要セズ必要ナルハ検査ノ統一ナリサレバ何處ニ於テモ質問ハ同一ナラザルベカラズ國際間ニ於テモ亦得タル結果ヲ交換シ得ル様協定スル事ヲ希望ス
- 三 姓名、出生年月日、體性、婚姻狀態ノ當然ノ書込以外左記ノ諸點ヲモ考慮セラル、様希望ス
- 一 住居―住民トシテハ疾患認定ノ場所ヲ以テス移轉ノ場合ハ相當長年ニ互リ二十歳ヨリ五十歳迄間病人ガ住

幾 歳 ノ 時 ニ	母 乳 哺 乳	其 ノ 期 間	乳 房 腫 瘍	流 産 及 早 産
1				
2				
3				
4				

居セル總ベテノモノヲ掲グル事

二 職業―特ニ癌ノ發生ニ對シ職業的影響アルベキモノ パン屋、菓子屋、牛肉屋、ビール釀造人等……石炭礦人夫及其他ノ礦山人夫、化學製品工場員(アニリン、瀝青、硫酸、硫酸銅等)火氣ニ曝サル、勞働者、洗濯屋等……座居使用人(事務員、タイピスト)等……並ニ相當長年ニ互リ二十歳ヨリ從事セル前ノ職業

三 健康狀態―肥滿、瘦身、肺、消化器、肝臟、膽囊ノ狀態、過去ノ疾患、膽結石、腎臟結石、梅毒、淋疾、腫瘍、腫瘍ハ傷口(打撲、腐蝕、寒氣、火傷、X光線、齲齒、齒瘻(Fistule dentaire)ニ依ルモノ)ニ發生セルヤ

四 妊娠、出産

五 食料及麻醉劑―脂肪、砂糖、罐詰、ビタミン、沃度ヲ缺ク食物、辛キ藥味、高熱ノ食料及飲料ノ過度ノ攝取、過度ノ喫煙(葉卷、紙卷、パイプ、嚙煙草、喫煙草、タバコ)ニ於ケル "Schmaezer" 過度ノ飲酒(麥酒、ブランデー、葡萄酒)モルヒネ中毒者、コカイン中毒者等……



六 親族中ノ癌患者數—祖父、祖母、父、母、伯叔父、伯叔母、兄弟、姉妹、息子、娘及其等ノ内三十歳以下ニテ死亡セルモノ……夫或ハ妻

是れより先、我が研究所に於ては、阪本調査部長夙に我が國に於ける癌死亡者の、奈良縣の特に高率なるに著目し、昭和二年（一、九二七年）を以て、我が研究所が二十數年來調査し來りたる、奈良縣人口動態統計の死亡者中より、大正七年（一、九一八年）より同十一年（一、九二二年）迄五箇年間の癌死亡者につき、比較研究を重ねたるもの及び其の後特に柳澤總裁の旨を受け、全國中より奈良縣に次ぎて癌死亡率の高きもの九縣を擇び、合計十縣につきて、大正十五年（一、九二六年）より昭和五年（一、九三〇年）迄五箇年間の比較研究をなしつゝありし際なりしを以て前記國際統計會議に參列せられたる柳澤總裁は、起ちて我が國に於ける癌蔓延の狀況に付て自己監督の柳澤統計研究所に於ける阪本部長の調査（未完成）に基づき我國中央部に於ける一府七縣（癌死亡の最も多き土地）の狀況を比例を以て示し老者に此死亡の多き、歐洲各國と大體の傾向を同ふするも全體の死亡率に對しては癌死亡率の大ならざるを見る但し漸増の傾向あるを説き國際的比較研究の重要にして Bohmet（獨）氏の結語と全く同感なるを述べ提案者の委員會附託論に贊成の意を表せられたりしが、柳澤總裁は歸朝の後我が國に於ける癌に關する統計的調査の十分ならざるを遺憾として、遂に奈良縣に於ける癌死亡者につき、昭和三年（一、九二八年）より同七年（一、九三二年）迄五箇年に溯り、一々其の家につき各種の調査をなすべきことを計畫し、遂に昭和八年十二月を以て、奈良縣統計課長宛左の依頼狀を發送せり。

拜啓貴管内に於ける癌死亡者の多きは全國中最大比率を示し居るに看て顯著なる事實に有之下名に於ては從來大いに之を憂ひ本研究所員に命じ統計的調査研究を爲さしめ其の一部は既に本研究所季報に掲載發表せしめ候事或は御

承知の儀かと存じ居り候爾來本研究所に於ては引き続き之が調査研究を繼續致居候處國際統計協會會員 Bohmet 氏は先年マドリッド會議に於て文明國に於ける癌死亡の狀況を報告し今年十月メキシコ會議に於ても繼續的報告をなし終に總會に於て國際的均一調査の必要を認め候が下名も該會議に於て我が國に於ける該病の蔓延狀況を述べ其の統計的研究につき大體報告致置候へ共何分十分なる材料を得難く遺憾なからず存居る次第に候が貴縣に於ける癌死亡者に就いては特に市町村別となせしものに關し明治四十四年來のもの調査済に相成居り、其の癌種類別、年齢別職業別の如きものもありても昭和三年以降の分にて既に製表を了したるものも若干有之候へ共進で癌の遺傳的傾向（癌は遺傳にあらずといふ説を爲す向あるも確論とはいひ難し）の研究を爲すべく、癌死亡者の父母・祖父母に溯りて其の死因を知るべき材料なく困却能在候間貴管内全體に互りたる頗る面倒なる調査にして甚だ御迷惑の儀とは存じ候へ共御取調の上御報告相煩度懇願の至りに堪へず候尙之に關聯して貴管内各地の氣象即ち氣温・濕度・雨量等及癌死亡者の生活狀況の調査有之候は、其の累年比較承知致度並に貴管内市町村別地圖にして其の山岳丘陵地・平地・市街地等の別相分り候簡明のもの有之候は、御惠贈相願度併せて御依頼申上候 敬 具

昭和八年十二月十五日

柳澤統計研究所

總裁 伯爵 柳 澤 保 惠

奈良縣統計課長 大久保 伊一郎殿

これに對し翌昭和九年一月左の回答あり。

拜復 御芳書拜見仕り候本縣内に於ける癌死亡の遺傳的調査に關し御申越相成候處右調査方法に就ては別紙の通計



畫仕り候條此段及回答候也

昭和九年一月二十三日

柳澤統計研究所

總裁 伯爵 柳澤 保 惠殿

奈良縣知事官房統計課長 大久保 伊 一郎

「別紙」

癌の遺傳的調査

一、癌死亡者の父母 祖父母の死因調べ

1、柳澤統計研究所に於て内閣統計局人口動態小票により本縣内に於ける癌死亡者の住所氏名 死亡年月日 癌名等を調査し(一人一票のカード式にすること)統計課長へ通知相成度

2、右材料により各市町村長へ照會致度

二、氣温、湿度、雨雪等及癌死亡者の生活狀況調査

1、氣温湿度雨雪等の調査は八木測候所長へ照會し市町村別又は地域別(森林地帯、山間地方、階段地方、平坦地方或は都市と農村)に詳細調査し回答可致

2、癌死亡者の生活狀況は癌死亡者に就ての生活狀況を市町村長に照會し回答致度

三、貴管内市町村別の地圖にして山岳 丘陵地 平地 市街地等の知り得るもの

1、奈良縣勢要覽用地圖參照のこと

こゝに於て本研究所は、左の如き「奈良縣癌死亡者調査票」二種「奈良縣癌死亡者調査票記入心得」及び「同上依頼

奈良縣癌死亡者調査票

町村	市郡		所名	役場	籍	本役
氏名						
(1) 癌の種類	(2) 男女の別		男	女		
(3) 死亡の場所	市郡		町村			
(4) 死亡の日	年	月	日			
(5) 出生の日	年	月	日			
(6) 配偶の係	未婚	有配偶	死別	離別		
(7) 血縁者の癌の種類	血縁関係					
(8) 嗜好品	(9) 産兒の数					
(10) 最も長く従事した職業						
(11) 最も長く住居した場所	府縣	市郡	町村			
(12) 氣温	最高極	最低極	平均			
(13) 湿度	%		(14) 降水量	耗		

狀」を作製し、豫て内閣統計局より借用せし、奈良縣に於ける昭和三年より同七年迄五箇年間の癌死亡者の人口動態小票より、本籍役所役場名、氏名及び(1)乃至(6)迄の已知の事項を謄寫したるものを準備し



奈良縣癌死亡者調査票記入心得

本籍役所、役場名

死亡者氏名

(1) 癌の種類

(2) 男女の別

(3) 死亡の場所

(4) 死亡の年月日

(5) 出生の年月日

(6) 配偶の關係

以上の各欄は當研究所に於て既に記入し置きたるを以て何等記入の必要なければども、若し誤謬の廉を發見したる時は訂正ありたし。

(7) 血縁者の癌

本欄は「血縁關係」と「癌の種類」との二欄に分ちありて「血縁關係」欄には父母、祖父母は勿論兄弟姉妹、伯父母等の如き血縁あるものにして癌腫に罹りたるものありたる場合は悉く之を本欄に記入し「癌の種類」欄には之を上「血縁關係」欄と相對せしめ其の癌の種類を記入するものとす。例へば父が胃癌に罹り伯母が乳癌に罹りたる事實あれば「血縁關係」欄に「父」及び「伯母」と記入し「癌の種類」欄には「父」の下に「胃癌」、「伯母」の下に「乳癌」と記入するが如し。

但し本欄に記入すべき事實なきときは單に斜線を畫す。

(8) 嗜好品

本欄は本人の生前嗜好したる酒、茶其の他の飲食物又は煙草の如きものを記入するものとす。若し其の事實なきときは單に斜線を畫す。

(9) 産兒の數

本欄は女の癌死亡者に限り記入するものとす。故に男の場合又は出産の事實なきものは單に斜線を畫す。

(10) 最も長く従事せし職業

本欄は本人の最も長く従事せし職業を委しく記入するものとす。例へば「果樹栽培業」「川魚漁業」「薪炭販賣業」の如きは單に「農業」「漁業」「商業等」と記入せず、「果樹栽培業」「川魚漁業」「薪炭販賣業」と記入するが如し。

(11) 最も長く住居せし場所

本欄は本人の最も長く住居せし道府縣郡市町村名を記入するものとす。

以上(7)より(11)迄の五欄は他に於て知ること能はざる所なるを以て當該市町村役場に於て詳細御取調の上記入あらんことを切望す。

(12) 氣 温

(13) 濕 度

(14) 降 水 量



以上(12)より(14)迄の四欄は當該市町村最寄の氣象觀測所に就き調査記入ありたし。

昭和九年五月

財団法人 柳澤統計研究所

### 奈良縣癌死亡者調査票

本籍又は寄留 役場 役所 名	市 郡		町 村
氏 名			
(1) 癌の種類	(2) 男女の別		男 女
(3) 死亡の場所	府 縣	市 郡	町 村
(4) 死亡の日	昭和 年 月 日		
(5) 出生の日	年 月 日		
(6) 配偶の係	未婚 有配偶 死別 離別		
(7) 血縁者癌の種類	血縁係 癌の種類		
(8) 嗜好品	(9) 産兒の數		
(10) 最も長く從事した職業			
(11) 最も長く住居した場所	府 縣	市 郡	町 村
(12) 氣 溫	最高極 最低極 平均		
(13) 濕 度	%	(14) 降水量	耗

拜啓貴 内ニ於ケル癌死亡者調査票ハ別紙ノ通りニ候ヘ共此ノ外貴 内ニ本籍ヲ有スル者又ハ寄留者ニシテ癌腫ニ罹リ治療其ノ他ノ爲メニ貴 以外ノ地ニ於テ死亡セシ者ニ就テハ當研究所ニ於テハ之ヲ知ルヲ得ズ從ツテ其ノ調査票調製致兼候間是レ等ニ對シテハ何卒貴 内ニ於テ御調査ノ上別ニ差出置候調査票ニ御記入ノ上當方ヨリ氏名等記入ノ上差出置候分ト共ニ御返送相煩度及御依頼候也

昭和九年五月

財団法人 柳澤統計研究所

柳澤總裁よりは改めて同縣知事に向つて左の如き依頼狀を發送せり。

當柳澤統計研究所ニ於テハ數年來癌腫ニ關スル調査研究ヲ致シ居リ既ニ昨秋メキシコ市ニ於テ開催ノ第二十一回國際統計協會會議ニ參列ノ際ハ該調査ノ次第ヲ略述致置キ爾來尙一層詳細ナル研究ヲ遂ゲ度努力致居候就テハ貴管内ニ於ケル癌ノ死亡率ハ我が國第一ノ高率ニ有之候間内閣統計局發表ノ人口動態統計以外ノ事項ヲモ取調ベ研究致度別紙ノ如キ癌死亡者調査票及ビ同記入心得調製ノ上貴管内ニ於ケル昭和三年以降ノ癌死亡者ニ就キ氏名其ノ他既知ノ事項記入ノ上御送付致シ度候間當該各市町村ヲシテ右記入心得ニ準據シ取調ノ上該癌死亡者票ニソレゾレ記入セシメ御返送成シ下サレ度懇願ノ至リニ御座候幸ニ斯學開發ノ爲メ本所ノ希望御聞届ケ下サレ候ハ、速ニ前記昭和三年以降ノ貴管内癌死亡者調査票調製差出可申候間折返シ何分ノ御指示仰キ度候也

昭和九年五月三日



奈良縣知事 兒 玉 政 介 殿

財團法人柳澤統計研究所  
總裁 伯爵 柳 澤 保 惠

之に對し同縣知事より左の如き回答を得たり。

統第二六六號

昭和九年五月十日

奈良縣知事 兒 玉 政 介

柳澤統計研究所總裁殿

本縣昭和三年以降ノ癌死亡者票調査ニ關スル件回答

本月三日付御照會相成候標記ノ件了承致候癌死亡者調査票御送付相成度

本研究所は右の回答を得たるを以て、既知の事項を記入したる「癌死亡調査票」を順次發送し、同年六月二十九日を以て一市、一五〇町村三、五七九票の發送を完了せり。而して同縣よりは亦順次調査記入済みの分より還送し來り、昭和十年二月十三日を以て全部の還送を終りしが、尙本研究所より送附せしもの、外新に發見せしもの七一票をも調査の上送附來りたるを以て總小票三、六五〇票となれり、其の市郡及び年度別左の如し。

奈良縣癌死亡者調査票目録 (△印は新發見の分)

市郡名	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
添上	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
生駒	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
山邊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
磯城	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
宇陀	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
高市	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
北葛	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
南葛	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
宇智	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
吉野	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
奈良	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
合計	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

右に對し柳澤總裁は、昭和十年二月十五日付を以て奈良縣知事及び本調査關係者に左の禮狀を發送せり。



拜啓曩ニ貴縣管内ニ於ケル昭和三年ヨリ同七年迄五ヶ年間ノ癌死亡者三千六百五十名ニ對スル調査方御依頼致シ候處本月十三日ヲ以テ調査完了ノ上全部御返送ヲ賜リ正ニ受領致候就テハ該調査票ヲ以テ直ニ癌死亡者ニ關スル統計的調査ニ着手可致候間該調査終了ノ上ハ詳細御報告可致候ヘ共不取致該調査票調査方御盡力被成下候謝意相表シ度如此ニ御座候 敬具

昭和十年三月十五日

財團法人 柳澤統計研究所

總裁 伯爵 柳 澤 保 惠

奈良縣知事 一 戸 二 郎殿

拜啓曩ニ貴縣管内ニ於ケル昭和三年ヨリ同七年迄五ヶ年間ノ癌死亡者三千六百五十名ニ對スル調査方御依頼致シ候處非常ナル御斡旋ト御盡力ヲ以テ本月十三日ヲ以テ全部調査完了ノ上該調査票御送付被下感謝ノ至リニ存候就テハ該調査票ヲ以テ直ニ癌死亡者ニ關スル統計的調査ニ着手可致候間其ノ調査終了ノ上ハ詳細御報告可致候ヘ共不取致該調査票調査方御盡力被成下候謝意相表シ度如此ニ御座候 敬具

昭和十年三月十五日

財團法人 柳澤統計研究所

總裁 伯爵 柳 澤 保 惠

奈良縣總務部統計課長

大久保 伊 一 郎殿

奈良縣總務部統計課

加 藤 三 郎殿

奈良縣總務部統計課

田 中 長 市 郎殿

(各 通)

尙同年四月を以て本調査に直接に盡力せし奈良縣管内一市一五〇町村長に對しても左記感謝状を送り謝意を表したり。拜呈 時下愈々御多祥の段大賀申上候情而本研究所は公設統計機關の補助たる任務を遂行する目的を以て大正二年創立致せしものに有之候に依り努めて社會各般の事相看取に留意を怠らす罷在候が豫て全國に於ける病類の分布に就き觀察致候に奈良縣が特に癌患者の多數を示し居ること實に顯著なるに拘らず從來其の調査の等閑視せられたるを遺憾と認め候に付本研究所は進で之が研究に着手致すべく昨昭和九年五月貴市、町、村に於ける昭和三年乃至同七年五箇年間の癌死亡者に關し詳細なる調査方御依頼致候處公務御多忙中早速御引受被下御蔭を以て癌腫の統計的研究に關し貴重なる資料を得申候こと誠に感銘の至に堪へず茲に恭く謝意相表し度如斯御座候

昭和十年四月

財團法人柳澤統計研究所總裁  
國際統計協會名譽會員(海牙)  
從二位勳二等 伯爵

柳 澤 保 惠

此くの如くにして奈良縣に於ける昭和三年乃至同七年五箇年間の理想的癌死亡者の調査材料を得たるを以て、直に是れが檢閲を行ひ、或は符號を附し、各種の準備工作を終り、其の製表に着手せしは實に昭和十年四月十六日にして、其の終了を告げたるは昭和十一年四月廿八日なり。而して其の表數は左の十二表なりき。



自昭和三年 奈良縣癌死亡者統計表  
至同 七年

- 其の一 癌の發生個所及死亡の場所別
  - 其の二 最も永く住居せし場所別
  - 其の三 月 別
  - 其の四 年齢(各歳)別
  - 其の五 年齢(五歳階級)及配偶關係別
  - 其の六 職業(小分類)別
  - 其の七 嗜好品別
  - 其の八 産兒の數別
  - 其の九 血縁者の癌の有無及種類別
  - 其の一〇 最も永く住居せし場所の平均氣温別
  - 其の一 最も永く住居せし場所の最高氣温別
  - 其の二 最も永く住居せし場所の最低氣温別
  - 其の三 最も永く住居せし場所の降水量別
  - 其の四 最も永く住居せし場所の地質別
  - 其の一五 經産婦年齢(五歳級)及び婚姻關係別
- 参考 餘病のある癌死亡者種類及死亡の場所別
- 以 上

講 演

再び産業及び職業分類について

(本稿は昭和九年九、十月二回に互り講演したるものなり)

阪 本 敦

元來産業及び職業といふものは、決して別々に考ふべきものではない、それは丁度織物の經糸と緯糸の様なものである。人間の生活して居る有様を縦に觀察して見れば産業で、之を横に觀察すれば職業である、それ故此の社會を經濟的に觀察するには、どうしても縦横に觀察せなければ本當のことは分らぬ、それを從來の統計では、多少産業を加味した分類であつたが、主として職業の方面から調査研究して居つた故、其の真相を握むに甚だ不十分の感を懐かしめた、このことについては故統計局長花房直三郎博士なども夙く既に心ついて居られたのであつたが、之を實現するに至らずに故人になられたのである。然るに去る昭和五年内閣訓令第三號を以て此の産業及び職業の兩分類が制定發布せらるゝこととなり、同年施行の國勢調査は之に由りて製表せらるゝこととなつたのは、我が國統計界に畫期的の改良を加へたものといふてよいのである。然り、それは實に畫期的の改良ではありますが、私にはまだ少し満足出來ぬ所があるのであります。それは何であるかといへば、從來の職業分類では産業や職業の状態を如實に表章することが出来なかつたが、今回發布になつた産業及び職業分類でも矢張同様であるのであります。



然らば其の産業や職業の状態を如實に表章して居らぬといふことは、如何なる事であるかと云へば、是れに三種あり、其の一は一人で各種の事業を兼營して居る場合である、従來は大抵其の最も多く収入のあるもの一つ、副業を調査する場合でも僅に其の収入の第二位にあるもの一種を調査表章するに止めてあつた、これでは産業や職業の状態を如實に表章するとはいへぬ。第二には世間でも自分でも單純なものと思つて經營して居るが、其の實さうでないものがある、例へば鑛山業の如き、單に鑛物を採掘して、直に是れを精鍊業者に販賣する者もあり、又は鑛業者自身が精鍊迄をも經營して居る向もある。此の場合は従來の調査では何れも鑛業中に包括せしめて表章して取扱つて居る、けれども單に精鍊業のみを營んで居る場合はどうかといへば、之を工業として取扱つて居る、さうすれば前に掲げた鑛業者が精鍊をもやつて居るのは、鑛業と工業とを兼ねて居るのであるが、従來の調査では單に鑛業者としてのみ表章せられて居るに過ぎぬ、これ亦産業や職業の状態を如實に表章して居るとはいへぬ。第三は前と同じ様であるが、少しく異つて居るものがある、これは表章の仕方の誤つて居るのではなく、既に産業分類又は職業分類に於て誤つて居るものをいふのである。それは何であるかといへば料理店や飲食店を従來の職業分類でも現行の産業分類でも何れも商業中に包含せしめてあることである。特に現行の産業分類中には百貨店をも商業中に容れてある。此れが私にいはずればどうも妥當でないと思ふ、換言すれば如實に表章して居らぬと思ふのである。何故なれば是れ等は何れも單に商業のみを營んで居らぬからであります。委敷いふならば料理店では飲食品の製造が主であつて、其の設備や待遇は之に伴ふべきものであります。飲食店にしても同様である。又百貨店は物品販賣が主であるかも知れぬが、製造もします、運搬業もやつて居る(尤もこれは料金をとらぬが)。寫眞撮影とか、美容術とか、検眼とか、商業以外

種々なることを兼營して居るのが百貨店の本領であります。然るに之を單に一の商業中にかたづけて仕舞ふといふことは決して産業や職業を如實に表章して居るとはいへぬのである。

然らば之を如何にすればよいかといへば、先づ以て第一に農業だとか、工業だとか、商業だとかいふものは如何なるものであるか、其の範圍を明かにせんければならぬ。といふのが前二回に互りお話しした所の要旨であります。

さて農工商等の範圍を明かにするといふことでありますが、従來の職業分類や現行の産業分類が全然混亂して居つたといふのではない、唯今述べた料理店、飲食店及び百貨店の如き二、三のものが、合理的でないといふ迄で、其の他のものは其の範圍は判然として居りますけれども、唯調査する時に之を明確にして置かない爲め、之を表章する時に産業や職業状態が如實に現し出されて居らぬと思ふのである。然らばそれを如何にせばよいかといへば、先づ以て産業や職業を調査する人に農工商等の範圍を明確に知悉して置いて貰ひ、さうして其の調査し得た材料を以て適當なる方法に依り如實に之を表章せんければ十分に其の目的を達することが出来ぬのである。そこで今試みに是れ等の範圍につき少しくお話しして見ませう。

先づ第一に農業から申せば、これに狹義の農業と廣義の農業の二つがあります。狹義の農業といふのは、俗にいふ百姓の營んで居る業務のことで、田畑を耕作する位に止まるのでありますが、廣義の農業といふのは、天然物を採収するものを總べて網羅して居るのであつて、それには三つの區別がある。三つの區別とは第一が動物、第二が植物、第三が鑛物、此の三つの採収が即ち廣義の農業であります。動物と植物には、陸と水の二種があるが、鑛物ではそれが判然と分れて居ない。又動物と植物には天然の儘採収する場合と、之を栽培養殖して後採収する場合との別があり



ますが、礦物には天然の儘採収するのみであります。

さて以上の如く天然物其の儘、又は栽培養殖して採収するのが、其の儘農業であるかといへば、それは決して農業ではないといへぬが、さやうな場合は唯自給自足の状態であつて、國民經濟的産業ではない、自給は勿論大切であるが、其の有餘の分を以て他の有餘の分と交換する、さやうにして始めて眞の産業といひ得るのであります、けれども此の有餘を交換するといふことは農業ではない、商業であるといふかも知れぬが、それは商業とはちがふ、商業といふのは自分は生産はせぬ、他人の生産品を買入れて、他人に賣り、其の間の利益を得るを營業とするものであつて、農業者の如く自分の生産品を賣るのではない。

それならば農業なるものは天然物を採収して、其の儘交換即ち賣り拂つて他の入用の品物を購入すべきで、少しも之に加工してはならぬかといへば、さう窮屈に考へんでもよい、このことは前回などでお話した處では、十分に述べてない故、少しく補足して置く必要があると思ふ。例へば自家用として味噌を醸造したとする、これは假令それが自分の作った豆や麥を材料としたとはいへ立派な加工品である、けれどもそれは他に賣る爲めに造つたのではないのである。然るに他から之を求められて、その人に分譲した場合があつたとする、此の場合其の味噌は一種の工業品であるやうに思はるゝが、決して工業とはいはれぬのであつて、矢張純然たる農業である。然らば工業と農業との別は何處にあるかといへば、最初から他人の需要に應ずべく加工する設備を調べてあるのさうでないのに因る外はない。前回の酪農の話をもう一度例にして見よう、バターやチーズは自家用として製造する事が出来る、けれども酪農とはいはぬ。酪農といふのは、最初からバター、チーズ又はコンデンスミルクを製造して發賣しようといふ計畫の元に設備を調べて經營する場

合始めて之を酪農といひ得る。而して其れは決して農業ではない、純然たる工業即ち牛乳精製業又は牛乳加工業である。假令自分の牧場の乳牛から搾取した牛乳で製造したとはいへ、それは農業ではなく、農業兼工業といはねばならぬ。

然らば漁業者が、漁獲物を船中等に於て加工するのはどうか、例へばナマリブシの如き、漁獲すると直に其の鱈を處理してナマリブシにする場合がある、是れは明に加工であります。けれどもこれを工業とはいはぬ、何故なればさうしなれば保存出来ぬからであります。丁度穀物を乾燥せしめるのと同一理由といへる。此れと同様に鹽物や干物も其の魚介類を買求めて特に加工するのぞなければ、氷詰にして永く保存して市場へ出すのと少しも異らないのであります。但し此の頃盛になつた蟹工船といふものはちがう、あれは市場へ出す迄保存させるといふことの範圍を超えて立派に加工して居るのであつて、これは漁業兼工業といはねばならぬのであります。

要するに農業の範圍は、自家用として又は收穫物保存の爲めの加工迄であつてそれ以外は皆工業となるのであります。

第二は工業、これは天然物を人の使用に供する爲め加工する事で、これに豫備加工と然らざるものゝ二がある。豫備加工業といふのは用途に向ける爲めの加工を施す前に其の豫備として加工する業で、此の豫備加工を施したばかりの物は、未だ何に使用するか分らぬのであります。

豫備加工が終つた材料又は豫備加工のいらぬ材料に加工する業に三種の區別がある。第一は材料的工業、此の工業は用途の如何を問はず、或る比較的單一なる材料を用ひて製作する工業であつて、第二は用途的工業、これは種々なる



材料を用ひ、或る一定の用途に向つて製作する工業。第三は技術的工業、此の工業は種々なる材料を用ひ、又は材料を選ばず、若くは用途の如何に關せず、専ら熟練せる技巧に依り製作又は加工する工業である。

以上準備工業を併せて四種が工業の全部であつて、これ以外は工業ではないのである。

第三は商業である。商業といふのは、古來いろいろの解釋があるが、私にはすれば、今盛んに使用せられて居る所のサービス、其のサービスを業とするのが商業である。サービスには交換的サービス、設備的サービス、資本のサービスなどあるが、何れもこれ等は皆商業に屬すべきものであります。

交換的サービスといふのは、供給者と需用者との仲間に立つて物品の交換をする、詳言すれば物品販賣業の如きは交換的のサービスであります。設備的サービスといふのは、倉庫業とか、物品の賃貸業とか乃至は觀覽者と演藝者の爲めに興行場や娯樂場を經營するといふのがそれである。それから資本のサービスといふのは、銀行其の他の金融業及び保險業の如きがそれであつて、これ等は何れも需用者と供給者の中間に在つて周旋奔走して、其の間の勞に酬ゆる報酬即ち利益に依つて生活して居るものであります。此の意味からいへば交通業の如きも矢張商業中に屬せしむべきもので、従前から廣義の商業には包含せしめてあります。

以上農工商三者の分野だけは明になりましたが、此處で鳥渡現行の「産業分類」といふものについて批評を下して置かなければならぬことになりました。でないで此の私のお話を進めるに少しく都合が悪いからであります。

元來産業といふことは物を生産することである故、文字からいへば今掲げた農工商の三つを出でぬ筈である、然るにも拘らず現行の「産業分類」には公務、自由業や家事や無業迄をも包含せしめてあるのはどんなものか。尤も職業分類

中にも從來から無業を包含せしめある點からいへば、少しも差支へないといへばいへるかも知れぬが、事實からいへば少し無理である。これは産業分類とか職業分類などいふから無理に聞るので、若し改良するならば序に其の名稱を前にも鳥渡いふて置いたが「生活状態類別」としたならばどんなものであつたらうか、私はさうした方が非常によいと思ふ。生活状態といへば公務や自由業は申す迄もなく、無職業迄をも少しも無理がなく包括し得るからである。

では、假りにさうしたとしたならば、産業調査と職業調査とは如何にして表章するかといふ問題に逢着することゝなるが、これも前々から屢々いふ通り、縦に見れば産業が分り、横に見れば職業が分る様に「生活状態類別」を編製すればよいのである。

然らば其の「生活状態類別」といふのは如何なるものであるかといへば、從來の「職業分類」とか、現行の「産業分類」の如きものと大した相違がないが、目的が違ふから多少の修整をせんければならぬことは勿論であります。で今試みに之を編製して見ましたが、これが決して完全なものでないことは申す迄もないのであります。これが無いで此のお話を進めることが出来ぬので假りに作つたのが次ぎの様なものであります。即ち名稱は「生活状態類別」。之を大別、中別、小別、細別の四種に分けました、さうして此の細別の下に各地位がなければならぬ、さうして之に無業家族及び家事使用人も配屬せしむるのであります。それ迄を一緒に述べると話が複雑して分りにくいから、この地位、無業家族及び家事使用人のことは最後に譲ることゝ致します。

「生活状態類別」の大別はどうなつて居るかといへば、A、B、C、D、E、F、Gの七つに別けられて居ります。



而して第一のAは農業であります。農業は申す迄もなく廣義の農業で、天然物を採收する業をすべて包括して居ります。其の中別はa動物、b植物、c礦物、d其の他の農の四に分ち。小分類はaの動物を1陸上、2水中、bの植物を3陸上、4水中、cの礦物を5金屬礦業、6非金屬礦業、7其の他の礦業とし、dの其の他の農業は矢張8其の他の農業として置きました。而して其の細別は1が四、2が二、3が三、4が一、5が一、6が五、7が一、8が一、合計一八となつて居りますが、其の名稱は略して置きます。

Bは工業で、形を變じて用途に向くる業を總べて包括して居ります。其の中分類はe準備工業、f材料別工業、g用途別工業、h技術的工業、i其の他の工業の五に分ち。小分類はeの準備工業を9動物、10植物、11纖維、12金屬、13非金屬の各準備工業、14光、熱及び寒冷發生業、fを15動物質、16植物質、17金屬、18土石類の各材料工業、19化學的類品の製品製造業、gを20機械及び器具類製造業、21飲食料品及び嗜好品に關する工業、22被服及び身の廻り品製造業、23土木建築に關する業、24學藝、娛樂及び奢侈品に關する工業、hを25技術的、iを26其の他の各工業とし總べて八小別となつて居りますが、此の最後の二つは中別と同名稱であります。而して其の細別は9が二、10が三、11が一〇、12が二、13が四、14が四、15が三、16が一、17が一五、18が七、19が一四、20が一七、21が一七、22が九、23が一、24が一六、25が一〇、26が中別と同名で一、總べて一五七となつて居りますが、これ亦其の名稱は略して置くことと致します。

Cは商業、これ亦廣義の商業で、資本を以て他人の用を辨する業でも申しませうか、一言にいへば英語のサーヴィスに當りはせぬかと思ひます。之を中別してj交換的サーヴィス、k保管的サーヴィス、l設備的サーヴィス、m資金的サーヴィス、n交通的サーヴィス、o其の他の商業の六としたのであります。其の小別はjの交換的サーヴィスを27物品販賣業、28賣買其の他の媒介業、kの保管的サーヴィスを29保險及び保管業、lの設備的サーヴィスを30設備的サーヴィス、mの資金的サーヴィスを31金融業、nの交通的サーヴィスを32通信業、33運輸業、o其の他の商業を34其の他の商業とし、都合八小分類となし、而して其の細別は27が一、28が五、29が二、30が四、31が四、32が二、33が六、34が一總べて四三細別となつて居ります。こゝで鳥渡このサーヴィスといふ英語を殊更に用ひたのは決して奇を好みてさうしたのではなく、いろいろやつて見た末にこれが一番適當だから用ひたことについてお話ししたいと思ひます。元來言葉といふものは何處の國でもさうのやうであるが、特に日本の様な島國では方々の國の言葉が入り込んで來て居つて、我々が日常日本語としてつかつて居る言葉の中には思ひもよらぬ外國の言葉が澤山ある。けれども少しも心づかずに使用して居る、其の中には原語とは餘程ちがつた意味につかはれて居るものもあるが、其の儘に使はれて居るものが多い様である、而して其の發音は時代の隔りの爲めに自然今と異つたものもあるが大部分日本化して居ります。又中には途方もなく間違つたまゝで使用せられて居るものもあり、例へばブリキ、これは鐵の薄板へ錫鍍金をしたものをさう稱へて居りますが、其の語原は其れで作られた函の中に入れてあつた鍊瓦石とまちがへたものだといふことでありますし、又これとは反對にカステラといふ菓子は其の函の蓋に書いてあつたお城とまちがつたのだといふ様な珍名稱もあります。けれども今日では之を改めやうとしても最早だであつて、ブリキもカステラも立派な日本名となつて居るのであります。其の外肌着のジバン、雨よけ外套のカツパの如き、さがせばいくらでもありませんが、かやうなお話は先づ此の位に止めて置ませう。



さて、又此の外來語の中には、在來の日本語でいひあらはし得る言葉があるにも拘はらず、其の時代のインテリ間に特に使用せられ、それが後世迄残つて居るものもあるが、中には在來の日本語であらはずことの出來ぬ、若しあらはずとしたならば非常に面倒な言葉となる爲め、原語の儘之を使用したのがあつた。四書の中に論語といふのがあつたことは誰でも知つて居ることでありますが、これが始めて日本へ渡來した時は、これを「あげつらひかたらひことば」といふたさうですがこれでは何分長たらく實用に適せぬ、それ故遂に原語のまゝ「ろんご」といふたさうでありましたが、それと同様に現在歐米から來た所の言葉の中にも目下用ひて居る日本語ではいひあらはせぬ、しかも非常に便利な言葉がありまして、これになまじ漢字などをあてはめて新語を作つて見てもどうもしつくりせぬ、それよりもいつそそのまゝ用ひた方がよいのが相當あると思ふ。即ち今いふたサーヴィス、それからコンデイションなどがそれで、サーヴィスは奉仕、コンデイションは條件など、譯されて居りますが場合によりてはそれでは意味が通ぜぬ、よし通ずるとしても決してしつくりした譯とはいへぬのであります。そこで矢張原語のまゝサーヴィスはサーヴィス、コンデイションはコンデイションといふ方がよい様に思はれます。

さてお話は元へもどりまして商業であります、此の商業は一言にいひあらはせば英語のサーヴィスに當るといひましたが、それは商業を特にサーヴィスといひ改めるのではありませんが、商業といふものは、此のサーヴィスで盡きて居る様に思ひますので、其の中別に於て此の言葉を用ひたのであります。

以上農工商の類別に就いては前に既に大體お話しした通りでありまして少々重複の嫌がありますが、お話の順序として之を繰りかへした次第であります。

大別	中別	小別	細別
A 農業 (天然物ヲ採收スル業)	a 動物ノ飼養及ビ捕獲	一 陸上動物ノ飼養及ビ捕獲 二 水中動物養殖及ビ捕獲	1 牧畜業 2 養蠶業 3 小動物飼養業 4 狩獵業 5 漁撈業 6 魚介類ノ養殖業

生活状態類別

さて次ぎはDの自由業であります、これは中別Pも自由業、小別35も自由業とするより外別け様がありませんが、細別に至り之を一一に分けることゝ致しました。

Eの官吏及び軍人、之をq官吏員、r軍人及び軍屬の二中別となし、其の細別はqが矢張36官吏員、rが軍人及び軍屬の各一小別であるが、36の細別は二、37も二に細別せられて居る。

Fを其の他の有職業者とする、これは中別s小別38及び其の細別共に其の他の有職業者であつて、此様な類別には是非共無ければならぬ存在であります。

終りはGの無職業及び職業不明、此の中別はtで矢張無職業及び職業不明、其の小別は39財産の收入又は恩給等に依る者、40職業明かならざる者、41其の他の無職業者であつて、其の細別は39が二、40が三、41が五に別けてあります。以上お話しした處を一目して分る様に一表に纏めて置きました故御覽下さい。



大 別		中 別		小 別		細 別
A 農 業 (天然物ヲ採收 スル業)		b 植物ノ栽培 及ビ收穫		三 陸上植物ノ栽培 及ビ收穫	七 農 作 業	
c 礦 物		四 水中植物ノ養植 及ビ收穫	八 其ノ他ノ農業	五 金屬鑛業	八 園 藝 業	
d 其ノ他ノ農業		六 非金屬鑛業	九 動物質ノ 準備工業	六 非金屬鑛業	九 山 林 業	
		七 其ノ他ノ鑛業	一〇 植物質ノ 準備工業	七 其ノ他ノ鑛業	十 採 藻 業	
		八 其ノ他ノ農業		八 其ノ他ノ農業	十一 金屬鑛業	
				九 皮革精製及ビ加工業 屠 獸 業	十二 石炭採取業	
				十 木材類ノ製材及ビ其ノ粗製品製造業 精穀及ビ製粉業 砂糖製造業	十三 石油採取業	
					十四 土石類採取業	
					十五 探 鹽 業	
					十六 其ノ他ノ非金屬鑛採取業	
					十七 其ノ他ノ鑛業	
					十八 其ノ他ノ農業	
					十九 皮革精製及ビ加工業 屠 獸 業	
					二十 木材類ノ製材及ビ其ノ粗製品製造業 精穀及ビ製粉業 砂糖製造業	
					二十一 棉花精製業	
					二十二 眞綿製造業	

B 工 業 (形ヲ變ジテ用 途ニ向クル業)		中 別		小 別		細 別
e 準備工業		f 材料別工業		一 纖維體ノ 準備工業	二 其ノ他ノ纖維體精製業	
一 二 金 屬 ノ 準備工業		一 五 動物 質 材料工業		二 三 非金屬ノ 準備工業	二 三 絲・紐及ビ網類製造業	
一 三 非金屬ノ 準備工業		一 六 植 物 質 材料工業		一 四 光、熱及ビ 寒冷發生業	二 四 織物製造業	
一 四 光、熱及ビ 寒冷發生業				一 五 瓦斯發生業	二 五 編物製造業	
一 五 動物 質 材料工業				一 六 電力發生業	二 六 練、晒、染物及ビ艶出シ業	
一 六 植 物 質 材料工業				一 七 製 氷 業	二 七 其ノ他ノ纖維體ニ關スル工業	
				一 八 其ノ他ノ寒冷發生業	二 八 紙及ビ加工紙製造業	
				一 九 皮革品製造業	二 九 精鍊及ビ鍛金業	
				二 〇 羽毛品製造業	三十 針金製造業	
				二 一 骨、角、貝、牙其ノ他動物ノ硬質物ニ關スル工業	三十一 セメント製造業	
				二 二 紙品製造業	三十二 石灰及ビ燐灰製造業	
					三十三 スレート製造業	
					三十四 アスファルト製造業	
					三十五 人造石製造業	
					三十六 瓦斯發生業	
					三十七 電力發生業	
					三十八 製 氷 業	
					三十九 其ノ他ノ寒冷發生業	
					四十 皮革品製造業	
					四十一 羽毛品製造業	
					四十二 骨、角、貝、牙其ノ他動物ノ硬質物ニ關スル工業	
					四十三 紙品製造業	



大別	中別	小別	細別
B 工業 (形ヲ變ジテ用 途ニ向クル業)	f 材料別工業	一六 植 物 質 材 料 工 業  一七 金 屬 材 料 工 業	49 曲物類製造業 樽及ビ桶類製造業 50 轆轤細工及ビ木地製造業 51 指物其ノ他家具類製造業 52 木型師 53 其ノ他木ニ關スル工業 54 竹細工 55 草蓆品製造業 56 其ノ他ノ木竹類ニ關スル工業 57 漆製造業 58 鑄造業 59 金屬挽物業 60 釘、鋸、針及ビペン類製造業 61 鍍金業 62 琺瑯引品製造業 63 鐵品製造業 64 銅品製造業 65 錫品製造業 66 鉛品製造業 67 アンチモニー品製造業 68 アルミニウム品製造業 69 針金細工 70

大別	中別	小別	細別
		一八 土 石 類 材 料 工 業  一九 化學的及ビ 化學的類似ノ 製品製造業	71 鐵業其ノ他板金細工 72 金屬品ノ小細工業 73 其ノ他ノ金屬ニ關スル工業 74 瓦製造業 75 煉瓦製造業 76 土器製造業 77 陶瓷器製造業 78 硝子品製造業 79 土石品製造業 80 其ノ他ノ土石類ニ關スル製造業 81 工業及ビ衛生用品製造業 82 染料、顏料、墨、インキ、印肉及ビ鉛筆製造業 83 化粧品類製造業 84 燐寸、附木及ビ燃料製造業 85 脂油類製造業 86 蠟燭製造業 87 石鹼製造業 88 護膜品製造業 89 防水紙、布及ビ其ノ製品製造業 90 漆、ペンキ其ノ他塗料製造業 91 漆其ノ他塗物業 92 擬革製造業 93 肥料製造業 94 其ノ他ノ化學的及ビ化學的類似ノ製品製造業



大別	中別	小別	細別
B 工業 (形ヲ變ジテ用途ニ向クル業)	f 材料別工業	一九 化學的及ビ製品製造業	95 樟腦製造業
	g 用途別工業	二〇 機械及ビ器具類製造業	96 刀劍、刃物其ノ他道具類及ビ其ノ附屬品製造業 97 主トシテ鐵ヲ用フル機關及ビ機械類製造業 98 銃砲及ビ武器製造業 99 其ノ他ノ鐵製器具製造業 100 電氣ニ關スル機械、器具類製造業 101 瓦斯ニ關スル機械、器具類製造業 102 農業用機械、器具類製造業 103 鑛業用機械、器具類製造業 104 綿、絲、織物、編物、組物製造及ビ加工ニ關スル機械、器具類製造業 105 飲食品及ビ嗜好品調製ニ關スル機械、器具類製造業 106 印刷用機械、器具類製造業 107 家事用機械、器具類製造業 108 車輛製造業 109 馬具製造業 110 船舶製造業 111 船具製造業 112 其ノ他ノ機械、器具類製造業 113 豆腐製造業 114 鈹、湯葉及ビ蒟蒻製造業 115 鳥、獸肉ニ關スル飲食料品製造業

大別	中別	小別	細別
		二一 飲食料品及ビ嗜好品ニ關スル工業	116 魚介及ビ海藻類ニ關スル飲食料品製造業 117 麵、味噌、醬油製造業 118 酢製造業 119 芥子其ノ他薬味製造業 120 麵類製造業 121 麵類製造業 122 罐詰、漬物其ノ他副食物製造業 123 牛乳精製業 124 酒類釀造業 125 麥酒釀造業 126 菓子其ノ他間食物製造業 127 清涼飲料水製造業 128 茶製造業 129 煙草製造業 130 其ノ他ノ飲食料品及ビ嗜好品ニ關スル工業 131 鹽製造業
		二二 被服及ビ身ノ廻リ品製造業	132 被服類縫業 133 被服類仕入品其ノ他織物ニ關スル製造業 134 夜具、蒲團其ノ他寢具類製造業 135 洗濯、湯熨斗、浸拔業 136 冠、笠及ビ帽子類製造業 137 蝙蝠傘及ステッキ製造業 138 履物類製造業 139 靴製造業(ゴム靴製造ヲ除ク)



大別	中別	小別	細別
B 工業 (形ヲ變ジテ用途ニ向クル業)	g 用途別工業	二二 被服及ビ身ノ廻リ品製造業	140 其ノ他ノ被服及ビ身ノ廻リ品製造業
		二三 土木ニ關スル業	141 土木建築業 142 大工職 143 石工職 144 煉瓦積職 145 スレート工事 146 屋根葺職 147 左官職 (泥工) 148 人造石工事 149 アスファルト工事 150 建具職 151 疊職 152 ヘンキ、澁塗業及ビ看板師
		二四 學藝、娛樂及ビ奢侈品ニ關スル工業	153 計量、理化學及ビ醫療用機械、器具類製造業 154 樂器製造業 155 其ノ他ノ科學、文學及ビ技術ニ關スル機械、器具類製造業 156 製版及ビ印刷業 157 製本職 158 寫眞及ビ映畫製作業 159 教育用物品及ビ文房具類製造業 160 玩具及ビ遊戯品製造業

大別	中別	小別	細別
C 商業 (資本ヲ以テ他人ノ用ヲ辨ズル業)	j 交換的	二六 其ノ他ノ工業	174 其ノ他ノ工業
		二七 物品販賣業	175 動植物纖維及ビ其ノ製品販賣業 176 動物硬質物及ビ其ノ製品販賣業 177 木竹草蓆類用材及ビ其ノ粗製品販賣業 178 金屬及ビ其ノ製品販賣業 179 工業、醫術、交通其ノ他科學ニ關スル機械、器具販賣業 180 陶瓷器類及ビ其ノ原料販賣業 181 硝子器及ビ其ノ原料販賣業 182 工業用、醫術用藥品及ビ化學的製品販賣業
		二五 技術的工業	161 貴金屬品及ビ寶石其ノ他ノ裝身具製造業 162 袋物製造業 163 扇子及ビ團扇製造業 164 髮飾品製造業 165 造花、押繪、綿、絲、布帛類細工 166 料理業 167 理髮其ノ他美容ニ關スル業 168 表具師 169 刺繡業 (縫箔師) 170 蒔繪師 171 速記業 172 筆耕業 173 土木、建築ノ設計及測量、製圖ニ關スル業
		二八 技術的工業	



C 商業 (資本ヲ以テ他人ノ用ヲ辨ズル業)				大別
l 設備的	k 保管的 サービス業	j 交換的 サービス業	中別	小別
三〇 設備的	二九 保險及ビ保管業	二七 物品販賣業	二八 賣買其ノ他ノ媒介業	二七 物品販賣業
201 席貸業 202 家屋賃貸業	199 保險業 200 倉庫業	183 紙、紙製品及ビ其ノ原料販賣業 184 飲食物、嗜好品及ビ其ノ原料販賣業 185 被服其ノ他身ノ廻リ品及ビ化粧品販賣業 186 疊、建具、家具、教育用品、文房具及ビ日用雜貨販賣業 187 土石類及ビ瓦、煉瓦其ノ他建築材料販賣業 188 貴金屬、貴金屬品、奢侈品、遊戯品及ビ玩具販賣業 189 圖書發行及ビ販賣業 190 古物雜品買業 191 廢物買業 192 其ノ他ノ物品販賣業 193 鹽販賣業	194 米穀賣買ノ媒介業 195 有價證券賣買ノ媒介業 196 其ノ他ノ賣買ノ媒介業 197 雇人周旋業 198 其ノ他ノ周旋業	194 米穀賣買ノ媒介業 195 有價證券賣買ノ媒介業 196 其ノ他ノ賣買ノ媒介業 197 雇人周旋業 198 其ノ他ノ周旋業

D 自由業	P 自由業	n 交通的 サービス業	m 資金的 サービス業	サービス業
三五 自由業	三四 其ノ他ノ商業	三三 運送業	三二 金融業	サービス業
218 祭、宗教及ビ豫言ニ關スル業 219 辯護士、執達吏、公證人其ノ他法律ニ關スル業 220 醫療、其ノ他衛生ニ關スル業 221 教育ニ關スル業 222 著作、編輯ニ關スル業 223 翻譯及ビ通辯業 224 書家、畫家其ノ他書畫ノ揮毫ニ關スル業	217 其ノ他ノ商業	212 自動車運輸業 213 其ノ他ノ陸運業 214 船舶運輸業 215 空輸業 216 其ノ他ノ運輸業及運輸取扱業	205 銀行業 206 貸金業 207 質屋業 208 其ノ他ノ金融業	203 物品賃貸業 204 遊戯場、興行場ノ營業及ビ其ノ附屬演藝者
		209 郵便、電信、電話業 210 ラヂオ放送業 211 軌道運輸業		



大別	中別	小別	細別
D 自由業	P 自由業	三五 自由業	225 塑像其ノ他ノ彫刻及ビ印刷業 226 音楽、舞踊其ノ他ノ遊藝ニ關スル業 227 學術、慈善、政治其ノ他ノ團體ノ事務ニ關スル業 228 其ノ他ノ自由業
E 官公吏及ビ軍人	q 官公吏員 r 軍人及ビ軍屬	三六 官公吏員 三七 軍人及ビ軍屬	229 官吏及ビ雇傭員 230 官吏及ビ雇傭員 231 陸軍軍人及ビ軍屬、雇傭員 232 海軍軍人及ビ軍屬、雇傭員 233 業體不明ノ役員、書記等ト申告シタル者 234 業體不明者ノ家事使用人 235 土地及家屋ノ差配人 236 除草及糞尿、塵芥其ノ他ノ汚物掃除業 237 單ニ日傭稼ト申告シタル者 238 其ノ他ノ有職業者
F 其ノ他ノ有職業者	s 其ノ他ノ有職業者	三八 其ノ他ノ有職業者	239 財産ノ收入又ハ恩給等ニ依リ生活スル者 240 爵位、學位其ノ他ノ尊稱ヲ申告シタル者 241 既往ノ業務ヲ申告シタル者 242 單ニ學生又ハ生徒ト申告シタル者 243 其ノ他ノ職業明カナラザル者 244 業務ナキ者
G 無職業者及ビ職業明カ	t 無職業者及ビ職業不明者	三九 財産ノ收入又ハ恩給等ニ依ル者 四〇 職業明カナラザル者	

ナラザル者	四一 其ノ他ノ無職業者	245 救助ヲ受クル者 246 既決 囚人 247 乞食、浮浪者、密賣淫及ビ其ノ媒介者 248 職業ヲ申告セザル者
-------	-------------	--

以上で生活状態類別の話は終わりましたが、次ぎは生活状態類別に於ける地位に就いて少しく説明せなければならぬ。私の所謂生活状態類別なるものは、現行の産業分類と職業分類とを併せた様なもので、前にも屢々いふた通り、之を縦から見れば産業状態が分り、横から見れば職業状態が分る様にしたものであつて、其の横から見るといふそのものが即ち職業上の地位であつて、これなくしては個人の職業は分らぬのであります。

然らば生活状態類別に於ける職業上の地位といふのは如何なるものであるかといへば、大體左の如きものでよいかと思ひます。尤もこれも生活状態類別と同様假りに作製したもので故、不完全なるものであることは勿論であります。尙此の生活状態類別にせよ、職業上の地位にせよ、社會状態が複雑になるに従つて益々複雑になる傾向を持つて居ります故、病類別は毎十年に改正することになつて居るが、それ程でなくも一定の時期には改正を加へなければならぬことと思ひます。

生活状態類別に於ける職業上の地位

- 一 經營者(業者)
- 二 經營(業務)監督者
- 三 經營(業務)手傳
- 四 事務(業務)員
- 五 業務見習(徒弟)
- 六 勞務員

第一の經營者といふのは例へば會社組織の場合一面出資者でもあり、一面經營者でもある人をいふのでありまして、



其の括弧内の業主とあるのと同様であります。これは個人の經營者をいふたのであります。第二の經營監督者、これは經營者の命を受けて、其の業務に従事して居る者を監督する地位にあるものをいふので、個人經營の場合は之を業務監督者といふことにして置きました。第三の經營手傳又は業務手傳、これは經營者又は業主の親族などで其の事業の經營に従事せしめてある人で、雇人ではありません。第四の事務員又は業務員、これは經營者又は業主或は經營監督者又は業務監督者の下に其の業に従事する人をいふのであります。第五の業務見習、これは所謂徒弟のことです。第六の勞務員これは所謂小使とか給仕といふ様な主に事業經營上の雜役に従事せしめる人をいふのであります。此處で鳥渡お断りして置くことは、便宜上括弧内にある個人經營の場合と會社組織の場合と同一にして置きましたがそれは餘り繁雜になる故さうしたので出來得るならば別々に表章する方がよいのであります。

以上六階級の外に他の類別に屬すべき業務を執つて居る人が入ることがある、それは例へばビール醸造會社ではビールを醸造するのが本來の業務であるが、之を容れるビンがある、それは硝子屋から求めればよいのであるが、それよりも自分の會社で製造した方がよい場合は硝子製造者を雇ひ入れる、それから其の函も作る。これに従事するのがビール醸造とは關係の遠い所の指物師を使ふことになる、此の場合は硝子ビン製造者は細別では第七八の硝子品製造、ビール函製造者は第五二の指物其他の家具類製造業である故、かやうな場合は前の様に單に地位のみ表章せず其の地位に各第七八又は第五二といふ細別の番號及び類別名を冠して置かなければならぬのであります。かやうにして置きますと、各業務に屬して居る有業者の中から職業別に之を集めることが出來るからであります。これが即ち横に觀れば個人の職業を知ることが出來るといふのであります。

さて、これからいよいよ國民の生活状態を如實に表章する方法の話に移るのであります。それは實際は非常に面倒であるが、理論としては至極簡單であります。例へば金屬鑛業者があるとする、それは採鑛のみで其の鑛石を直に精鍊業者に販賣するのみなれば、中別でいへばC、小別なれば五、細別なれば一である故、從來の表章法と何等異なる所がないのであるが、若し精鍊業迄をも兼營して居るとすれば、之を大別で現す時はA+B即ち農業兼工業、中別なればC+E即ち鑛業兼準備工業、小別なれば五十一即ち金屬鑛業兼金屬準備工業、細別なれば11+34即ち金屬鑛業兼精鍊及鍛金業とすべきであります。これは一人が或る營業の續きを兼ねて居る状態の時の例であります。全然異つた種々なる事業を營んで居つても同様であります。けれども別に營業全體其れ自身が二種以上の事業から成り立つて居るものがある。即ち料理店、飲食店、宿屋、下宿屋、百貨店の如きものがそれである。是れ等のものは從來の職業分類では何れも商業に屬せしめてあつたのである。(嘗て私の編成した類別では料理店、飲食店は工業に屬せしめて置いたが)どうも純然たる商業といへず又純然たる工業ともいへぬ、何故なれば此の料理店、飲食店、宿屋、下宿屋などは何れも飲食物の製造をする、けれども座敷、部屋等の設備をなして飲食も遊興も出來る、おまけに入浴の用意もある場合があるから、普通の工業や商業とは全然異つて居るのである。それ故どうも前の例の如く兼營とはいへぬ、さうすれば前の表章法でもいけぬと思ふ、然らばどうするかといへば、此の四種の特種營業者は工業であり商業であつて其の一を缺けば其の營業は成り立たぬのであるから、大別でいへばB×C即ち商業×工業であり、中別ではB×1即ち(用務別工業)×(營業別業)×(商業)×(工業)×(小別)小別では料理店、飲食店が一つ、宿屋、下宿屋が一つ、百貨店が一つ總べて三小別とするのがよいと思ふのであります。



終りに一言して置きますが、此の産業及び職業分類に關するお話は甚だ不辯な爲めさぞお聞きづらかつたことでありませうが、其の内容は決してつまらぬことでもないと思ふのであります。元來産業分類や職業分類などいふものは直接に統計に關係はない、けれども死因及び疾病分類と共に統計を研究する上になくてはならぬ存在であります。それ故私は明治三十二年初めて内閣統計局の席末を演じて以來常に關心を持つて居り、明治四十一年の東京市市勢調査に従事した以後は特に之に興味を持つ様になりました。大正二年本研究所創立後は其の材料を持參の上總裁の賛成を得て約三年を費して職業類別を編成したのであります。爾來二十年此の職業類別の改善に關し未だ一日も忘れたことはなく、時時其の意見を發表して居りました、就中「職業調査は須く立體的なるべし」といふのが私の當初からの持論でありまして、既に今より十年前大正十四年十二月の「統計の友」といふ雑誌に今申した「職業の調査は須く立體的なるべし」といふ標題で意見を發表したことがありますから鳥渡讀み上げて見ます

嘗て私は、統計局長であつた、故花房直三郎博士に向つて職業の調査には縦と横の分類を用ひなければ、充分に其の真相を捕捉することが出来ないと思ふといふことがあつた。博士は、それは如何なる意味かと反問せられた故、之に就いて私の考へて居ることを述べて見たが、其の述べ方がまづかつた爲めか、博士は納得はせられない様であつたが、更に辯明する時間もなかつたので其の儘にしてしまつたことがあつた。爾來之れに就いて又段々考へて見た處が縦横處ではなく立體的であることが分つたのである。從來の職業類別は、唯其の名目を順次並べてあつて、いはゞ線である、平面ではない。が、それではいけないのである。なぜなれば、例へば此處に洋傘を製造するとする、處で此の洋傘なるものは決して單純な材料で出来るものではない。先づ第一に鐵で作つた骨が必要であ

る。次に之に張る織物がなければならぬ。次に柄が必要である。其の材料は木竹金屬、其の他（握り迄いへば）骨角貝牙いろいろあるが、兎に角特に洋傘の柄として製造せらるゝのであつて、鐵の骨や、織物とは全然異つた人の手に成るのである。其の外洋傘の附屬品として、轆轤とか、飾り總だとか、種々異りたる人の手に依りて製造せらるゝものゝあることは、中々列挙するに堪へぬ程あるが、從來の職業類別では是れ等を如何に取扱つて居つたかといふに、鐵骨の製造は金屬工業に、洋傘地の製造は織物工業に、柄の製造は木竹其の他の各材料の製品工業に屬せしむるが、然らざればこれ等を總べて綜合して單に洋傘製造業なる名目の中に屬せしむるかの二つの方法により分類するより外手段がなかつたのである。けれどもこれではどちらの方法を採つたにせよ、決して適當だといはれぬ。なぜなれば洋傘の骨の製造は金屬工業で洋傘の切地製造は織物製造である。柄の製造も亦木竹や骨角貝牙等の製造業でないといはれぬ、それ故是等は何れも其の原料に依つて其の所屬を決定してもよい様である、又一方から論ずればさうもいはれぬ處がある。それは洋傘の鐵骨製造業は、特に洋傘の骨ばかり製造して居つて、他の金屬工業はせぬのである。又その骨は何處の金屬工でも出来ぬのである。よし出来たにした處で、設備其の他の關係上、一般の工場で製造しては、需用者も供給者も割に合はぬ。それから洋傘の切地にしても矢張其の通りで、中にはありふれた織物で間に合ふ品もあるが、大抵は洋傘地として、特別に織るのである故、これ亦設備其の他の關係上他でやつては引合はぬ。此様な譯で此の二つのものばかりでなく、洋傘の材料製造者は洋傘の材料より外、別の金屬品の製造も、別の織物製造も別の木竹や骨角貝牙品の製造もせぬのである、とはいへ洋傘の部分品は、決して洋傘ではない故、直に洋傘製造業とするのも、ちと早計ではあるまいか、何も此處で白馬は馬にあらずなど、詭



辯を弄するものではありませんが、此様な例は獨洋傘製造のみではなく、他にもいくらかあることで、分業が発達して來れば益其れがひどくなつて來るのであります、其の状態を調査することが、又職業調査の一の使命ではありますまいか、私は此處に於て職業類別には、縦の分類と横の分類の必要があるといふことを唱道したのであります。即洋傘製造業といふのが縦になり、其の部分品製造業が横になる様に職業類別を編成したのであります。さうして其の縦の類別にも、横の類別にも必職業上の地位といふものがなければなりません。此の地位が即職業の高さであります、此の縦と横と高さとの三つが分つて始めて職業調査の眞の目的を達せらるゝのであつて、これが「職業の調査は須く立體的なるべし」といふ所以であります。尙此の立體的職業類別に就いては、多少の腹案もありませんが、餘り長くなります故これは又他日發表すること、致します。

それから五年たつて昭和五年に至り彼の産業及び職業分類が内閣訓令を以て發布せられ、漸く私の主張の一部が實現せられたのであります、私にははすばそれでもまた十分ではない、かくありたい、かくあらねばならぬといふのが、一月以來お話しして居る講演なのであります、私は話下手である故お分りにくいかも知れぬが決して無益なことをいふて居るのではない、長く統計に従事し、且つ行く々は自身が主となつて統計の調査でも實施する様になれば、成程彼れの話は此處であつたかどうなづかるゝ處があるだらうと思ふのであります。さもなくて何で此の講演をなし、その上に貴重な季報に掲載致しませう、必ず後に至り少しは分つて呉れる人があると思ふからであります。甚だ自分からいふのは如何かと思ひますが、内閣訓令で發令せられた、産業及び職業分類は我が研究所總裁柳澤伯爵が委員長として審議可決せられたものであります、然るに其の委員長を總裁として頂いて居る所の研究所の一人たる私がそれに向

つて批評を加へるといふことは、餘程の馬鹿か否らざれば餘程の自信がなければ出来ぬことであらう、それを敢へてするのは外國ではいざ知らず我が國に於ては私より外には一人もあるまいと思ふ、それも此の他人ませすの講演會席上だけオダをあげて居るのみならば兎も角、統計界各方面に寄贈せらるゝ季報で發表して居るのであります、未だ誰一人よいとも悪いともいふ人がないのは何故でありますか、恐くは我が統計界には産業や職業に理解を持つて居る人がないからではあるまいか、いやまさかさうでもあるまい、少くも此の産業及職業分類を起草した人達は何かと思つて居らるのであらうが、何れも所謂職掌柄私などを相手にしないことと思ふのであります、何時かは私の説の實現する時があるだらうと、所謂百年後に其の知己を待つといふ積りでお話しして居るのであります。此の講演を終るに臨み一言つけ加へて置きます。

生活状態類別表章様式

生活状態類別表(總數)(有業者)(無業家族)(家事使用人)

類		別				地					位
大	中	小	細		經營者 (業主)	經營監督者 (業務監督者)	經營手 (業務手)	事務員 (業務員)	業務見習 (徒弟)	勞務員	
別	別	別	別	別							
A 農業 (天然物を採 收する業)	a 動物の飼 養及び捕獲	一 陸上動物 の飼養及び 捕獲	一 牧畜業 二 養蠶業 三 小動物飼養業 四 狩獵業								



大別		中別		小別		細別		地		位	
A 農業 (天然物を採 収する業)	a 動物の飼 養及び捕獲	b 植物の栽 培及び收穫	二 水中動物 の飼養及 び捕獲	五 漁撈業	經營者 (業主)	經營 監督者	經營 手傳	事務 員	業 務 見 習 員	勞務員	
			三 陸上植 物の栽培 及び收穫	六 魚介類の養殖業							七 農作業
B 工業 (形を變じ て用途に向 ける業)	e 準備工業		九 動物質 準備工業	一九 皮革精製及び加 工業	經營者 (業主)	經營 監督者	經營 手傳	事務 員	業 務 見 習 員	勞務員	
			一〇 植物質 準備工業	二〇 屠獸業							二一 木材類の製材及 び其の粗製品製造業 △九五 刀劍、刃物其 の他道具類及び其の 附屬品製造業

統計的記述論究の一例

(昭和十一年十二月十二日例會)

阪 本 敦

統計は先づ第一にその用ふべき目的に依りてそれぞれ計畫を立てねばならぬことは申す迄ありませんが、次ぎにはその計畫に従つて調査の上材料を蒐集せんければならぬ。それからこの材料を整理して始めて統計原表を作製し、それが終つた所でその各表の比例表を作らねばならぬ。而して最後にその原表及び比例表を基としてこれが記述論究を加へ始めて統計の使命を全うすることが出来たといふべきであります。

で、今日はこの五種の統計的過程の中の最後の過程即ち記述論評に就き少しくお話してみようと思ふ、それは御承知の通り唯今丁度奈良縣の癌腫につき特別調査を行ひ、その原表のできるに従ひ、比例を算出し記述論究に着手して居るので、その中の癌死亡者と氣象との關係につき如何に私を困めたかを例としてこの記述論究なるものゝ中々面倒なものであるといふことを實例を擧げて諸君の御參考に資しようと思ふのであります。

氣象と癌腫との關係に就いてはこれが調査を爲したといふ報告は甚だ少いのであります。それは氣象が癌腫に及ぼす影響は殆どないといふ所から自然閑却せられて居るのかも知れませんが、といふのは昭和八年(一九三三年)十月メキシコ國に開催せられたる第二十一回國際統計協會會議に於てベームルト(Böhmert)氏が提出した「國際癌統計調査方針」と題した論文にも氣象に關する調査に關しては何等觸れて居ないのを以て見るも知ることが出来るのであります。



けれどもさればといふてこの問題を検討せず捨て、顧みないといふことは我々癌研究者の願るもの足らぬ様に思はるゝのであります。されどこの調査は非常に困難であつて且つ之に關する文獻は皆無といふてもよい位でありますので大分念入りに研究して見ました。

我が國にありましてこれに關する調査は甚だ少く嘗て氣温と悪性腫瘍との關係につき愛知縣、岐阜縣、群馬縣、山梨縣等の各地に於て調査したことがあつたが何れも密接なる關係を見出すことが出来なかつたといふことであります。その後我が奈良縣に於て村尾氏が調査したことがあつたが、これ亦悪性腫瘍及癌腫發生頻度と氣温との關係なき事を斷言せられて居る。又降水量との關係については前記各縣及び奈良縣に於ける調査の結果悪性腫瘍死亡率は各降水量とは一見反比例するが如き感ありと報告せられて居ります(村尾茂氏の「奈良縣ニ於ケル癌腫ノ地理的統計ニ就テ」に據る)

今回奈良縣の癌死亡者の特別調査に於ける氣象についても亦氣温と降水量と湿度の三種を調査したのであつたが、それは前述の如く氣温や降水量についての關係は既に明かなるが如しと雖も今回はその觀察の方面を少しく變更して之を検討せんが爲め特に調査したものであつて敢て前述各氏の研究の跡を驗せんとするためではないのであります。尙奈良縣の湿度については村尾氏も遺憾とせられたる如く八木測候所及び同測候所附屬の大臺ヶ原氣象觀測所の二ヶ所に於て其の所在地の湿度を測定したる一ヶ年間の平均湿度にして八木測候所(これは高市郡八木町にあります)にて測定したるものは専ら平地の湿度の標準となし、大臺ヶ原氣象觀測所(これは吉野郡上北山村にあります)に於て測定したるものは専ら山林地帯の湿度の標準として居る様であります。故に毎年全管内に於ける湿度は前記二ヶ所の平

均湿度にして左記の如きものに外ならぬのであります。

湿度 (一ヶ年平均)

八木測候所 (平地地方) 大臺ヶ原觀測所 (山林地方)	昭和三年	同四年	同五年	同六年	同七年
	七八% 八六%	七八% 八六%	七九% 八四%	七九% 八三%	七八% 八四%

元來奈良縣の地勢は四面山を以て圍まれ居るが如き所なれども一部平坦の地なきにあらざるを以て獨湿度のみならず他の氣温、降水量等にありても之を山嶽地帯及び平地地帯の二となすことが出来る。奈良市、生駒郡、南北葛城郡、宇智郡、高市郡及び添上、山邊二郡の一部は概して平坦にして且つ標高四〇米乃至一二七米以下であります。吉野郡、磯城郡、宇陀郡及び山邊、添上兩郡の一部は標高の低き處でも一五九米、高きは一、五六六米の所もあります。それ故にその氣象に於ても獨湿度のみならずして氣温及び降水量にありても相當の差違あるは想像に難くないのであります。

本縣に於ける氣象の測定は前記八木測候所及同測候所附屬大臺ヶ原氣象觀測所の外三十二ヶ所の觀測所ありて氣温、降水量等の調査をなし之を八木測候所に報告することゝなり居るのであります。今これ等の測候所所在地及びその觀測所と同等の氣象なりと認むべき附近市町村若干を選び之に附屬せしめたる全管内三四ヶ所を左に掲ぐるごとゝして見ました。



氣象觀測所名	所在地	所管市町村名
小森・玉置山	吉野郡十津川村	吉野郡十津川村
荒神嶽	同郡野迫川村	同郡野迫川村
南日裏・洞川	同郡天川村	同郡天川村、大塔村
寺垣内・前鬼	同郡下北山村	同郡下北山村
河合・大臺ヶ原	同郡上北山村	同郡上北山村
入之波・迫	同郡川上村	同郡川上村、黒瀧村、國樺村
鷺家口	同郡小川村	同郡小川村、高見村、上龍門村、四郷村
上市	同郡上市町	同郡上市町、龍門村、中龍門村、中莊村、大淀町、下市町
吉野山	同郡吉野町	同郡吉野町、秋野村

奈良縣管内氣象觀測所所在地及び所管市町村

和田	吉野郡賀名生村	同郡賀名生村、白銀村、丹生村、宗檜村
五條	宇智郡五條町	宇智郡五條町、牧野村、北宇智村、宇智村、大阿太村、南阿太村、野原町、南宇智村、阪合部村
御所	南葛城郡御所町	南葛城郡御所町、掖上村、秋津村、葛村、葛城村、吐田郷村、大正村、忍海村
八木測候所	高市郡八木町	高市郡越智岡村、舟倉村、北葛城郡新庄町
岡	同郡高市村	高市郡八木町、鴨公村、飛鳥村、畝傍町、新澤村、天満村、金橋村、眞管村、今井町、磯城郡川西村、三宅村、都村、川東村、田原本町、平野村、多村、耳成村、織田村、纏向村、三輪町、大福村、香久山村、安倍村、櫻井町、城島村
上之郷	磯城郡上之郷村	北葛城郡上牧村、河合村、箸尾町、百濟村、瀬南村、馬見村、下田村、五位堂村、當麻村、陵西村、磐城村、磐園村、高田町、浮孔村
丹波市	山邊郡丹波市町	高市郡高市村、阪合村、高取町
南之庄	山邊郡都介野村	磯城郡上之郷村、初瀬町、朝倉村
		山邊郡丹波市町、二階堂村、朝和村、磯城郡柳本村、添上郡帶解村、樺本町、五ヶ谷村
		山邊郡都介野村、東里村、針ヶ別所村、福住村



氣象觀測所名	所在地	所管市町村名
奈良良	奈良市	奈良市、添上郡東市村、明治村、辰市村、大安寺村
郡山	生駒郡郡山町	生駒郡郡山町、都跡村、伏見村、矢田村、富郷村、片桐村、筒井村、本多村、平端村、安塔村、添上郡平和村、治道村
高山	同郡北倭村	生駒郡北倭村、生駒町、南生駒村、富雄村、平城村
王寺	北葛城郡王寺町	生駒郡平群村、三郷村、龍田村、法隆寺村、北葛城郡王寺町、志都美村、二上村
松山	宇陀郡松山町	宇陀郡松山町、伊那佐村、政始村、神戸村、磯城郡多武峰村
榛原	同郡榛原町	宇陀郡榛原町
内牧	同郡内牧村	宇陀郡内牧村、宇太村、宇賀志村
曾爾	同郡曾爾村	同郡曾爾村、室生村
菅野	同郡御杖村	同郡御杖村

三本松	同郡三本松村	同郡三本松村
尾山	添上郡月瀬村	添上郡月瀬村、山邊郡波多野村、豊原村
柳生	同郡柳生村	添上郡柳生村、大柳生村、東山村、田原村、東里村、狭川村

以上の如き状態なるを以て平坦地の氣象は獨り湿度のみならず降水量に於ても氣温に於ても相當の隔りがある様であります。

降水量

降水とは雨雪等の地上に降り來る量をいふのであつて、年によりて多い時と少い時があり、一年の中でも季節に依り多い時と少い時があつて一様にはいへませぬ。又更に土地の高低、山川の配置の工合に依りてもそれぞれ相違があります。さればこの降水量と癌腫との交渉を究明するとすれば相當多方面から觀察せんければならぬのであります。そこで先づ、本調査の屬する年即ち昭和三年から同七年迄の各年に於ける降水量と癌死亡者の數との關係を観ることゝする。前にもいへる通り奈良縣には測候所一、觀測所三ヶ所ありて各々毎日の降水量を測定し之を合計してその年の總降水量を算出したものがある故これと各年の癌死亡者の數とを對照せしめて見ることゝする。



降水量と癌死亡者累年比較

昭和 三年 四年 五年 六年 七年	實 數		指 數	
	降 水 量	癌 死 亡 者	降 水 量	癌 死 亡 者
昭 和 三 年	七四、六一〇・〇	六九〇	一〇〇	一〇〇
同 四 年	六六、八四四・二	六六八	九〇	九七
同 五 年	五七、四七三・二	七二四	七七	一〇三
同 六 年	六五、三四八・八	七六一	八八	一一〇
同 七 年	六五、六九一・六	七二四	八八	一〇五

備考 一、本表の降水量は昭和三年に於ては二観測所三ヶ町村、同四年に於ては二観測所八ヶ町村、同五年に於ては一観測所二ヶ町村、同七年に於ては一観測所二ヶ町村の調査を缺くを以てこの各町村の癌死亡者を控除したり。  
二、本表の降水量は奈良縣氣象年報に、癌死亡者数は今回の特別調査に依り得たるものなり。

この表で観ると降水量と癌の死亡とは關係があるとは思はれませぬが、これは全縣を打つて一丸とした結果かも知れませぬ、といふのは全縣の中にも非常に降水量の多い所と非常に少い所があるから、その事を願慮すれば一概に無關係なりと斷言することも出来ぬ様であります、そこで降水量に依り癌死亡者数を分けて見た處が左の如きものを得ました。

降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

總 數	實 數		比 例	
	男	女	男	女
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未滿	三、三五	一、七二	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	三〇	三〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	三六	三三	一、二七八	一一九・二
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	三六	三三	一、二七八	一一九・二
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	三六	三三	一、二七八	一一九・二
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	三六	三三	一、二七八	一一九・二
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	三六	三三	一、二七八	一一九・二
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	三七	三〇	一、二七八	一一九・二



總數	實數		比率	
	男	女	男	女
二、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、一〇〇耗以上三、二〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、二〇〇耗以上三、三〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、三〇〇耗以上三、四〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、四〇〇耗以上三、五〇〇耗未滿	—	—	—	—
四、〇〇〇耗以上四、一〇〇耗未滿	—	—	—	—

この表で観ると癌死亡者の最も高率なるは降水量一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿の時で總死亡者數の二一・三・〇%を示して居り、これに次ぐのは一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗の一七・五・〇%、一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗の一六・〇・七%、一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗及び一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗の一七・八%であります。降水量が益多ければ益々死亡者の率になると卒然として低下し八・一九%となり四九・八%となり、二三・八%となり、降水量が益多ければ益々死亡者の率が低下するのであります。これは男女別に觀ても同様な現象であります。それ故癌死亡者の最も高率なるは一、二〇〇

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	—	—	—	—
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	—	—	—	—
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	—	—	—	—
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	—	—	—	—
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	—	—	—	—
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	—	—	—	—

降水量別癌死亡者 (昭和三年)

耗乃至一、七〇〇耗の間である様に思はれ、一應は首肯せらるゝのであるが、果してこれで好いものであるか、大いに考へなければならぬのであります。といふのはこの表を各年に分けて見れば大分その型が變つて居る、のみならず一、二〇〇—一、三〇〇耗がない年が多い、あるのは昭和五年及び同七年のみであるし、昭和四年の如きは一、六〇〇耗—一、七〇〇耗のみが非常に多く五二・二%といふのなどもある。



降水量別癌死亡者 (昭和四年)

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未滿	—	—	—	—
三、三〇〇耗以上三、四〇〇耗未滿	—	—	—	—
四、〇〇〇耗以上四、一〇〇耗未滿	—	—	—	—
總數	—	—	—	—
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	二	—	二七・九	—
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	二	—	二七・九	—
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	三	—	三三・〇	—
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	三	—	三三・〇	—
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	四	—	四〇・七	—
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	七	—	七九・八	—
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	九	—	九四・〇	—
總數	六四	三五	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
總例	—	—	—	—

降水量別癌死亡者 (昭和五年)

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	二	—	二八	—
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	三	—	三四	—
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	五	—	五六	—
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	八	—	九一	—
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	二	—	二六	—
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未滿	三	—	三六	—
總數	二〇	—	二、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇
總例	—	—	—	—



總數	實數		比率	
	男	女	男	女
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	六	三	九・三	一〇・六
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	四	七	二・七	二四・七
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	七	三	一〇・九	一〇・六
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	二	一	三・一	一

降水量別癌死亡者 (昭和六年)

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	六	二	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	四	一	七・二	九七・五
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	三	一	三八・七	三五〇・〇
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	七	四	一六三・九	一七〇・〇
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	二	三	三三・六	二四二・五
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	三	二	一六・三	一〇〇・〇

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	二	一	一六〇・〇	七・五
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	九	三	一三一・一	七・五
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	九	六	一三一・一	二五
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	二	一	二九	三五

降水量別癌死亡者 (昭和七年)

總數	實數		比率	
	男	女	男	女
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未滿	六	二	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	九	四	二九一・〇	三〇七・七
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	三	二	三三〇・一	三五〇・〇
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	六	四	一〇五・七	一八・八
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	五	三	三〇・二	一三・〇
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	四	二	六五・九	六九・〇
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	一	一	三六・三	三七・三
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	一	一	二四・五	二六・五
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	一	一	一五・三	一八・六



二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	—	—	—	—	—
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	—	—	—	—	—
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇〇耗未滿	—	—	—	—	—
三、二〇〇耗以上三、三〇〇〇耗未滿	—	—	—	—	—

然らばこの表は如何にして作製したかといへば前にあげた一ヶ所の測候所と二ヶ所の測候所(三ヶ所中同一町村に二ヶ所の測候所ある所あり、それは多く特種の場所なるを以て便宜上一ヶ所となせるもの五ヶ所あるを以て二ヶ所なり)の各一ヶ年の降水量とその年の癌死亡者に依り分類製作したものであつて、その測候所又は観測所の總人口を顧慮してない、それ故若しその總人口が多かつた場合は死亡率は低く、之に反して總人口が少なかつたならば假令癌死亡者が少くともその死亡率は低い譯には參らぬ。然るに降水量なるものは多い所はいつも多く少い所はいつも少いとのみはいへぬ、随分多い年と少い年がありまして決して一様に參らぬものであります。

測候所及び観測所別降水量 (五ヶ年比較)

(奈良縣氣象年報)

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
小森 観測所	三、〇七三・三	二、七五五・五	一、八七五・八	二、三〇五・二	二、五三三・三
荒神嶽 観測所	二、四六九	二、五五九	一、九三九	二、三二八	二、三九七・三

南日裏 観測所	二、一五三・三	二、三六二・一	一、九五六・三	二、三三二・一	—
寺垣内 観測所	四、〇〇九・八	二、九六〇・三	二、三九〇・〇	二、五六八・五	三、〇六六・九
河合 観測所	三、三四七・六	二、五二〇・三	二、三八三・一	二、五四九・七	三、三六六・五
迫 観測所	二、四七四	二、三九二・二	一、七〇五・五	一、八七九・一	一、八七七・五
鷺家口 観測所	二、〇〇六	二、一一八	一、七三〇・九	一、七六四	一、九七〇・四
上市 観測所	一、八三七	二、三四三	一、六七八	一、四三七	一、五二七・〇
吉野山 観測所	—	一、九三三・二	—	一、五六九	一、四四五・六
和田 観測所	一、五九一・九	一、八七三・三	一、三五〇・七	一、六五七	一、三三三・一
五條 観測所	一、六〇二	一、七九八・九	一、二四四・五	一、五七〇・二	一、三二二・二
御所 観測所	一、七六八	一、六七三	一、三四〇・二	一、五七六	一、三九一
八木 測候所	一、四八三・九	一、六五八	一、三三三・一	一、四六三・三	一、二七一・八
岡 観測所	一、七三九	一、六九三	一、三八五・七	一、七四三・二	一、四七二・八
上之郷 観測所	一、七九八	一、六八九	一、七〇九	一、八六九	一、三九六
丹波市 観測所	一、六七二	一、六二五	一、三五九	一、三六六	一、四〇三・七
南之庄 観測所	一、六四五	一、四九〇・九	一、四〇四・二	一、六五二	一、五九七・七
奈良 観測所	一、五三九・九	一、四七三・九	一、二六五・〇	一、四六五・五	一、三三三・七
郡山 観測所	一、五八五・一	一、五四五	一、二八〇・七	一、六九四	一、三二四
高山 観測所	一、六〇八	一、五四八	一、四九一・〇	一、六七四	一、三四二
王寺 観測所	一、七三二	—	一、三七八	一、六五二	一、三〇四・五



松山観測所	一、八五三・三	一、九九一・一	一、五八〇・〇	一、七六〇・一	一、六九〇・〇
榛原観測所	一、八五三・〇	一、八三九・八	一、七四八・五	一、五三二・四	一、五四四・七
内ノ牧観測所	一、八〇五・八	一、六八六・六	一、五〇七・九	一、七六八・七	一、五八八・七
曾爾観測所	二、一八三・三	二、二六四・四	二、〇四三・六	一、七七一・五	一、八〇〇・〇
菅野観測所	二、四三・四	二、四九六・六	一、七七五・五	一、九六二・二	二、二六三・六
三本松観測所	—	—	一、五〇〇・六	一、五八六・七	一、五三三・九
尾山観測所	一、六四三・九	一、六九四・四	一、四三七・六	一、六六六・二	一、四七九・九
柳生観測所	一、六五一・四	一、六七二・八	一、三三七・五	一、七六二・二	一、六三三・四

先づかやうなもので同一地域であつて五ヶ年間に一、七〇〇耗も差のある所がある。さほどでなくも二〇〇耗、三〇〇耗位の差はあるのである故益々その年のその地域の人口を考慮に入れずに置く譯には参らぬのであります。そこで今度は一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未満の観測所は何處とどこであつて、その所管市町村は何處、その人口は何程かといふことを取調べて見ることにした、かやうに一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗乃至四、〇〇〇耗以上迄の市町村とその人口とを調べてその合計を出しこれと一番最初に掲げた表の癌死亡者数との比率を求むることに依つて初めて合理的の降水量と癌死亡者との比率を得ることが出来たといへるのであります。

備考 人口の頭角に記入の3.4.5.6.7.とあるは昭和三、四、五、六、七年次なり

癌死亡者



を調べてその合計を出しこれと一連比較に持たすの幾多に異なりを  
 量と癌死亡者との比率を得ることが出来たといへるのであります。

備考 人口の頭角に記入の3、4、5、6、7とあるは昭和三、四、五、六、七年次なり

水 量 に 依 り 分 ち た る 現 住 人 口																					計	降 水 量 に よ る	癌 死 者 に つ き る	現 住 人 口	癌 死 者 の 比 率	
吉 野 山	和 田	五 條	御 所	八 測 候 木 所	岡	上 之 郷	丹 波 市	南 之 庄	奈 良	郡 山	高 山	王 寺	松 山	榛 原	内 ノ 牧	曾 爾	菅 野	三 本 松	尾 山	柳 生						
	7. 10,995	5. 26,025		5. 151,016 7. 154,899			5. 36,556		5. 59,890	5. 46,104											485,485	520	1.1			
	5. 11,310	7. 25,807	5. 43,729 7. 44,100		5. 9,365	7. 8,329	6. 36,553		7. 61,244	7. 47,227		5. 28,011 7. 29,546								5. 12,042	357,263	381	1.1			
				3. 151,344			7. 37,178	4. 10,882 5. 10,639	4. 59,189 6. 60,294		5. 21,533								5. 8,284 7. 9,066		399,324	566	1.4			
6,369	3. 11,443	6. 25,777	6. 44,300	6. 152,580	7. 9,128			7. 10,497	3. 59,052	3. 45,298 4. 45,574	4. 21,483 7. 22,258		5. 12,389	6. 5,239 7. 5,272	5. 8,779 7. 8,684				5. 4,390 6. 4,375 7. 4,426		538,614	381	0.7			
6,213	6. 11,155	3. 26,522	4. 43,758	4. 152,533	4. 9,483	4. 8,834	3. 37,851 4. 38,270	3. 10,740 6. 10,768		6. 46,422	3. 21,098 6. 21,927	6. 27,784	7. 12,849							3. 9,107 4. 9,135 6. 9,027	3. 12,065 4. 11,815 7. 11,266	579,359	689	1.2		
		4. 25,648	3. 44,203		3. 9,351 6. 9,168	3. 9,520 5. 8,327						3. 27,318	6. 12,439	5. 5,561	6. 8,842	6. 6,560	5. 4,880				6. 11,347	217,206	265	1.2		
	4. 11,384					6. 8,471							3. 12,527	3. 5,621	3. 9,057	7. 6,692						134,286	161	1.2		
6,494													4. 12,663		4. 8,928							48,090	77	1.6		
																5. 6,349	6. 4,877					29,801	17	0.6		
																3. 5,916 4. 6,201	7. 4,960					25,254	47	1.9		
																						55,242	48	0.9		
																						48,701	34	0.7		
																						12,204	21	1.7		
																						24,879	10	0.4		
																						10,917	7	0.6		
																						4,183	2	0.5		
																						14,624	6	0.4		
																						3,889	1	0.3		
																						3,387	1	0.3		
																						3,817	1	0.3		
19,076	56,287	129,779	220,090	762,372	46,495	43,481	186,408	53,526	299,669	230,625	108,299	112,659	62,867	27,937	44,290	31,718	24,059	13,191	44,619	58,535	2,996,525	3,235	1.1			



降 水 量 に 依 り 分 ち た る 現 住

	小 森	荒 神 嶽	南 日 裏	寺 垣 内	河 合	道	鷺 家 口	上 市	吉 野 山	和 田	五 條	御 所	八 測 候 木 所	岡	上 之 郷	丹 波 市	南 之 庄	奈 良	郡 山	高 山
1,200—1,300 耗以上 耗未滿										7. 10,995	5. 26,025		5. 151,016 7. 154,899			5. 36,556		5. 59,890	5. 46,104	
1,300—1,400										5. 11,310	7. 25,807	5. 43,729 7. 44,100		5. 9,365	7. 8,329	6. 36,553		7. 61,244	7. 47,227	
1,400—1,500								6. 30,915					3. 151,344			7. 37,178	4. 10,882 5. 10,639	4. 59,189 6. 60,294		5. 21,533
1,500—1,600								7. 31,301	6. 6,369	3. 11,443	6. 25,777	6. 44,300	6. 152,580	7. 9,128			7. 10,497	3. 59,052	3. 45,298 4. 45,574	4. 21,483 7. 22,258
1,600—1,700								5. 30,737	7. 6,213	6. 11,155	3. 26,522	4. 43,758	4. 152,533	4. 9,483	4. 8,834	3. 37,851 4. 38,270	3. 10,740 6. 10,768		6. 46,422	3. 21,098 6. 21,927
1,700—1,800						5. 16,329	5. 8,885 6. 8,828				4. 25,648	3. 44,203		3. 9,351 6. 9,168	3. 9,520 5. 8,327					
1,800—1,900	5. 10,981					6. 16,235 7. 16,302		3. 30,772		4. 11,384					6. 8,471					
1,900—2,000		5. 2,818	5. 8,171				7. 9,016		4. 6,494											
2,000—2,100							3. 9,561 4. 9,014													
2,100—2,200			3. 8,177																	
2,200—2,300			6. 8,226			3. 16,210		4. 30,806												
2,300—2,400	6. 11,058	6. 2,769 7. 2,835	4. 8,178	5. 4,044	5. 3,520	4. 16,297														
2,400—2,500		3. 2,862																		
2,500—2,600	7. 11,113	4. 2,798		6. 3,803	4. 3,503 6. 3,662															
2,700—2,800	4. 10,917																			
2,900—3,000				4. 4,183																
3,000—3,100	3. 10,985			7. 3,639																
3,200—3,300					7. 3,889															
3,300—3,400					3. 3,387															
4,000—4,100				3. 3,817																
計	55,054	14,082	32,752	19,486	17,961	81,373	45,304	154,531	19,076	56,287	129,779	220,090	762,372	46,495	43,481	186,408	53,526	299,669	230,625	108,299



さてかくの如く合理的の癌死亡者の比率を出して見た所がどうも一定の型が見出せなくなつた様に思へて來た。それは一番高率なのは二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未満の一・九%で、その次ぎはそれより二つ飛んで二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未満の一・七%と一つ飛んで一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未満の一・六%となつて居つて、一・九%の所も一・七%の所もその前後は低率となつて居る、尤も一、二〇〇耗以上二、〇〇〇耗未満迄は一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未満の〇・七%を除くの外は平均率一・一%か又はそれ以上となつて居る故、これを概括して觀れば矢張降水量の少い時の方が高率であるといへるのである。

かやうな次第で、最初に掲げた單に降水量のみで觀察した表は如何にも面白い型が現はれて居るのであつたが、これに對する總人口を顧慮してないといふ缺點がある爲め不合理であつたといふことが分つたのであります。

然らば單に降水量のみ分けて見ることは全然不合理かといへば決してさうではない、乃ちこれを癌腫の發生部位に依りて分けて觀ると少しも不合理ではなくなる。それはなぜなれば假令總人口が多からうが少なからうが癌腫の發生部位には何等關係がないからである。そこでこれからその部位別につき少しく觀察して見ることにしましょう。但し「口腔の癌」、「乳房の癌」、「皮膚の癌」の如き實數少きものにおいて充分その状態を顯はして居らぬ様であるが、蓋し止むを得ないことであります。



降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

の 腔 口	總 數	實 數		比 例	
		男	女	男	女
總	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未滿	5	3	2	60.0	40.0
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	5	3	2	60.0	40.0
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	4	3	1	75.0	25.0
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	6	4	2	66.7	33.3
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	2	1	1	50.0	50.0
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	2	1	1	50.0	50.0
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	2	1	1	50.0	50.0
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	2	1	1	50.0	50.0
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0

降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

癌	總 數	實 數		比 例	
		男	女	男	女
總	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未滿	48	28	20	58.3	41.7
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	35	20	15	57.1	42.9
二、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
三、一〇〇耗以上三、二〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
三、二〇〇耗以上三、三〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
三、三〇〇耗以上三、四〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
三、四〇〇耗以上三、五〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0
四、〇〇〇耗以上四、一〇〇耗未滿	1	1	0	100.0	0.0



食 道 の 痛		實 數	比
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	四	一四九・五	一八・六
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	六	一四三・五	一七・九
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	三	一八五・八	二四・九
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	三	二〇三・七	二六・七
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	三	七・四	〇・九
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	六	七・一	〇・九
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	八	七〇・一	九・〇
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	一	二六・八	三・四
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	六	二四・四	三・〇
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	四	二四・〇	三・〇
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	七	二五・〇	三・二
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	二	二四・〇	三・〇
二、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
二、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
三、一〇〇耗以上三、二〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇
三、二〇〇耗以上三、三〇〇耗未滿	一	二四・〇	三・〇

胃 及		實 數	比
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未滿	三	一四三・三	一七・八
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未滿	六	一三六・三	一六・八
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未滿	一	一七・一	二・一
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未滿	三	二六・二	三・二
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未滿	五	二九・〇	三・五
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未滿	四	二九・九	三・六
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未滿	五	二四・七	三・〇
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	七	二七・四	三・四
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	三	二七・五	三・四

降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

三、三〇〇耗以上三、四〇〇耗未滿	一	一	一
三、四〇〇耗以上三、五〇〇耗未滿	一	一	一
四、〇〇〇耗以上四、一〇〇耗未滿	一	一	一















降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

總數	實數		比	
	男	女	男	女
一、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	六	八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	五	三	三二・五	三七・〇
一、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	二	二	一五・〇	一五・〇
一、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
一、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
一、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
一、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇

降水量別癌死亡者 (五ヶ年間總數)

總數	實數		比	
	男	女	男	女
二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
三、一〇〇耗以上三、二〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
三、二〇〇耗以上三、三〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
三、三〇〇耗以上三、四〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
三、四〇〇耗以上三、五〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇
四、〇〇〇耗以上四、一〇〇耗未滿	一	一	六・五	一五・〇







口腔の癌外四種の癌と降水量の関係

總數	實數		比	
	男	女	男	女
一、二〇〇耗以上一、三〇〇耗未満	三六	一五	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、三〇〇耗以上一、四〇〇耗未満	五	四	一五・八	一五・九
一、四〇〇耗以上一、五〇〇耗未満	四	三	一三〇・二	一五・八
一、五〇〇耗以上一、六〇〇耗未満	五	三	一七・六	一五・二
一、六〇〇耗以上一、七〇〇耗未満	四	三	一七・三	一四・四
一、七〇〇耗以上一、八〇〇耗未満	三	二	二二・〇	二二・三
一、八〇〇耗以上一、九〇〇耗未満	三	二	四七・七	二二・三
一、九〇〇耗以上二、〇〇〇耗未満	八	七	三三・七	二二・六
二、〇〇〇耗以上二、一〇〇耗未満	一	一	三三・七	四〇・〇
二、一〇〇耗以上二、二〇〇耗未満	四	一	三〇・〇	一八・八
二、二〇〇耗以上二、三〇〇耗未満	五	四	二九	六三
二、三〇〇耗以上二、四〇〇耗未満	四	二	一四・八	二二・六
二、四〇〇耗以上二、五〇〇耗未満	二	一	二九	二二

二、五〇〇耗以上二、六〇〇耗未満	二	二	五九	二二
二、六〇〇耗以上二、七〇〇耗未満	一	一	三〇	一
二、七〇〇耗以上二、八〇〇耗未満	一	一	三〇	五・六
二、八〇〇耗以上二、九〇〇耗未満	一	一	一	一
二、九〇〇耗以上三、〇〇〇耗未満	一	一	一	一
三、〇〇〇耗以上三、一〇〇耗未満	二	二	五九	二二

さてかやうにして集めて比率を出して見ると、矢張その型が「胃及肝臓の癌」に似て居ることが分つて來た、隨つて總數とも同型なることが知れる、さうして「食道癌」や「女子生殖器の癌」の如き少しくその型を異にして居るものでも他の多數のものに巻き込まれて遂に總數の如きものとなつてしまふのであります。

以上は癌死亡者と氣象に關する二、三に就き統計的記述論究なるもの、如何に面倒な手數を経なければならぬものであるかにつきお話をしたのであります、尤も他の各種の論究に於ても必しもかくの如く面倒なものであるのではありませぬ。特にこの癌腫と氣象に關しての研究は他に餘り類例がなく、大抵は閑却せられて居る傾があつた故、殊更に念入りによつて見たのであります、それはおまへの頭が鈍いから餘計なことをしたに過ぎぬのであるといはるれば、一言もない次第であります。甚だ長たらしいお話で定めしお退屈であつたらうことを深謝致します。



## 華族に関する統計調査に就いて

(本篇は本年十一月四日開催の財団法人人口問題研究会開催の  
第一回人口問題全國協議會に於て發表したるものなり)

阪 本 敦

これから財団法人柳澤統計研究所に於きまして特に調査研究を致して居ります所の華族に関する統計調査の顛末につき聊か御報告申し上げ様と存じます。

元來この調査は柳澤統計研究所總裁故伯爵柳澤保惠閣下が餘程以前から、少くとも二十數年前から考へて居られたものと見えまして、統計研究所を設立致しましたのは大正二年の七月であります。一年置いて大正四年に大正天皇の御大禮の記念としてその年の年末現在を以て華族の人口靜態統計の調査に着手致すべきことを私に命ぜられたのであります。

そこで、私は其の材料として先づ以て戸籍謄本を各家の本籍地から集めました。その外には宗秩寮や學習院等に就き調査致したり、華族に關する既刊の文獻を涉獵したり百方苦心して材料の蒐集に努めました。それでも尙不十分でありますから華族家別票及其の記入解説を作り、之に記入方依頼狀を添へ返信料郵券を貼付した通信用封筒と共に各家に向つて發送致したのでございました。

それを始めましたのは大正六年三月二十七日でありましたが、中々返事が参りません。そこで其の年の六月に返信の

参らない四百九十家に再び記入方依頼の書面を出しましたが、七月中旬に至つてもまだ三百六十家の未回答がありまして止むを得ず別の方法でその不備の點を補ふことと致し、同年の七月中旬から「華族調査家單位票」及び「華族調査人別票」といふ二種の小票の調製に着手し、十月中旬に至り之が出来上りましたので此の二種の小票を以て都合二十五表の靜態統計表を作製して之を出版致しましたのが大正八年の七月で、同年の十月には其の描畫圖即ち統計グラフを出版し之で第一回の華族調査を終了したのでございました。

第二回の調査は第一回の調査から數へて大正十四年が丁度滿十年になりますから其の年末現在に依りて製表しようといふので其の年の年末から準備にかゝりました。で、その方法は、大正五年一月一日以降同十四年十二月末日迄の出生、死亡、婚姻、離婚、別家、分家、其の他の人口動態を調査して大正四年十二月末日現在の人口へ増減して十四年十二月末日の現在數を算出しようといふのでございます。それには如何にして其の各種の動態を調査するかと申しますれば、之には是非宮内省宗秩寮の書類に依り調査するより外に手段はございません。そこで柳澤總裁から時の宗秩寮總裁子爵仙石政敬閣下にお話になりまして遂に其の了解を得、各種動態の原材料を謄寫することが出来まして、大正十五年二月迄に此の十ヶ年間の謄寫を終りましたから、先づ以て其の動態統計製表に着手し昭和三年の十一月迄に全部で三十表の動態統計の作製を終りました。

それから其の靜態調査の方はどうかと申しますれば第一回の調査の時基礎材料として作製してあつた「華族家別票」を基とし、それに今回謄寫し得た各種の動態を増減して大正十四年十二月末日現在の「華族家別票」を作製して第二回調査の基礎材料となし、その基礎材料に依つて更に「家單位票」及び「人別票」を作製し、さうして之に依つて靜



態統計の各表を調製したのでございます。それで、その「家單位票」及び「人別票」をもちまして大正十四年年末現在の靜態統計の製表を終りましたのは、昭和四年の六月でございました。

かやうに動態統計の作製を繼續致して居りますれば、その靜態統計を隨時に作製することができますので、その後第三回目即ち昭和五年の靜態統計をも作製致してありますが、これ等は何れも出版は致して居りません。唯動態の方は第一回即ち大正五年より同十四年迄の十ヶ年分は、今上陛下御大禮記念として昭和三年十二月を以て出版致しました。これは翌昭和四年一月 天皇 皇后兩陛下及び 皇太后陛下に獻納致したのでございます。又大正十五年より昭和五年迄五ヶ年間の分は、皇太子殿下御降誕記念として昭和九年十二月を以て出版致し、これはその年の十二月前同様に、三陛下に獻納致しました。で、この二出版物は何れも我が研究所に於きまして定期に發行致して居ります所の季報の特別號として刊行したのでございました。

さて、この出版致しました靜態統計一種、動態統計二種の外に出版致さぬ者が少々ございますからその事を少し申し上げることに致します。その一は大正十四年の靜態統計の比例篇、動態統計にありまして二回共比例篇を作製致してあります。その外に大正十四年の靜態統計と、大正五年より同十四年迄の動態統計との記述篇もできて居ります。この記述は私が書きました故、若し時間がありましたならば最後に一、二顯著の點だけを申しのべたいと存じて居りますが、その前に尙一言申し上げたいことがございます。

それは何かと申せば、この動態調査は大正五年から昭和十年迄で丁度滿二十年になります故、今現に製表を急いでをります昭和十年分が終了致しますれば、この調査はこれで打切ることゝ致し、又靜態統計の方も大正四年末から昭和十年末で丁度二十年目に當ります故、これも一度戸籍簿を基と致します處の調査を致し、さうして彼の動態を以て差引して算出した處の現在數と、如何に相違があるかを調査して見たいと存じて居ります。さうして靜態の方も動態の方も前と同様、比例篇及び記述篇迄をも編纂致して故柳澤總裁のお志に添ひたいと存する次第でございますが、頽齡七十四歳の私の健康が果してこれを成し遂げ得るや否や、大いに懸念致して居る所でございます。

故柳澤總裁はこの華族調査と一般の人口統計との比較について常に研究を試みて居られました。特にその死亡原因に就いては餘程研究を急いで居られた。と申すのは動態統計は前例に依りますれば、十ヶ年を一纏めとして製表すべきであります。俗に申すむしがしらせるとでもいふものでありましょうか、十ヶ年纏まる迄待つて居つては、その間に自分は死ぬかも知れぬから、先づ以て五ヶ年で一ト先づ打ち切り、製表をなし、あとの五ヶ年は又引續き調査せよといふので、前申す通り第二回の動態統計として刊行致した次第でございます。

で、この五ヶ年分と前の十ヶ年分との死亡原因の比較及び、これと同様に全國の死亡原因との比較研究といふ様に、着々研究を進めて居られまして、時々その材料に就き調査を命ぜられたことがありましたが、御承知の通り故總裁は貴族院議員として、中央統計委員會の委員として、必ずその小委員長となり又晩年は本研究會の會長として、その他々々多忙であられましたので、その閑をみては研究を進むるといふ次第で、その一半は去る昭和九年の十二月にラヂオで放送せられたことがございますが、遂に十分なる結末を見ることができずに長逝せられたことは甚だ遺憾のことゝ存する次第でございます。

私も前に申し上げました通り靜態、動態共聊か記述を試みました故、その結果を申し述べたいのでありますが、何分



時間がございませぬため、今日は御免を蒙ること、致しますが、唯一つ非常に興味を感じたことは、御承知の通り我が國の乳幼児の死亡率は、これを歐米の開明國に比較致しますと非常に高率であります。これを我が華族のそれと比較して見ますれば、歐米の開明國のそれと少しも遜色のないことあります。それは何故かと申しますれば、華族の乳幼児保育の方法が、一般のそれよりも合理的であるためであつて、若し一般の人々が歐米の開明國の如く、吾華族の乳幼児保育の方法の如くあつたならば、必ずや華族の乳幼児死亡率と同様歐米の開明國の乳幼児死亡率の如き低率を示すに至るであらうことを痛感致したのでございます。尙この外にも多少研究致した處もございしますが、今日はこの程度で御免を蒙ります。御静聽を感謝致します。

### 統計書解題

阪 本 敦

#### 九昭和 綿織物及絹織物年表

##### 内 容 要 領

(四六倍判、算用數字横表、四七頁、記述三頁、圖表二、商工大臣官房統計課編纂、發行者東京統計協會、昭和十年三月二十八日發行、定價五十錢)

本書は、商工省に於て毎月一回月報として公表せしものを、取纏めたるものにして、主として同業組合、工業組合等の調査又は關係技術官の意見に基き、各地方長官に於て調査報告せるものに係る。而して其の掲載しあるものは、綿織物、絹織物、人造絹織物及びこれ等三種の交織物の各産額及びその輸出入額に付て調査輯録してある。

本書は、先づ巻頭に圖表二を掲げ、次に概要に於ては之を四項に分ちて記述し、而して左の統計表五種一六表を掲載してある。

##### 統 計 表

- I 綿 織 物
- II 絹 織 物
- III 人造絹織物
- IV 絹綿交織物

以上は何れも左の四表に分ちあり、但しIVは4を缺く



- 1、品目別、月別産額
- 2、地方別、品目別産額
- 3、地方別、種類別、月別産額
- 4、生産高、輸入高及輸出高品目別、月別対照
- V 其の他の絹及人造絹交織物、地方別、種類別産額

### 工業経営状況調

第七卷 銑鐵鑄物 全

(四六倍判、概要二〇頁、算用数字横表二三〇頁、商工大臣官房統計課編、昭和十年三月三十一日發行、發行者東京統計協會、定價壹圓參拾五錢)

#### 内容要領

本書は、昭和八年中又は同年度に於ける埼玉、東京、愛知、大阪、兵庫及び福岡の一府六縣の事實につき調査したるものにして、總べて左の六四表を掲載してある。

其の一 經營状況總覽表

I 總 數	表數	II 地方別	表數
II 從業者數別	一〇	IV 資本金額別	一〇
V 家族從業者有無別	三	VI 自製、依託製造及受託製造別	五
第の二 純損益率度數分布表		II 資本金額別	一〇
I 總 數	一		
其の三 負債率度數分布表			

### 主税局第六十回統計年報

昭和八年度

(四六倍判、地圖一、算用数字横表、七九四頁、附録一〇五頁、大藏省主税局編纂、昭和十年三月三十一日發行、非賣品)

#### 内容要領

本書は、先づ稅務監督局、稅關の管區圖を掲げ、次ぎに左の統計表總べて九五表を収録してある。

國稅總覽	表數	管區表	表數
所得稅	一	地 租	一
營業收益稅	八	資本利子稅	一
相續稅	七	礦業稅	三
兌換銀行券發行稅	七	取引所稅	一
狩獵免許稅	一	酒 稅	一五
清涼飲料稅	一	砂糖消費稅	五



織物消費税	三	登録税	一
印紙税	一	骨牌税	二
關稅及噸稅	七	租稅賦課及收納	三
租稅負擔	二	滯納	二
犯則	三	租稅外收入	一
貸付金	一	經費	二
市町村交付金	一	職員	三
附錄			
稅率及納稅期摘要			

昭和三年度  
同五年度 簡易生命保險の死亡率に關する調査

(菊倍判、和英對譯、記述四二頁、算用數字橫表二一四頁、圖表九  
葉、附錄二二頁、折込表一、簡易保險局編纂、昭和十年三月三十  
一日發行非賣品)

内 容 要 領

本書は、大正五年簡易生命保險事業創始以來、昭和六年三月末日迄に締結せる契約中、昭和三年度より同五年度迄の  
三ヶ年間に死亡したる、被保險者に就き、其の死亡率を調査したるものである。

本書は、記述を第一章 總説、第二章 各表の説明と調査の方法、第三章 調査結果の概要に分ち詳述し、次ぎに左  
記の統計表九表及び統計圖表九圖を掲げ、附録として死亡率計算の理論を載せてある。

目 次

第一章 總 説	
第二章 各表ノ説明ト調査ノ方法	
第一節 年齢別男女別終身養老別死亡率	
第二節 契約經過年數別死亡率	
第三節 原因別死亡率	
第四節 全國民原因別死亡率	
第三章 調査結果ノ概要	
第一節 年齢別男女別終身養老別死亡率	
第二節 契約經過年數別死亡率	
第三節 原因別死亡率	
第四節 特殊原因別死亡率	
第五節 男女別原因別死亡率ノ傾向ト其ノ個別觀察	
統計表	
第一表 年齢別男女別終身養老別死亡率	
第二表 年齢別男女別終身養老別死亡率	
第三表 契約經過年數別死亡率	
第四表 原因別死亡率	
第五表 男女別原因別死亡率	
第六表 男女別年齢別原因別死亡率	



- 第七表 特殊原因別死亡率
- 第八表 男女ノ別ニ依リ著シク差異アル原因ノ死亡率
- 第九表 全國民原因別死亡率

八昭和 朝鮮總督府統計年報

(四六倍判、算用數字横表、六三三頁、附録一頁、朝鮮總督府編纂、昭和十年三月二十五日發行、非賣品)

内 容 要 領

本書は、主として昭和八年の統計を掲載してあるが、各表の表首には、努めて最近十ヶ年分の總數を列記し、尙資料の徴すべきものには、明治四十三年又は同四十四年の總數を掲げてある。

本書は、先づ巻頭に二五項に分ちたる概説を三八頁に互り説述し、左の統計表二五項、五一七表及び附録一表を収録してある。尙各項には何れも其の始めに於て摘要表を掲記してある。

1、土地	表數 八	2、氣象	表數 一六
3、戶口	表數 二一	4、農業	表數 四一
5、林業附狩獵	表數 二〇	6、水産業	表數 一二

五昭和 朝鮮國勢調査報告 全鮮編 第二卷 記述報文

(四六倍判、三三二頁、附録六五頁、朝鮮總督府編纂、昭和十年三月三十一日發行、非賣品)

内 容 要 領

本書は、昭和五年に於ける朝鮮國勢調査の各事項に關する結果の編成を道編、全鮮編に分ちたる全鮮編中の第二卷にして、之を人口、體性、年齢、配偶關係、職業、世帯、出生地、民籍國籍、讀み書きの程度の九項目に分ち、必要な統計表を抜萃して、之に全鮮的觀察を與へ、計數的説明を加へたるの外、簡單なる調査の顛末を巻頭に敘述しあること

7、鑛業	表數 七	8、商業及工業	表數 一〇
9、物價及貨銀	表數 八	10、金融	表數 二五
11、貿易	表數 一七	12、鐵道	表數 二一
13、水運	表數 七	14、遞信事業	表數 一八
15、土木及築港	表數 八	16、警察	表數 二二
17、衛生	表數 一二	18、裁判登記及供託	表數 六〇
19、監獄	表數 三〇	20、教育	表數 五〇
21、社寺及教會	表數 四	22、社會事業	表數 一六
23、官公吏及恩給	表數 八	24、財政	表數 六一
25、專賣	表數 一五		



左記の目次の通りである。尙附録として國勢調査に關する諸法規類を輯録添付してある。

目次

第一章 總論	二	第二章 人口	三
第三章 體性	四	第四章 年齡	五
第五章 配偶關係	四	第六章 職業	五
第七章 世帯	五	第八章 出生地	一一
第九章 民籍國籍	六	第十章 讀み書きの程度	七

臺灣總督府 遞信統計要覽

昭和九年度

(四六倍判、圖表六葉、記述八〇頁、算用數字橫表四三〇頁、附錄六、臺灣總督府交通局編纂、昭和十年十月十五日發行、非賣品)

內容要領

本書は先づ臺灣通信圖一表を掲げ、次に圖表六表を載せ、總覽に於ては沿革を述べ業務機關を圖示したる外、左の統計表一三九表を收録してある。

統計表

總覽	表數	一六	職員	表數	五
----	----	----	----	----	---

昭和八年 東京市人口統計

(第一回)

內容要領

本書は、其の緒言に依れば、人口現象、特に其の動態を詳細に究めんが爲め、現住人に關する人口動態調査を完全なる中央集査に改め、昭和八年より之を實施し、之に人口靜態をも輯録したるものである。而して從來人口動態統計は、死亡のみであつたが、之に婚姻離婚、出生死産をも加へ、尙婚姻、離婚は従前の本籍人調査を廢して現住人調査と爲せりといふてある。而して其の編整方法に依れば、出生は出生兒の父又は母の住所、死亡は死亡者の住所、婚姻件數及離婚件數は婚家に在る當事者の所在地、婚姻者數及離婚者數は各當事者の所在地、死産は産婦の住所に依り之を編整したとあるを以て見れば、出生、死亡及死産の住所とあるは、所謂現住地にして東京市内であらう。その婚姻及離婚の所在地とあるは、矢張り現住地即ち東京市内でなければならぬ。果して然りとすれば此の五種の人口動態統計は、緒言にいはるが如く、「其の調査を完全なる中央集査に改めたり」と雖も、之が正確を期することが出來たであらうか。編整方

郵便	三〇	電信電話	二七
爲替貯金	三三	保險及年金	六
海事	一一	電氣及瓦斯	七
共濟組合	三	附錄	三



法に依れば、毎月各區長をして一事件毎に一枚の調査個票を作成報告せしめ、之を統計課に於て審査、分類、集計、製表、編整したのであつたさうであるが、如何に審査するにせよ、其の材料が、根本から不完全であつたならば、決して完全なる現任表は出来ぬ筈である。それは各區長より提出せしむる所の調査個票が、現行戸籍法に依り各當事者より届け出でたるものに基き、之を作製する以外を出でざることは、本書の「人口統計調査關係東京市統計報告例」に視て明である。此の事は内閣統計局に於て明治三十二年始めて人口動態統計の材料を全各市町村より徵集せし時より既に明なる事實なるを以て止むを得ず、之を事件發生地別、即ち現在地の人口動態統計となせし所以であつて、強いて之を爲し得るは比較的事實に近き死亡及死産につき之を調査し其の統計書に掲載せし地方ありしに過ぎざりき。然るにも拘はらず東京市に於て五種の動態統計の編製を敢てせしは、余輩の頗る怪訝に堪へざる所となす。

本書は巻頭に統計圖表八葉を掲げ、次に八〇頁に互りて第一部 人口靜態、第二部 人口動態の二に關し記述する所あり。然る後四〇表の統計表を載せ、終りに附録六九頁を採録すること左の如し。

統計表目次

人口靜態	表數	一〇
人口動態		
總覽	表數	一
離婚		五
死亡		一三
婚姻	表數	八
出生		一一
産		

附録

一 東京市人口靜態統計	一〇	二 東京市人口動態統計	七
三 本邦六大都市比較人口統計	一一	四 昭和八年人口動態調査の結果表	一
五 昭和八年人口動態調査の結果表章に用ひたる職業分類	一	六 人口動態調査結果表章に用ふる死因分類	一
七 人口統計調査關係「東京市統計報告例」	一	八 東京市人口統計資料	一

第二回 職業紹介所就職者調査

(四六倍判、圖表四葉、記述三三頁、算用數字横表、四八五頁、)  
東京市社會局職業課編纂、昭和十年三月三十一日發行、非賣品)

内容要領

本書は東京市に於て、昭和七年一月より、同九年三月末日迄、二年三ヶ月間、同市十ヶ所の職業紹介所の紹介に依り就職したる者に就き、昭和九年三月三十一日現在の事實を一定の小票を用ひ各雇主に照會し、其の回答に基き編整したるものなり。但し日傭労働者紹介所の分及び待遇條件不定の者及一時的臨時就職者は除いてある。

本書は、巻頭に統計圖表四葉を掲げ、次に「就職者調査結果概観」を九項に分ちて説述し、然る後左の統計表を収録してある。而して本調査は、本邦都市に於ける先驅的試みであり、且つ第一回の調査に比すれば、其の製表形式編成體系の總てに互り内容外觀共に徹底的の改正を加へてあることを高唱してあるが、其の高唱に背かず、中々立派な調査であるが、唯一つ手落ちではなかつたかと思ふことがある、それは何かといへば、雇主の職業を何故に雇主の産業とし



なかつたであらうか、若しさうしたならば必ず本調査に對し一段の光彩を加へたであらう。

目次

- 一 統計圖表
- 二 調査結果概説
- 三 統計表
  - 第一表 紹介所別雇主及就職者
  - 第二表 年齢及職業別就職者
  - 第三表 本籍地及職業別就職者
  - 第四表 教育程度及職業別就職者
  - 第五表 年齢、教育程度及職業別就職者給料額
  - 第六表 雇主職業(中分類)別就職者職業(小分類)
  - 第七表 就職者昇給狀況
  - 第八表 職業別勤続者退職者
  - 第九表 退職者退職原因及勤続期間

昭和八年度 電車 自動車 乗客調査実績

(菊倍判、記述八頁、算用數字横表九六頁、附録五五頁、  
東京市電氣局庶務課調査掛編纂、發行日不明、非賣品)

内容要領

本書は、東京市に於て昭和八年十月二十六日を以て實施したる、市營電車及び自動車の乗降客に關する調査報告にし

て、先づ總説に於て(一)調査實施日及び當日の狀況、(二)調査實施の方法、(三)調査実績概況に關し説述し、次に左の統計表一八表及び附録として乗客潮流密度、乗車本券種別、省線、社線、地下線、バス等に關する八表を収録してある。

目次

第一部 電車乗客調査実績	表數	一〇	第二部 自動車乗客調査実績	表數	八
附録		八			

神戸市工業調査速報 第一報 第二報

(四六倍判、謄寫版刷、第一報四九頁、算用數字横表八頁、  
第二報一二四頁、神戸市役所編纂、昭和十年刊行)

神戸市商業調査速報 第一報 第二報

(四六倍判、謄寫版刷、第一報八三頁、附録算用數字横表、統計表  
六表、第二報一〇三頁、昭和十年刊行、神戸市役所編纂、非賣品)

内容要領

本書は、商工省に於て六大都市に委嘱し、工業及び商業調査を爲さしめたるに依り、神戸市に於て工業及び一定の住所に居住し繼續的に營業せる物品販賣業者の昭和七年中の營業成績を調査報告したるものである。而して其の時期は實



は昭和八年十一月一日現在で調査したのであるが、商工省からは特に昭和七年中の營業成績を觀たいといふ註文の爲め昭和八年以後の開業者を控除した。工業にありては六六七八。商業にありては二二、五二七の營業所に就いて調査した結果に基き概観した神戸市の工業及び商業の實體だといふことである。而して兩報告の「はしがき」に於て本調査の實施せられたる因由を述べ、次に左記目次の如く各第一乃至第五項に分ち其の狀態を細説し「むすび」に於て各其の調査の結果が何れも期待に負かず、大いに得る所があつたことを述べて居る。特に本市の工業に於ては、其の九割七分迄は中小工業者で、其中特に機械工業、化學工業の二工業が主位にあることが分つたのである。

目次

工業調査速報	商業調査速報
第一報	第一報
はしがき	はしがき
第一 工場及職場	第一 總 説
第二 業 態	第二 組織別概観
第三 組織 別	第三 業態別概観
附録 統計表四表	附録 統計表五表
第二報	第二報
第四 資本階級別	第四 資本階級別概観
第五 事 業	第五 産業別概観
むすび	むすび

病勢調査統計書

内容要領

(四六倍判、圖表五葉、算用數字横表七八頁、附録四頁、静岡縣醫師會編纂、昭和六年十二月十五日發行、非賣品)

本書は、静岡縣醫師會に於て、縣民の保健衛生の狀態が全國道府縣に比し必ずしも優位にありと認むる能はざるを遺憾とし、縣民の健康狀態に即したる一定の方針を樹立せんが爲め、特に實在の一般患者に關する臨床的統計調査を爲すを必要とし、病勢調査事業を計畫し、關係官公署其他各方面の醫療機關を糾合して、精密なる調査を執行し、其の完了を告げたるを以て、其の資料を摘録して編成したるものであるといふことである。

本書は昭和五年十月一日現在に於ける静岡縣下所在の各醫療機關に於て診療中の患者に關する事實なれども、其の細目に涉る資料は經費の關係上登載すること能はず、特に整理して該醫師會に保存してあることであるが、卷頭には統計圖表五葉を掲げ、次に左記の統計表一八表を収録し、終りに附録として「事業計畫並處務經過摘要」を四頁に互りて記載しある、寔に要を得たるものである。臨床的統計報告なるものは屢々之を手にすることはあるが、此くの如く全縣に互りて調査したるものは余の寡聞なる末た之を聞きしことがない。蓋疾病統計に於ける貴重の資料といふべきである。希くは少くも毎五年目位に此くの如き調査を爲されん事を。終りに此の統計表に於て唯一つの遺憾とすべきものあり。其の病類別の内閣訓令の「死因及疾病分類」に準據せざるを以て、之を他の疾病統計と比較する場合非常なる不便を感ずることである。尙本統計表中に「病類別死亡患者表」(第十四表)なるものあれども、此の死亡者は恐らくは昭和五年十月一日に於てのみ死亡したるものなるべけれども、何等の表示なきを以て頗る不明瞭の感なしとせず。



目次

一、病類別患者比較	二、郡市別患者比較
三、醫師一人當患者數及資力程度比較	四、職業別患者數比較
五、年齢別患者數比較	
第一表 人口、患者、醫師總表	第二表 患者分布狀態表
第三表 患者新患、舊患別表	第四表 専門科別醫師數表
第五表 病類別患者表	第六表 職業、人口、患者數表
第七表 病類別職業分類表	第八表 年齢別患者數表
第九表 病類別年齢分類表	第十表 患者資力程度表
第十一表 病類別患者資力程度表	第十二表 市町村別人口、患者及患者資力程度區分表
第十三表 病類別入院患者表	第十四表 病類別死亡患者表
第十五表 陸軍在營兵、刑務所在監者病類別患者表	第十六表 業態別療屬數表
第十七表 療屬取扱患者區分表	第十八表 病類別目別患者數參考表

拙著の解題を忝うして

徳村謙吉

(昭和十年九月刊行本季報第三十九號統計書解題欄に於て試みたる徳村謙吉氏の「國民保健の研究」と題したる著書に對する解題及び批評文につき同氏より辯明有之たるに依り其の全文を左に掲ぐ)

拙著國民保健の研究計らずも柳澤統計研究所調査部長阪本敦先生の御精讀を煩はし熱情の結晶として御取立てに預りたることは、感謝に堪へざるところである。殊に本書が統計を基礎として立論したるところより、其道に造詣深き先生より、統計の採擇作製上に種々の御注意を賜りたることは特に感激措く能はざるものがある。そこで御批評に對して自ら反省すると共に、後學たる自分の陥りたる過誤の経路を告白して、將來統計を使用又は作製する人々の参考と致したいと思ふのである。御批評が十項目あつたから其一より十迄逐次告白することとする。

一、引用統計の出所を一々明記し置かざること。これは序論第三に於て死因統計は内閣統計局、壯丁検査統計は陸軍省、犯罪統計は司法省、精神病統計は内務省及松澤病院以下之に準じて記載して置いた爲に其必要ないものと軽く信じて大部分省略して終つた結果であるが確に各表毎に記載すべきであつたと思ふ。

二、引用統計の年次が累年でなく且其間隔が一定して居らぬこと。此の累年でないことは最初より自覺してやつたことで間隔ある方が數の變化が認め易くてよいと考へたからであるが間隔の一定して居なかつたことは偶然の過誤から發したものである。文部省の累年體格統計に大正十年のが無かつたと云ふことが其の因をなしてゐる。計畫



としては昭和七年を基として五年間隔に四回だけ遡つて對比するつもりであつたのが大正十年が震災の爲だと云ふことであるが落ちてゐた爲に此處を含んでゐるところが一年多く六年になつてしまつたのである。印刷に取掛る際やつと氣付いて後半の部分は之を改めたが前の部分は資料の一部が手許に無かつたり統計を作り替へる餘裕を持たなかつたので遺憾なものと知りつゝ其まゝにして終つたが、之は全く不親切なやり方であつた。如何なる犠牲を拂つても計畫通りのものとして完成すべきであつたのである。それにしても最初年次を定める時今少し注意をすればそれも必要なかつたのである。

三、統計表の柱の書き方が區々になつてゐる。統計表の要部に對する注意を喚起する爲に其部分をゴジツクにするこゝには意を用ひたが柱の重要性と云ふものを感じて居らなかつたので原表にある通りに無雜作に入れて置いたのであるが之は全表に及んで統一を取るべきであつたと思ふ。

四、表と記述と一致せぬこと。これは全く推測の通りで記述の際計算したり表を略した結果で讀者をして此數字が何處にあるかと探さしめたこと、深く詫る次第である。

五、死亡者の死因を何故二、三種に限りたるかにつき説明なきこと。この點については實は卅一頁に少し説明してあるのであるが餘り簡單過ぎるのと他の疾病は著しく無いから之を略すと言ふことを書添へなかつた爲であらう。尙筆者は本書を智育偏重に對する抗議として書いて居ると言ふ頭で一杯になつてゐたからこれに關係の少いしかも年次的の變遷の少い疾病は全く問題になつたのであるが記述としては確かに不充分であつたのである。

六、統計圖表中非常なる努力を爲さざれば其意味を解し得ざるものあること。これは第何圖を指してゐるのか明かで

ないが多分第四・五・六圖を指してゐること、思はれる。之は實は私の大いに力を注いだ新工夫の發育表示圖で相當に説明もした心算であつたが尙不充分であつて難解であつたことは實に遺憾であつた。

七、比例、比、率の三種あり各意味を異にするや否や疑はしきこと。比と比例とは全然同一で實數と比例とを對稱的に使用し比は千分比百分比と言ふ所に使つたつもりであるが、率は少しく用法が異つてゐるのである。率は或特殊なもの、割合のみにて用ひて總比百とか千とか言ふ所に用ひなかつたつもりであるが第十七表や卅一・二表に統一がなかつたので御疑問を起されたことは尤もである。

八、統計表及圖表に單位の明記せざるものありて徒に思考を費さしむること。圖表の單位記載については餘程意を用ひたつもりであるが、尙此評を受けたのである。これは統計圖表に於て如何に單位の記載が重要であるかと言ふことを懇切に指示せられたものであると感ずる。

九、用字に一定を缺くもの多く疑義を生じ易きこと。これは主として全國學生生徒兒童の發育狀態の説明のところと思はれるが、これは無味乾燥な類似の記述が幾度も繰返されるので用語を種々にしたがこれは統計説明としては失敗であつたかも知れぬ。

十、異りたる分母で比較説明してゐるのは勞多きこと。確に御注意の通りである。數が小さいからさまでの事は無からうと思つたが、一般の讀者に對して親切と言へぬ。また表の統一も取れてゐないと言ふ感じを與へて面白いな

いことであつた。

以上御批評に對して告白し、後學の陥り易い經路を述べ、自らは相當注意したつもりでも、未だ重要な點に至らぬこ



とのあることを、一般に承知願へれば幸甚である。  
貴重な紙面をお割き下さつたことを感謝して擱筆する。

資料

五十年前の都市と昭和八年の市の人口動態對照表

本表は明治十六年に於ける都市と認むべきものを内務省衛生局に於て調査したる明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表並に同年自七月至十二月都市生死婚姻統計書に依りたるものなれども前半年は百三十一箇所を掲げ下半年は百二十四箇所を掲げ且つ其の様式にありても符合せざる所あり、更に之を五十年後の市と比較すれば僅々七十四市を對照し得るに過ぎず、而して昭和八年の事實は内閣統計局の人口動態統計に依る。尙ほ五十年前との比較に於ては其の方面積に差あるべきは勿論なれども本表はその調査には及ばざりき。

市名	實 數				人 口 千 に 付								
	明治十六年末 昭和八年 十月一日	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年	明治十六年 昭和八年					
函館市	三六四七	二六九〇	一四五	一三九〇	一〇五四	六五七	八四八	三七五	三・八	六・四	二七・四	三〇・〇	三三・一
青森市	一三四八七	八八四〇	一九	五八	二八三	三、〇九	二七九	一、五八五	九・六	六・四	二〇・九	三三・三	二〇・七
八戸市	一〇八三	五六七〇	一九	四九	三八九	二、二八	二九	一、三三	一一・九	七・七	二六・〇	三九・一	二〇・三
弘前市	二九〇五	四、〇〇〇	二二	三三	七〇	一、六〇	六五八	九六	八・〇	七・三	二六・二	三〇・三	二〇・三
盛岡市	二七九七	六、四〇〇	三九	四八	八九	三、〇九	六九	一、三五	一一・四	七・三	三三・九	三九・八	二五・〇
仙臺市	五五三二	二一、五〇〇	四五	一、二四	八七	六、二九〇	九四七	三、六〇八	八・〇	五・九	一五・八	二九・七	一七・一



市名	實人口		婚姻		出生		死亡		婚姻		出生		死亡	
	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年
長岡市	一九七五	六〇六〇	一七三	四七〇	一、七六八	三四〇	一〇三七	八七	七・八	二七・六	二九・三	一七・三	一六・九	
高田市	二五、一四三	三二、〇〇〇	一八四	四八三	七、八	三九八	六九〇	七三	七・七	一九・三	二四・八	一五・八	三・三	
富山市	四、三六一	七、七三〇	五五	七三	二、〇〇五	九四	一、五八八	一三〇	九・五	二二・七	二九・八	一九・七	二〇・五	
高岡市	三、九九五	五、四〇〇	一三七	五八	一、六八五	六三	一、一三三	五七	九・五	二〇・四	二九・八	一九・七	二〇・一	
金澤市	一〇、六九九	一六、三〇〇	一、〇八九	二、四三	四、〇四	一、六三	三、三〇七	九七	七・六	二〇・一	二五・四	一八・四	二〇・三	
福井市	四、〇八三	七、〇〇〇	三九九	五七	一、九六六	一、六三	三、三〇七	九八	八・二	二五・四	二八・三	一九・三	二〇・四	
甲府市	二、五九四	八、六〇〇	二二	四〇	二、一〇二	三三	一、二九〇	二二	四・七	三三・八	三三・一	二二・一	一五・〇	
長野市	一、六二五	七、八〇〇	一三六	四七	二、二五五	三三	一、二五五	一〇	六・一	二六・一	二九・五	二六・〇	一六・〇	
上田市	一〇、一三四	三、六〇〇	二一九	三三	九、五七	三三	一、二五五	二七	五・三	二二・三	二六・一	三三・四	一七・一	
岐阜市	一、八六五	一、四三〇	一四	六五	三、〇八一	三三	一、九六三	七六	五・七	二六・三	二七・〇	一七・九	一七・三	
大垣市	一、九〇三	四、一〇〇	一一七	四九	一、〇九七	三三	一、九六三	九三	七・六	二六・三	二七・〇	一七・九	一七・三	
静岡市	三、三六七	一、五三〇	四八〇	一、〇三四	四、七九	六五	二、六三六	一四	六・八	二八・〇	三三・四	一九・五	一六・三	
濱松市	一、一八四	二、九〇〇	一四	五八	三、四七九	二〇	一、九四四	一〇	四・九	二三・〇	二九・一	一七・〇	一六・二	
名古屋	二、〇七〇	九、八〇〇	八三八	五八五	二、九八五	二六	一、五四九	六四	五・九	二五・八	二九・三	二〇・三	一五・六	
豊橋市	九、七四四	一五、一〇〇	五九	八〇	三、七八八	三三	二、〇六五	六	五・五	二五・一	二九・三	二〇・三	一三・七	
岡崎市	二、一九三八	六、九四〇	九九	三五	二、〇二八	三〇	一、二七四	七	五・一	二六・六	二九・三	二〇・三	一六・九	
津市	一、四四九九	五、一〇〇	一九五	三五	一、四六九	四四	一、〇一一	一三	五・三	二〇・八	二五・三	一七・四	一三・四	
四日市	九、六四六	五、四〇〇	一三七	三五	一、五六九	三四	一、〇九三	一四	五・八	二七・六	二八・八	二七・四	一八・三	
宇治山田市	二、〇八九	五、四八〇	三二〇	三五	一、五四	四六	七六	一四	六・五	二七・八	二七・八	三三・九	一四・三	

市名	實人口		婚姻		出生		死亡		婚姻		出生		死亡	
	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年	明治十六年	昭和八年
秋田市	三〇、五八	五、五〇〇	一八五	四九〇	一、六七〇	三九	一、〇九五	六一	八・三	二二・七	二六・二	二二・七	一八・四	
山形市	二四、三二	七、七〇〇	一九三	四三	一、九五	四五	一、三〇四	七九	六・〇	三三・〇	三六・三	二八・八	一七・〇	
米澤市	二六、〇三五	四、八〇〇	五三	三四〇	一、四三	四七	七九八	二〇	七・六	三三・八	三三・八	一八・七	一七・八	
鶴岡市	二八、五九	三、五八〇	三四	二八五	一、二二七	三八	六四	一五	八・〇	二四・一	二四・一	一七・七	一九・四	
若松市	二五、八二三	四、八〇〇	二二	三五	一、一九三	三七	七四	八	七・九	二〇・五	二四・九	一七・七	一七・三	
宇都宮市	一七、三九〇	八、四〇〇	一三三	四九〇	二、二八五	三二	一、三九五	七〇	五・八	二〇・三	二六・三	一七・八	一六・五	
足利市	二一、〇〇〇	四、六〇〇	一〇八	二八	一、一三三	二五	七四	九	六・〇	二四・六	二六・四	二一・四	一五・九	
前橋市	二二、九五	九、六〇〇	八九	四七	二、〇五	二九	一、四九	六	五・三	二三・〇	二七・三	二三・九	一五・五	
高崎市	一六、四三	六、八〇〇	六九	三四	一、八七〇	三九	九六	一〇	五・五	二〇・八	二〇・八	一九・四	一五・四	
川越市	一七、八三〇	三、五六〇	七九	三五	一、〇七	三〇	六四	四	六・三	二〇・四	二〇・四	一六・九	一八・一	
東京市	九、八七六	五、四六三	六五	三三	一、四八四	一九	七八	七	五・七	二二・一	二七・三	二二・四	一四・三	
八王子市	一五、三三	五、八〇〇	五	三四	一、六三八	一九	九四	三	六・〇	二二・九	二九・四	二二・六	一七・〇	
横濱市	七、四六	六、八六〇	一、二四	三九	一、八四八	一七	一、〇三四	一八	五・八	一九・八	二七・一	二四・七	一五・四	
横須賀市	五、七五	一、五八〇	四	七	三、九四	二〇	二、三〇	五	五・一	二〇・八	二五・三	二五・八	一三・七	
新潟市	三、八六三	一、四七〇	四	一〇	四、〇〇	六	二、一〇	二	七・七	二七・八	二九・八	一七・五	一六・三	



市名	實人口		婚姻		出生		死亡		婚姻		出生		死亡	
	昭和八年十月一日	昭和八年十月一日	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年
津山市	一五,一九一	三五,七〇〇	一,二六	二,六〇	二,七〇	一,〇〇〇	二,八	六,七	九,〇	七,三	一,七,八	二,八,〇	一,八,五	一,九,〇
廣島市	七,三三六	二九,九〇〇	四,八七	一,八八	一,四九	六,九六	一,五八	四,二〇	六,四	六,四	一,九,四	二,四,一	一,五,三	一,四,九
尾道市	一六,二四四	二九,九〇〇	一,六九	二,〇〇	二,〇〇	六,九	二,九〇	四,七三	一〇,四	六,八	二,三,三	三,三,三	一,七,九	一,五,八
福山市	一六,二七	五七,三〇〇	一,四	三,八	二,七八	一,四	二,五九	九,三	六,九	六,七	一,六,九	二,五,一	一,五,七	一,六,三
山口市	九,九〇八	三三,二〇〇	八,四	三,七	三,三八	七,五	二,八	六,八	八,五	七,一	一,四,〇	三,三,三	二,八,六	二,九,九
萩市	三,六〇八	三,四〇〇	二,五	三,九	三,四	九,八	七,〇	六,八	七,〇	一,〇	一,八,七	二,九,三	一,九,七	二,三,九
徳島市	五,九九九	九,〇〇〇	五,九	六,六	一,五七	二,五九	一,〇三	一,九	九,〇	七,四	一,八,七	二,九,三	二,〇,一	二,〇,三
高松市	四,五六四	八,四六〇	五,七	六,〇	一,二六	二,〇二	一,〇三	一,五七	九,〇	七,八	一,八,三	二,七,三	二,〇,六	二,〇,三
松山市	二,八八三	八,七〇〇	四,三	五,四	八,五	二,〇七	四,九	一,五九	一,八	七,八	二,八,一	二,七,三	二,〇,六	一,八,三
宇和島市	二,二三五	四,七〇〇	一,八	三,八	三,五	一,二九	一,九〇	九,五	一,五	六,七	二,五,六	二,七,三	一,五,四	二,〇,〇
高知市	二,八三六	一〇,四五〇	三,二	五,三	四,八	二,四八	五,九〇	二,〇八	八,三	五,〇	一,六,六	二,〇,六	二,〇,九	一,九,九
福岡市	四,三〇一	二七,四五〇	二,六八	一,五八	一,二七	六,八九	八,八九	四,四	六,三	五,八	二,九,五	二,〇,九	二,〇,九	一,六,三
久留米市	三,三三六	八,九四〇	二,一八	五,六〇	四,七〇	二,二	三,九〇	一,五四	五,三	六,三	二,一,一	二,五,九	一,七,五	一,七,三
佐賀市	三,三三四	四,八五〇	一,四	二,九五	四,一〇	一,二五〇	三,七	一,〇	五,九	六,一	一,七,三	二,五,八	一,五,六	二,〇,八
長崎市	四,〇九一	二二,八〇〇	二,五六	一,三四	七,五	五,〇	三,二〇	一,〇	六,三	六,二	一,七,二	二,四,八	一,五,五	一,五,三
熊本市	四,一〇九	一八,二〇〇	一	九,七	六,三	四,二	七,八	三,三	一	五,〇	一,五,四	二,三,一	一,九,〇	一,七,三
大分市	一,四六〇	五,九六〇	八,三	三,〇	三,〇	一,五七〇	二,五	九,一	五,六	五,四	二,一,一	二,六,三	一,九,〇	一,五,四
中津市	二,一八五	二,九五〇	八,三	三,三〇	三,〇	七,三	二,五	五,四	九,一	五,四	二,一,一	二,六,三	二,〇,三	一,五,四
鹿児島市	四,七五四	一四,六〇〇	九,三	七,五	二,四〇	三,六〇	三,九	二,〇	七,〇	五,〇	二,四,八	二,四,九	八,三	一,三,九

市名	實人口		婚姻		出生		死亡		婚姻		出生		死亡	
	昭和八年十月一日	昭和八年十月一日	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年
京都市	二,四六,九二	一〇,六六,〇〇	一,九三	六,二七	七,七二	二,四九,六	六,一〇	一,六,一	八,一	六,〇	三,二,二	二,四,三	二,四,七	一,五,七
大阪市	三,九二,七	二六,四〇,〇〇	三,九二六	一五,一〇	九,七四	六,三九,八	八,六五	四,三	八,一	五,七	二,七,〇	二,四,一	二,四,二	一,五,五
堺市	四,一八八	一七,〇〇〇	三,五	八,九	一,四七	三,〇四八	一,〇	二,四	八,四	六,四	三,五,二	二,四,〇	二,四,〇	一,七,三
岸和田市	二,六九九	三,六九〇	七,一	二,七	二,五	八,九	二,四八	七,〇	五,六	六,三	三,三,四	二,四,二	二,四,二	一,九,〇
神戸市	五,四〇八	八,六九〇	五,七九	四,四六	一,五八	二,〇三	一,七五	一,三	一〇,六	五,四	三,九,二	二,四,三	三,三	一,六,五
姫路市	三,〇五四	七,六〇〇	一,八五	四,一五	四,七	一,七四	四,七	一,一	八,〇	五,五	二,〇,五	二,四,三	二,〇,七	一,四,八
尼崎市	一,三八〇	五,三〇〇	一,〇	三,一	三,四〇	一,六〇	三,〇	一,〇	七,四	六,〇	二,四,五	二,九,九	二,〇,七	一,八,七
明石市	一,九四七	四,〇〇〇	一,七四	二,七	四,一	一,〇五	三,九	六,九	八,九	六,八	三,三,六	二,六,四	二,〇,三	一,六,七
西宮市	一〇,八七〇	八,〇〇〇	九,三	三,五六	三,〇	一,六六	二,六	一,〇	八,六	四,五	二,〇,二	二,〇,九	二,〇,三	一,二,八
奈良市	三,三九七	五,〇〇〇	一,九	三,〇	七,九	一,二九	五,七	八,七	八,四	五,五	三,八	三,五	二,四,三	一,五,九
和歌山市	五,六一	一六,六〇〇	四,九	九,三	一,二	三,六〇	一,〇	二,五	八,八	五,五	二,〇,〇	二,九	一,九,七	一,五,〇
鳥取市	三,四九七	四,一〇〇	三,六	九,一	六,五	一,六〇	六,七	八,八	九,三	六,七	一,九〇	二,六,八	一,九,二	一,八,九
米子市	一,一四四	三,五八〇	七,四	二,六	三,八	九,六	一,九	六,七	六,五	七,三	二,〇,一	二,六,一	一,七,四	一,八,〇
松江市	三,六〇三	四,六〇〇	二,五〇	三,三	七,八	一,一五	八,四	六,五	六,九	七,三	三,三,二	二,四,九	三,三	一,八,八
岡山市	三,六六三	一五,七五〇	二,五五	八,四	五,五	三,六	七,八	二,六	七,六	五,四	一,六,五	二,三,〇	三,三	一,六,八



國勢調査調査區數及調査員數

調査區數	調査員數 (豫備員を含む)
大正九年	二〇二、七七〇
大正十四年	二一、〇六五
昭和五年	二〇七、〇五九
昭和十年	二〇九、四八二
	二四八、七五一
	二五四、七一七
	二五〇、五八二
	二五一、八三一

國勢調査附帶調査表

(1) 大正九年

大正九年國勢調査の際は一切不許可の取扱なりし爲附帶調査は皆無なり。

(2) 大正十四年

調査團體	調査地域	調査事項	備考
北海道留萌郡	全	現在人口の職業及職業上の地位 (本業、副業)、來住の年月	
青森縣青森市	全	現在人口の職業及職業上の地位 (本業)	

岩手縣盛岡市	全	現在人口の職業 (本業及副業)	
東京府	全 (但し大島、八丈島、小笠原島を除く)	店舗又は營業所の營業の種類	
新潟縣新潟市	全	現在人口の出生地、入市の年	
新潟縣高田市	全	現在人口の職業 (本業)	
福井縣大飯郡	全	現在人口の職業 (本業、副業)	
佐分利縣	全	現在人口の職業及職業上の地位 (本業、副業)	
靜岡縣	全	現在人口の職業及職業上の地位 (本業、副業)	
鳥取縣	全	現在人口ノ職業 (本業、副業)	
德島縣德島市	全	現在人口ノ職業 (本業、副業)	
福岡縣	全	現在人口の本籍、民籍、國籍	
福岡縣田川郡	全	現在人口の義務教育 (修了、就學、不就學の別)、種痘 (感、否、未種痘の別)、職業 (本業)	
宮崎縣東臼杵郡	全	現在人口の職業 (本業)	
岡崎縣富田村	全	現在人口の職業 (本業)	



調査團體	調査地域	調査事項	備考
北海道函館市	全管	世帯主の職業、所屬の産業、就業せる年月及失業	「職業別調査規則」を設け調査した
山形縣西田川村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、年齢、職業、出稼先	「豊浦村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
東京府東京市	全管	現在人口の來住の年月、出生地、民籍又は國籍	「東京市昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
神奈川縣川崎市	全管	世帯主の出生地及住宅關係	「内灘村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
石川縣河北村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、出稼先の地名、出生の年月日、職業(本業)	「國見村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
福井縣丹生村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、年齢、出稼先、職業(本業)、出稼の期間	「甲府市昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
山梨縣甲府市	全管	現在人口の職業(本業、副業、失業)	「平野村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
長野縣諏訪村	全管	現在人口の職業(本業)	
長野縣野村	全管	世帯主の宗教	
千島縣深安村	全管	村外出稼者の氏名、男女の別、配偶の關係、職業(本業)、生年月日及出稼地	
廣島縣豊田村	全管		
久島縣友村	全管		

(3) 昭和五年

調査團體	調査地域	調査事項	備考
北海道函館市	全管	世帯主の職業、所屬の産業、就業せる年月及失業	「職業別調査規則」を設け調査した
山形縣西田川村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、年齢、職業、出稼先	「豊浦村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
東京府東京市	全管	現在人口の來住の年月、出生地、民籍又は國籍	「東京市昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
神奈川縣川崎市	全管	世帯主の出生地及住宅關係	「内灘村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
石川縣河北村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、出稼先の地名、出生の年月日、職業(本業)	「國見村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
福井縣丹生村	全管	出稼者の氏名、世帯主との續柄、男女の別、年齢、出稼先、職業(本業)、出稼の期間	「甲府市昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
山梨縣甲府市	全管	現在人口の職業(本業、副業、失業)	「平野村昭和十年國勢調査附帶調査條例」を設け調査した
長野縣諏訪村	全管	現在人口の職業(本業)	
長野縣野村	全管	世帯主の宗教	
千島縣深安村	全管	村外出稼者の氏名、男女の別、配偶の關係、職業(本業)、生年月日及出稼地	
廣島縣豊田村	全管		
久島縣友村	全管		

(4) 昭和十年

\* 一、宮城、離宮、皇族の殿邸その他之に準すべき箇所 二、外國の大使館、公使館及軍艦  
 三、陸海軍の部隊及艦船 四、司法大臣の管理に屬する刑務所



昭和七年徵集在營兵職業別調査表 (昭和八年十二月一日現在)

(本表は昭和九年一月陸軍省軍務局兵務課の調査に係り其の實數は之を發表するの自由を得ざるを以て特に其の比率のみを掲ぐることにした)

軍師團別 (司令部所在地)	農業	水産業	鐵業	工業	商業	交通業	公務、 自由業	家事 使用人	其ノ他ノ 有業者	無業	計
近衛(東京)	五・二一	一・六七	〇・四四	一七・五五	一〇・三三	六・七〇	五・三七	〇・七三	一・五六	二・四四	一〇〇・〇〇
第一(東京)	四・七五	二・九〇	〇・九〇	二・八四	一七・九七	七・三七	四・四六	二・四四	三・九八	三・三三	一〇〇・〇〇
第二(仙臺)	五・七一	二・五七	一・〇〇	一六・三三	一〇・九九	二・八五	四・五五	〇・八七	二・三三	二・三三	一〇〇・〇〇
第三(名古屋)	三・〇三	三・〇九	〇・四四	二九・四五	一五・〇〇	六・元	四・六	一・四	二・九	二・三	一〇〇・〇〇
第四(大阪)	三・五五	三・二四	〇・四四	三二・四九	二〇・四九	四・九八	五・四四	二・三三	三・七七	二・八三	一〇〇・〇〇
第五(廣島)	三・六四	三・〇八	一・〇六	二七・〇〇	一〇・五九	七・九五	六・五〇	二・〇四	二・四九	一・五	一〇〇・〇〇
第六(熊本)	五・六三	三・九三	一・七三	一五・二四	七・六三	三・八二	六・〇〇	一・七	一・二	二・六	一〇〇・〇〇
第七(旭川)	四・九七	二・五七	二・二五	一五・三三	九・八八	四・八	七・〇五	一・三	五・五三	一・五	一〇〇・〇〇
第八(弘前)	六・〇九	六・六九	一・四	二二・九	七・七七	一・六七	二・八七	一・四九	三・二	〇・九	一〇〇・〇〇
第九(金澤)	三・九六	四・四九	〇・三三	二七・四	一三・三三	二・七	五・五三	一・〇九	三・五	一・五	一〇〇・〇〇
第十(姫路)	五・三三	三・〇六	〇・八一	二二・三	一〇・八九	五・〇三	三・八五	〇・五	一・五	一・五	一〇〇・〇〇
第十一(善通寺)	四・五九	六・五六	一・三六	二〇・九	一三・〇七	五・四一	四・七三	一・三	二・六	一・四	一〇〇・〇〇
第十二(久留米)	四・〇〇	四・五	三・四〇	一九・五	一四・四〇	六・六〇	六・五〇	一・四〇	三・〇〇	三・七	一〇〇・〇〇

第十四(宇都宮)	六・〇〇	〇・七〇	〇・五〇	一三・〇〇	一三・七五	二・二〇	三・一〇	一・〇〇	四・一〇	〇・七〇	一〇〇・〇〇
第十六(京都)	三・九・三	二・五	〇・七	二五・四六	一九・六七	五・三三	五・四七	〇・四	〇・八五	〇・四	一〇〇・〇〇
第十九(羅南)	五・元	二・八九	〇・六七	一五・〇八	一三・七五	二・八七	四・六	一・三三	五・〇四	一・七三	一〇〇・〇〇
第二十(龍山)	三・三三	二・六七	一・〇九	三三・五	一八・四三	五・〇三	五・九四	一・二	三・九	二・六	一〇〇・〇〇
臺灣(臺北)	五・〇・六	三・一五	〇・五三	一七・三〇	一〇・三三	五・四	六・七三	二・九五	一・五	二・九	一〇〇・〇〇
計	四・三七	三・八五	一・〇一	二〇・六	一三・〇一	四・八五	五・五	一・四二	二・七七	一・六	一〇〇・〇〇

明治初年小賣物價表 (其の二)

(本表記載の小賣物價は主として東京に於ける明治十年前後より同二十年頃迄の分に關し、本研究前總裁故伯爵柳澤保惠閣下御實父柳澤光昭殿の手記し置かれたるものより採萃したるものなり。  
 本表は出来る限り現在の物價と對照せしむる爲め年次別の最終に於て必ず昭和十年の同一物品の價格を掲載すること、  
 なせども特種の物品又は事柄にして比較し能はざるものには之を缺き、代りに一線を記入し置くこととせり。  
 本表記載の物品又は事柄にして現今の人の耳目に遠きものなしとせず、此くの如き場合は、少しく蛇足の嫌ひあれども、出來得る限り明細に其の註釋を加へ、之を末尾に掲載することとせり。 阪本)

第二 娛樂場、遊戯場其の場合入場料其の他 (單位圓)

能樂社 (中等)	明十一年	同十二年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	昭和十二年
能樂社				〇・三五〇						
中等				〇・五〇〇						











之を仕拂ふのである。

木戸錢 木戸錢は、今の觀劇料と異にして觀覽席の料金を含まず、故に入場者は觀覽席の如何に拘はらず、必ず同一の木戸錢を仕拂ふことゝなつて居つた。其の劇場の大小に依り等差あるべきはいふを待たず。然れども今日の如く十圓に近き觀劇料を要せずとも、木戸錢に席料を加ふれば、相當の額に達せしなり。

一幕立見 一幕立見とは現今の一幕見のことにして、以前は何れも起立して觀覽せしなり。本表には明治十四年の開盛座の分以外は掲記せざれども、新富座其他一流の劇場にありてはこれよりも高かるべきは想像に難からざれども其の材料なきは遺憾なり。但し其の料金は現今と同様、同一劇場と雖もその狂言と登場俳優に依りて幕毎に高低あるは勿論なり。

繪本 繪本とは、其の時の狂言の大體の筋書を記載し、彩色掲りの表紙を附したるものにして、大體現今の物と同様なり。

場内の飲食 芝居にては現今の如く、食堂賣店等あらざりし爲め、中賣と稱して辨當、すし、菓子、茶、果物、酒其他の物を、枱の仕切の板の上を渡り、賣りあるることゝして居しなり。而して客は其の飲食物を攝りつゝ觀劇せしなり。但し其の當時は座付茶屋と稱し、各座には何れも若干の觀劇の案内を業とする家あり。直に木戸錢を拂ひ木戸より入場せず、其の茶屋を介して觀劇すれば、飲食物は勿論其の茶屋より提供し、其他觀劇に關する以外のことゝ雖も、大抵は便宜を計り呉れ、其他衣服を更め又は酒食を攝るにも其の茶屋に於てすることも出來たるなり。

俳優 九藏とは市川九藏なるべし。象八とは、女優にして後市川九女八と稱せしものゝことなるべし。だん柳樓とは、談洲樓燕枝といへる落語家のことなるべし。落語家仲間にて、演技に自信ある者は、時に演劇を催すことあり。これを俗に「はなしかしばる」と稱し相當の入りを得することありき。

○寄席 「よせ」とのみいふ。現今の如く活動寫眞その他の娛樂機關のなかりし時代にては、よせは芝居につぐ市民の娛樂機關なりき。寄席に三種の専門的區別がある。落語、音曲、物真似、聲色、其他を演出する所にし、之を色物席と稱す。講釋師のみの出演するものを講釋場と稱し、其他に義太夫語りのみ出演するものがそれぞれである。而して其の家屋の構造等は現今のものと大差なかりき。

木戸錢 此の記録には、木戸錢の記載を缺きあれども、大抵一人二錢五厘程度なりき。尙彼の講釋席の如く、連続的に聴くべき性質のものにありては、色物席に比し一層低廉なりしが如し。但し出演者が一流の者にありては、自ら木戸錢の昇騰するは勿論である。

座布團 其の時代の座布團は、約二尺四方の疊表の一面に布を覆ひ、それに綿を入れたるものにして、現今の如く白布のカバーなどを以て包みあらざるを以て、頗る清潔にあらず。故に潔癖の人は毛布などを持參し、之に座する者ありき。

○勸工場 勸工場は、明治十年に於ける第一回内國勸業博覽會の殘品を販賣する爲め、始め丸の内辰の口に於て觀覽せしめたるものにして、後芝公園内に移轉し、尙久しき間種々の物品を販賣せし所なりき。

○曲馬 曲馬は、主として乗馬の儘芝居又は種々の曲藝を演ぜしものにして、今のサーカスの如く、假小屋を構へ



四五日乃至十日間、各地を轉々して興行せしものなれども、その規模はサーカスに比すれば、極めて小なり。而してその演技は専ら馬に縁ある、例へば一の谷合戦の熊谷、敦盛の組打ちといふが如きものを選びて演出せり、然れども所謂三番の如きをも尙馬上にて之を演ずるを見るに、馬は能く訓練せられあるを以て、俳優の踊る通りに進退し、其妙技の稱すべきものあり。終りには大抵獅々頭を頭にしたる乗馬者が高さ二三間の階段を登り更に降り來るの妙技を以て終幕となせるが如し。

○木造富士山 淺草公園内、今の六區の邊へ、高さ數丈の富士山の模形を作り、其の頂上に休憩所を設け、望遠鏡を以て、天體又は四方の遠山等を觀覽せしめたるものなり。

○八洲園 向島にありたる遊園地にして、又小松島とも稱す。潮入りの池の周圍に種々の花卉を植ゑ、入園者をして之を嘆賞せしめたるに過ぎざりしも、恐くは誰人かの別荘なりしものと見え、相當の建物あり、且つその所に於て遊覽者に簡易なる茶菓を供するの設備ありしを以て、その建物に休憩し、庭園を展望すれば、亦幽邃の感なきにあらざり。

雜 錄

○本研究記事

(自昭和十年八月至同十二年十月)

昭和十年度、十一年度報告 昭和十年年度報告を昭和十一年一月三十一日に、昭和十一年度報告を昭和十二年二月二十日に夫々東京府經由文部大臣へ提出せり。

柳澤統計研究所季報第三十九號 本研究季報第三十九號(春夏號)を昭和十年九月三十日發行せり。

柳澤統計研究所季報第四十號 本研究季報第四十號を「統計選集」とし柳澤前總裁の統計に關する執筆並講演の中より代表的のものゝみを集成して昭和十一年三月十五日發行、之を別項記載の如く三陛下並各殿下へ獻納せり。

日本帝國の四大病魔 帝國總死亡者の四〇・〇%内外を占むる四大病魔(下痢及腸炎、肺炎及氣管支肺炎、結核、腦出血及腦軟化)に關する記述は昭和十年八月二十一日出來せり。

昭和八年奈良縣市町村別生産・死産表 昭和十年九月二十一日出來せり。

明治十六年の都市と昭和八年の都市との人口動態統計對照表 昭和十年十月十一日出來せり。

日本帝國人口疎密圖(自大正十年至昭和八年) 昭和十年十一月十四日出來せり。

大日本帝國人口動態統計圖(自大正十一年至昭和八年) 昭和十年十一月十四日出來せり。



道府縣別癌死亡者累年比較(自大正十一年至昭和六年) 實數及比例共昭和十年十一月出來せり。  
學生・生徒及兒童疾病表 昭和十一年二月十日出來せり。

昭和四年奈良縣體性及死因(中分類)に依り分ちたる市町村別死亡 昭和十一年二月十三日出來せり。

昭和十年國勢調査の概要 昭和十一年三月二十四日脱稿之を英譯せり。

奈良縣癌死亡者特殊調査の顛末 昭和十一年六月六日出來せり。

昭和五年奈良縣體性及死因(小分類)に依り分ちたる市町村別死亡 昭和十一年九月十一日出來せり。

昭和五年奈良縣體性及死因(中分類)に依り分ちたる市町村別死亡 昭和十一年十二月二十六日出來せり。

昭和六年奈良縣市町村別婚姻、離婚、生産、死産表 昭和十二年四月出來せり。

奈良縣癌死亡者特殊調査 自昭和三年至同七年奈良縣癌死亡者の特殊調査は昭和十二年一月九日を以て之が製

表並比例の算出を完了し豫而執筆中の記述篇も昭和十二年十月二十八日各篇を脱稿僅に結言を残すのみとなれり。統計表を掲記すれば左の如し。

奈良縣癌死亡者統計表(自昭和三年至同七年五ヶ年間總數)

其の一 癌の發生個所及死亡の場所別

其の二 最も永く住居せし場所別

其の三 別

其の四 年齢(各歲)別

其の五 年齢(五歲階級)及配偶關係別

其の六 經産婦年齢(五歲階級)及配偶關係別

其の七 産兒の數別女子死亡者

其の八 血縁者の癌の有無及種類別

其の九 嗜好品別

其の十 職業(小分類)別

其の十一 最も永く住居せし場所の平均氣溫別

其の十二 最も永く住居せし場所の最高氣溫別

其の十三 最も永く住居せし場所の最低氣溫別

其の十四 最も永く住居せし場所の降水量別

其の十五 最も永く住居せし場所の地質別

参考 餘病のある癌死亡者種類及死亡の場所別

第三回華族人口動態統計調査 豫而宮内省宗秩寮に就き第三回(自昭和六年至同十年)華族人口動態統計調査に關する諸材料の謄寫蒐集方着手中のところ昭和十一年十一月十七日昭和八、九、十年分の謄寫を了へて、前後五ヶ年間の統計小票を整へたり。

華族人口動態統計總表 前記統計小票を用ひて各家別人員の移動を確めたる上動態統計調査の基礎となるべき



華族人口動態統計總表の製表に着手昭和十二年十月十五日出來せり。

統計選集獻納 前總裁伯爵柳澤保惠の統計選集(柳澤統計研究所季報第四十號)を三陛下並各殿下へ獻納せし  
ところ官内省大臣官房總務課長より左の通達ありたり。

昭和十一年五月七日

官内省大臣官房總務課長

岩 波 武 信

伯爵 柳 澤 保 惠 殿

一 統計選集 六部

右

天皇

皇后兩陛下

皇太后陛下 並

秩父宮

高松宮

三笠宮各殿下へ

獻上致サレ候ニ付側近迄差上置候間御了承相成度此段申進候

中部日本十八府縣統計關係者大會 昭和十一年四月二十一日四日市市に開催されたる三重縣並三重縣統計協會

主催の日本中部十八府縣統計關係者大會へ祝電を贈りたり。

富山縣第三回統計大會並に統計展覽會 昭和十一年五月十日富山市に開催されたる富山縣並富山縣統計協會主催の第三回統計大會並統計展覽會へ祝電を贈りたり。

山形縣第一回統計大會並統計展覽會 昭和十一年九月五日米澤市に開催されたる山形縣並山形縣統計協會主催の第一回統計大會へ祝電を贈り、統計展覽會へ左の圖表を出陳せり。

自大正十一年

至昭和九年 大日本帝國人口動態統計圖及實數表

自大正十年

至昭和九年 日本帝國人口疎密圖及實數表

愛知縣統計大會 昭和十二年四月三十日名古屋市に開催されたる愛知縣統計協會主催の愛知縣統計大會へ祝電を贈りたり。

第一回島根縣統計大會 昭和十二年五月十日松江市に開催されたる島根縣統計協會主催の第一回島根縣統計大會へ祝電を贈りたり。

沖繩統計展覽會 沖繩縣統計協會の創立に當り昭和十二年六月四日より三日間那覇市に於て開催されたる沖繩縣統計展覽會へ左の二圖表を出陳せり。

自大正十一年

至昭和九年 大日本帝國人口動態統計圖及實數表

自大正十年

至昭和九年 日本帝國人口疎密圖及實數表

朝鮮統計時報創刊 昭和十一年三月一日を以て創刊せられたる朝鮮統計協會機關雜誌「朝鮮統計時報」へ祝辭



を贈りたり。

統計の山形創刊 昭和十一年三月三十日を以て創刊せられたる山形縣統計協會機關雜誌「統計の山形」へ祝辭を贈りたり。

青森縣統計協會機關雜誌創刊 青森縣統計協會機關雜誌の創刊に對し本研究所は昭和十一年三月三十日附を以て祝辭を贈りたり。

沖繩統計創刊 昭和十二年八月十五日を以て創刊せられたる沖繩縣統計協會機關雜誌「沖繩統計」へ祝辭を贈りたり。

上毛の力創刊 昭和十二年八月十六日を以て創刊せられたる群馬縣統計協會機關雜誌「上毛の力」へ祝辭を贈りたり。

甲斐郷土論基準編纂費援助 文部省囑託小田内通敏より左の通り甲斐郷土論基準編纂費援助方願出ありたるを以て本研究所は計畫書原案通り金參百圓を援助せり

「甲斐郷土論」基準編纂費援助願

小生儀

「甲斐郷土論」編纂趣旨に基き直に編纂に着手致度候も甲斐國郷土人の支援を仰ぐには先づ其の趣旨を具現明示する事最も確實なる方法なりと考へ茲に別紙計畫書の通り

甲斐國一市九郡中東山梨郡(四町二十五村)に就きて實地踏査の上資料の蒐集をなし之を編纂して「甲斐郷土論」

編纂の基準を明かに致度候間別紙計畫書御審査の上該當の編纂費御援助被下度奉願候也

昭和十一年三月二日

文部省囑託

小田内通敏

柳澤統計研究所

總裁 伯爵 柳澤 保 惠殿

「甲斐郷土論」基準編纂計畫書

一期 間 六ヶ月

一編纂者 文部省囑託小田内通敏

一編纂費 三〇〇圓

一踏査費 二〇〇圓

一資料蒐集費 六〇圓

一撮影並作圖費 二〇圓

一筆耕料 二〇圓

計 三〇〇圓

奈良縣人口動態統計小票借受 昭和十一年九月十一日内閣統計局より左の通り昭和九年分奈良縣人口動態統計



小票を借受たり。

婚姻	五、一八九
離婚	四二七
出生	男 八、九五四 女 八、三八六
死亡	男 六、五八八 女 六、一〇二
死産	男 六七三 女 五七九
外に前年以前	七、六二二
不詳	一〇

**前總裁の薨去** 當研究所前總裁柳澤伯爵は數年來高血壓を患ひ帝大吳博士の診察を受け療養中なりしが昭和十一年二月十六日夜心臓性喘息の發作あり、吳博士、白石博士、木脇醫師診斷及治療の結果經過至極良好にて起居動作殆んど平常と異ならず五月に入り第六十九特別議會の開會せらるゝや前回通り貴族院豫算委員長の要職に就かれ聊か風邪の氣味を押して五月十九日まで連日出席せられた處同二十日午後輕き腦溢血の兆候あり發熱三十九度脈搏百二十餘に上り絶對安靜を必要とする容態に陥られ主治醫吳博士等最善の手當を盡されたるも病狀更に拂しからず同二十五日午後尿毒症の症狀現はるゝに及んで病勢頓に革り昭和十一年五月二十五日午後八時三十分眠るが如く薨去せられたり。

**新總裁の就任** 前項記載の如く前總裁薨去せられたるを以て柳澤統計研究所寄附行爲第十一條に依り嗣子柳澤保承直に總裁に就任せられたり。

**理事及監事の改選** 昭和十一年五月三十一日を以て理事及監事の任期満了に付總裁より左の通り委嘱せられたり。

理事	總裁	柳澤保承(新任)
理事		青木菊雄(重任)
理事		首藤多喜馬(重任)
監事		上田友三郎(重任)
監事		山岸哲夫(重任)

**登記事項** 昭和十一年六月二日前項理事變更登記を東京區裁判所に申請せり。

**前總裁柳澤伯爵寫眞の寄贈** 昭和十二年五月二十日日本研究所は故柳澤伯爵記念事業實行委員會より前總裁柳澤伯爵の寫眞額縁附一面の寄贈を受けたので同二十一日阪谷實行委員長宛左の通り禮狀を發送した。

拜啓

豫て故柳澤保惠伯記念事業御企畫相成候事當研究所と致し候ては前總裁に關する儀に候へば特に難有次第と深く肝銘罷在候處此度故伯爵の記念寫眞御調製の上適當なる團體其他へ御寄贈有之趣にて當所へも右寫眞一面額縁共御惠贈被下候段忝く感謝申上候茲に御請け旁御禮御挨拶申述度如斯御座候

敬具

昭和十二年五月二十一日

財團法人柳澤統計研究所



故柳澤伯記念事業實行委員長

男爵 阪谷芳郎殿

來訪者

昭和十年九月二十一日内閣統計局員佐藤精藏氏、十月二十三日實藤豐吉氏、岩名昇氏、南家氏、内館泰三氏、加藤三郎氏、松戸定吉氏、十一月十一日奈良縣屬田中長市郎氏、十二月十四日東京市政調查會囑託佐々木幸四郎氏  
昭和十一年一月八日學習院學生櫻田文彦氏外九名、二月一日文部省體育課次席大西永次郎氏、十月二十二日奈良縣總務部統計課長加藤三郎氏

昭和十二年四月二十三日内閣統計局屬友安亮一氏、四月三十日巴里會々員武藤斐氏、五月四日内閣統計局屬友安亮一氏、五月十一日協同國產自動車株式會社今田知二氏、五月十三日奈良縣總務部統計課長加藤三郎氏、五月二十日内閣統計局統計官松田泰次郎氏、六月三日財團法人日華學會常務理事砂田實氏の照介に依る中國留學生張光亞氏、張繹曾氏、吳濟卿氏、六月二十一日關西大學法文學部教授岩崎卯一氏、七月十六日慶應義塾大學經濟學部學生(郡山舊交會々員)富山泰雄氏

月次講演會

昭和十年  
九月 曆の改正に就て 阪本部長  
十月 日本帝國四大病魔に就て 阪本部長

十一月 統計雜話 阪本部長

十二月 明治初年と昭和七年との通貨發行額に就て 阪本部長

昭和十一年

一月 不老長生と統計上より見たる人の生命 阪本部長

二月 不老長生と統計上より見たる人の生命(續) 阪本部長

三月 癌腫の統計的研究は如何にすべきか 阪本部長

四月 統計雜話 阪本部長

五月 統計雜話 阪本部長

十二月 統計的記述篇研究の一例 阪本部長

昭和十二年

二月 磁石偏差實地調査實驗談 小川囑託

所員異動

昭和十年十月二十五日星野鐵太郎へ臨時囑託を委嘱

昭和十一年七月十五日小川俊彦へ臨時囑託を委嘱

昭和十一年十二月五日庶務主任書記伊差川芳瑛依願退職

昭和十二年四月十六日臨時囑託星野鐵太郎死去



信書の發受數 昭和十年八月より同十二年十月までの信書の發受數は左の如し。

電報 小包 開封 葉封 封書	自昭和十年八月 至同十二年十月		自昭和十一年一月 至同十二年十月		自昭和十二年一月 至同十二年十月	
	發信數	受信數	發信數	受信數	發信數	受信數
封書	二六	二五	七九	八七	一六	四〇
葉封	七八四	二九	一、五三四	九四	一、二一一	五八
開封	三四六	五七五	一二	一、四〇七	六	一、二九二
帶封	一	二〇三	一	四九〇	一	二六二
小包	一	一六	五	六五	一	一四八
電報	一	一	一	一	一	一

寄贈及購入圖書雜誌並新聞數 昭和十年八月より同十二年十月までの寄贈及購入の圖書雜誌並新聞數は左の如し。

圖書雜誌 統計	自昭和十年八月 至同十二年十月		自昭和十一年一月 至同十二年十月		自昭和十二年一月 至同十二年十月	
	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈	購入
圖書	二四一	一三	六三五	五	五三〇	一
雜誌	一八	七三	二四	一二九	二八	一一
新聞	九種	九種	九種	九種	九種	九種

寄贈及購入	寄贈及購入
六八六	一、四七四
九種	九種
	一、〇三五
	九種

○貴族院豫算委員長 前總裁伯爵柳澤保惠は第六十八通常帝國議會並第六十九特別帝國議會に於いて貴族院豫算委員長に選舉せられた。

員長に選舉せられた。

○前總裁の陞叙 前總裁伯爵柳澤保惠は昭和十一年五月二十五日附を以て敍勳一等被授瑞寶章

○新總裁の襲爵、陞叙 總裁伯爵柳澤保承は昭和十一年六月十五日附を以て襲爵被仰付、昭和十二年十月一日附を以て敍正四位

以て敍正四位

○前總裁柳澤伯爵記念事業 當研究所前總裁柳澤伯爵の薨去を追慕し伯爵生前の功績を讃え其の名を不朽に傳へんとする議は夙に各方面に起つてゐたが早く長谷川起夫、横山雅男、高野岩三郎、牛塚虎次郎、窪田靜太郎、伯爵

柳原義光、矢野恒太、伯爵松平賴壽、藤本幸太郎、阿部壽準、男爵阪谷芳郎、下條康麿及廣瀨久忠(以上イロハ順)の諸氏が發起人となつて「故柳澤伯爵記念事業」が計畫せられ昨昭和十一年七月二十三日東京丸ノ内日本俱樂部に發起會を開催した結果「故柳澤伯爵記念事業實行委員會」が組織せられ阪谷男爵を委員長として同事業遂行の爲廣く一般から資金を募集した所其の趣旨は各方面の賛同を得豫期以上の好成績を以て終了したので募集醜金壹萬貳千圓を財團法人東京統計協會に委託、統計功勞者、統計に關する優秀論文作者等の表彰其の他統計事業の獎勵助長に資すると共に事業の一として「伯爵柳澤保惠正傳」を編纂して廣く醜金者等に頒布すると共に柳澤伯爵の寫眞を調製之



を適當なる統計團體等に寄贈する所があつた。

○「統計學雜誌」と「人口問題」の追悼 柳澤前總裁が名譽社長をしてをられた統計學社では昭和十一年六月の

「統計學雜誌」に故伯爵追悼の記事を滿載した特輯欄を設け、又會長をしてをられた財團法人人口問題研究會では

「人口問題」第一卷第四號を故柳澤保惠伯爵追悼記念特輯號として同年十二月十日發行した。

昭和十二年十二月二十五日印刷  
昭和十二年十二月二十八日發行

【非賣品】

發行者 東京市芝區田町八丁目一番地  
編輯者 阪 本 敦

發行所 東京市芝區田町八丁目一番地  
柳澤統計研究所  
電話三田(4)〇五一四番  
振替口座東京三七三〇五番

印刷所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地  
株式會社 一色活版所



第二十一回

昭和十年度報告

(自昭和十年一月三十一日  
至同 年十二月三十一日)

財團法人 柳澤統計研究所



財團 柳澤統計研究所第二十一回報告概要

事業概況

一 製表事務

一 奈良縣癌死亡者統計表(自昭和三年至同七年五ヶ年間總數)

奈良縣ニ於ケル癌死亡者ノ調査ハ着々進行中ニシテ本年度ニ出來セルモノハ「癌ノ發生個所及死亡ノ場所別」「最も永ク住居セシ場所別」「月別」「最も永ク住居セシ場所ノ氣溫別」「最も永ク住居セシ場所ノ降水量別」「最も永ク住居セシ場所ノ地質別」「年齡各歲別」「年齡五歲階級及配偶關係別」「産兒ノ數別女子死亡者」「血縁者ノ癌ノ有無及種類別」外ニ參考表トシテ「餘病ノアル癌死亡者種類及場所(郡)別」ヲ調製セリ。

二 壯丁ノ體格狀況及ビ壯丁體格檢査累年表三種

豫而着手中昭和十年三月二十日出來セリ。

三 日本及獨逸國ノ複産數累年比較表(自大正十四年至昭和七年八ヶ年)

昭和十年一月十七日ヨリ着手シ同月十九日ニ出來セリ。

四 日本帝國人口密度圖(自大正十年至昭和八年)及ビ動態統計圖(自大正十一年至昭和八年)



八月五日ヨリ着手シ九月十四日ニ出来セリ。

五 道府縣別癌死亡者累年比較(自大正十一年至昭和六年)

豫而着手中ノトコロ實數及比例共十一月ニ出来セリ。

六 明治十六年ノ都市ト昭和八年ノ都市トノ人口動態統計對照表

九月二十三日ヨリ着手中ノトコロ十月十一日出来セリ。

七 昭和四年奈良縣體性及死因(小分類)ニ依リ分チタル市町村別死亡表

豫而製表中ノトコロ六月六日出来セリ。

八 昭和八年奈良縣癌死亡者體性及種類市町村別死亡表

六月七日ヨリ製表ニ着手中ノトコロ七月十五日ニ出来セリ。

九 昭和八年奈良縣人口動態市町村別ニ依リ分チタル生産死産表

七月十六日ヨリ着手中ノ右表ハ九月廿一日出来セリ。

## 二 記 述

一 國民健康ノ傾向ニ就テ

同記述ハ昭和十年四月十八日着手同月二十一日出来セリ。

二 日本帝國ノ四大病魔

日本ノ總死亡者ノ四〇・〇%内外ヲ占ムル四大病魔(下痢及腸炎・肺炎及氣管支肺炎・結核・腦出血及腦軟化年々何レモ總死亡者ノ約一〇・〇%)ハ六月中起稿八月廿一日出来セリ。

## 三 編 纂 事 務

一 柳澤統計研究所季報

昭和十年九月第三十九號(春夏號)ヲ發行セリ。

## 四 理 事 會 決 議

一月二十五日 昭和九年度決算承認ノ件

五月 一 日 有價證券處分ノ件

七月 七 日 所員中元賞與ノ件

八月 十九日 有價證券處分ノ件

十二月二十日 所員年末賞與給與ノ件

十二月廿五日 昭和十一年度收支豫算案承認ノ件



## 五 獎學資金

- 一 東京齒科醫學專門學校生徒武安正嘉ニ將來醫學統計ノ研究ヲナスニ付貸費許可ス
- 一 貸費生阪本捷房同飯島正義ハ獎學貸費ノ返納完了ス

## 六 統計大會並ニ統計展覽會

- 一 富山縣統計大會並ニ國勢展覽會  
昭和十年七月二十日上市町ニ於テ第二回統計大會及功勞者表彰並國勢展覽會ヲ開催セラレタルニ付柳澤總裁ヨリ祝辭ヲ贈リタリ。
- 二 北海道統計大會  
昭和十年六月二十三日札幌市公會堂ニ於テ開催ノ北海道統計協會主催ノ統計大會ヘ柳澤總裁ヨリ祝辭ヲ贈リタリ。
- 三 石川縣統計大會  
昭和十年八月二十四日石川縣鳳至郡輪島町ニ開催ノ石川縣統計協會聯合會主催ノ統計大會ヘ總裁ヨリ祝辭ヲ贈リタリ。
- 四 奈良縣添上郡辰市村統計展覽會  
昭和十年二月八日開催ノ第十二回同村展覽會ヘ「總死亡者千ニツキ癌死亡者府縣別十ヶ年平均」圖表及同上解説ヲ出

( 4 )

陳セリ。

## 五 千葉縣統計大會

四月廿七日千葉縣印旛郡成田町小學校ニ於テ開催ノ第三回千葉縣統計大會ヘ總裁代理トシテ阪本部長出席セリ。

## 七 雜件

- 一 事業及決算報告提出  
昭和十年一月三十一日昭和九年度本研究事業及決算報告ヲ芝區役所及ビ東京府ヲ經由文部大臣ヘ提出セリ。
  - 二 奈良縣癌死亡者調査表ニ關スル禮狀  
奈良縣ニ於ケル癌死亡者調査ニ關シ同縣ヘ調査票ヲ送附記入方依頼中ノ所四月十六日全部廻送アリタルヲ以テ直ニ製表エ着手シ、尙同三十日ニハ奈良縣管内百五十一ヶ市町村長宛禮狀ヲ發送セリ。
  - 三 雜誌「茨城統計」創刊  
茨城縣統計協會ニ於テ昭和十年一月統計雜誌發行ニ付柳澤總裁ヨリ祝詞ヲ贈リタリ。
  - 四 地方統計主任官招待  
昭和十年四月二十五日地方統計主任官會議ニ出席中ノ主任官左記諸氏ヲ柳澤總裁邸北隣リ司俱樂部ニ招待、主人側ヨリ柳澤總裁並ニ阪本部長列席晚餐會ヲ催セリ。
- 北海道廳地方統計主事 内館 泰三 君

( 5 )



東京府地方統計主事	工藤孝一郎君
東京市主事統計課長	脇水重臣君
大阪府地方統計主事統計課長	松戸定吉君
神奈川縣地方統計主事	(缺席) 關家照道君
兵庫縣地方統計主事統計課長	(〃) 南 案君
長野縣地方統計主事統計課長	上野善治君
栃木縣地方統計主事統計課長	加地成雄君
奈良縣屬	加藤三郎君
静岡縣地方統計主事統計課長	實藤豐吉君
岐阜縣地方統計主事	星野鑛太郎君
福島縣地方統計主事統計課長 (缺席)	吉田吉郎右衛門君
青森縣地方統計主事統計課長	岩名昇君
富山縣地方統計主事統計調查課長	瀧田芳藏君
大分縣地方統計主事	木村彦六君
臺灣總督府統計官	原口竹次郎君

五 人口動態統計小票借入並ニ返却

昭和十年五月三日内閣統計局ヨリ借用中ノ昭和七年新潟縣外六縣ノ死亡票ヲ返却シ同日昭和八年分ノ左記小票ヲ借用セリ。

奈良縣	婚姻	五、一六三
	離婚	三九三
	出生	男 九、二二二 女 八、六八七
	死亡	男 六、〇九三 女 五、五四四
	死産	男 六五〇 女 六四七 不詳 一二
廣島縣	死亡	男 一五、九四九 女 一四、六七八
	前年以前	七、二九五
	計	七四、三三三

六 來訪者

四月九日濟生會救療部員川崎彌三郎氏及村松義朗兩氏、六月十日臺灣總督府視學官阿部文夫氏、内閣統計局員佐藤精藏氏ハ九月廿一日ニ、十月廿三日實藤豐吉氏岩名昇氏南案氏内館泰三氏加藤三郎氏、松戸定吉氏、十一月十一日奈良縣屬田中長市郎氏、十二月十四日東京市政調查會囑託佐々木幸四郎氏來所セリ。



七月次講演會

昭和十年中開催ノ本研究所講演會ハ左ノ如シ

一	月	カムナカラノ道	阪本部長
二	月	日本ノ復産ト外國ノ復産	阪本部長
三	月	南洋群島ニ就テ	阪本部長
四	月	三十年前ノ臺灣ト今日ノ臺灣	阪本部長
五	月	統計雜誌	阪本部長
六	月	統計雜誌	阪本部長
七、八	月	休會	
九	月	曆ノ改正ニ就テ	阪本部長
十	月	日本帝國四大病魔ニ就テ	阪本部長
十一	月	統計雜誌	阪本部長
十二	月	明治初年ト昭和七年トノ通貨發行額ニ就テ	阪本部長

八 柳澤總裁ノ講演

六月八日仙臺市西公園公會堂ニ於テ財團法人口問題研究會主催講演會開催ニツキ同會會長タル柳澤總裁ハ約一時  
間ノ講演ヲセラレタリ。

九 貴族院豫算委員長

第六十七回通常帝國議會ニ總裁ハ豫算委員長ニ推舉セラレタリ。

八 會 計

(一) 昭和十年收支決算 (自昭和十年一月一日至同年十二月卅一日)

收入之部

一 有價証券配當金		九、一三二、三三三	
東京瓦斯株式會社株	舊四百株	一、六〇〇、〇〇〇	
同	新二百五十株	二五〇、〇〇〇	
東京建物株式會社株	舊二百五十株	一、〇八二、五〇〇	前期二六〇〇株
同	新百二十株	一二七、五〇〇	後期二五〇〇株
大日本人造肥料株式會社株	舊八十六株	三〇一、〇〇〇	
同	新四十三株	九〇、三〇〇	
株式會社橫濱正金銀行株	八株	八〇、〇〇〇	
日本電力株式會社株	二百株	六七二、五〇〇	前期二一五株
同	新五十株	二三七、五〇〇	後期二〇〇株
金剛山電氣鐵道株式會社株	新五十株	九五、〇〇〇	
帝國製糖株式會社株	舊八十株	三六〇、〇〇〇	



南滿洲鐵道株式會社株	舊百株	四〇〇・〇〇
同	新五十株	七五・〇〇
大日本製糖株式會社株	舊三十四株	一七〇・〇〇
同	新五十株	一八七・五〇
日魯漁業株式會社株	舊百株	五五〇・〇〇
同	新百株	一八九・七五
大日本紡績株式會社株	六十四株	三八四・〇〇
富士瓦斯紡績株式會社株	舊百株	五〇〇・〇〇
同	新百株	二五〇・〇〇
株式會社橫濱取引所株	百株	二二二・五〇
富士電力株式會社株	七十五株	一三五・〇〇
大日本電力株式會社株	百株	四五〇・〇〇
同	新五十株	三二・九一
東京電燈株式會社株	百株	三二五・〇〇
大阪窯業株式會社株	二十一株	二九・四〇
大阪窯業セメント株式會社株	舊十六株	一二八・〇〇
同	新十九株	三八・〇〇
三菱重工業株式會社株	五株	一七・五〇
東洋汽船株式會社株	舊十二株	一八・〇〇
同	新十八株	一三・五〇
南國護謨株式會社株	二十五株	一八・七五

東京電燈株式會社第一順位物上擔保付社債額面二千五百圓利息	一〇〇・二二	
一 預金 利子	二三〇・九五	
第一相互貯蓄預金	一八二・八三	
安田貯蓄銀行芝支店日歩貯金	四八・一二	
一 雜 收 入	一六八・〇〇	
貸 費 基 金 繰 入	一六八・〇〇	
一 獎學貸費返納金	九八二・五〇	
柳澤統計研究所扱	九八二・五〇	
一 繰 越 金	八、五三〇・五八五	
昭和九年度剩餘金	八、五三〇・五八五	
一 豫算外收入	三、九七七・五〇	
有 價 證 券 處 分		
東京建物株式會社株	十株	五五〇・〇〇
日本電力株式會社株	十五株	八四〇・〇〇
東京電燈株式會社債(第一順位物上擔保付)	額面貳千五百圓	二、五八七・五〇
總 計	二、三〇二・八六五	
支 出 之 部		
一 器 具 費	三六二・二〇	
邦文タイプライター	一臺	三二〇・〇〇
ローヤル輪轉寫機總版四號A B特大一本		一二・〇〇
ローヤル輪轉寫機修繕		二七・〇〇



タイプライター修繕	三・二〇
書籍費	二、〇七五・八六
歐文並に邦文各種書籍代	二、〇七五・八六
諸經費	八、三三三・八九
俸給諸給與	六、六六〇・四五
通信及運搬費	二〇二・五一
文房用品費	七一・〇四
印刷費	四八二・〇〇
電燈費	八五・〇〇
瓦斯燃料費	一二三・一二
旅車費	一九六・七八
社交費	二二七・五一
動産火災保険料	一三・〇〇
雜費	八七・九一
臨時費	一八四・五七
獎學貸費貸出金	四五・〇〇
柳澤統計研究所扱	四五・〇〇
豫算外支出	三、一〇五・〇〇
有價證券拂込金	
富士纖維工業株式會社三十株第一回拂込金證據金差引	三〇〇・〇〇
大日本電力株式會社新五十株第一回拂込金	六二五・〇〇
日魯漁業株式會社新百株第二回拂込金	一、二五〇・〇〇

大日本人造肥料株式會社新株四拾參株第四回拂込	四三〇・〇〇
南滿洲鐵道株式會社新株五十株第三回拂込	五〇〇・〇〇
總計	一三、九二一・九五
差引	
次年度繰越	九、〇九八・九一五
外	
獎學貸費基金	
收入	
株式會社南都銀行郡山支店扱前年繰越金	一、九〇七・七六
同行扱昭和十年中貸費返納金	六一一・〇〇
同行扱基金利子	四七・〇一
合計	二、五六五・七七
支出	
株式會社南都銀行郡山支店扱貸費貸出金	五九五・〇〇
柳澤統計研究所へ回付金	一六八・〇〇
合計	七六三・〇〇
差引	
次年度繰越	一、八〇二・七七

(二) 財産目録

甲、イ、有價證券

(昭和十年十二月三十一日現在)

次年度繰越 (株式會社南都銀行 郡山支店小口當座預金) 一、八〇二・七七



社名	株數	金額
東京瓦斯株式會社	舊四百株	二〇、〇〇〇・〇〇
同	新二百五十株	三、一二五・〇〇
東京建物株式會社	舊二百五十株	一二、五〇〇・〇〇
同	新百二十株	一、五〇〇・〇〇
大日本人造肥料株式會社	舊八十六株	四、三〇〇・〇〇
同	新四十三株	一、七二〇・〇〇
株式會社橫濱正金銀行	八株	八〇〇・〇〇
日本電力株式會社	二百株	一〇、〇〇〇・〇〇
金剛山電氣鐵道株式會社	舊五十株	二、五〇〇・〇〇
同	新五十株	一、〇〇〇・〇〇
帝國製糖株式會社	舊八十株	四、〇〇〇・〇〇
南滿洲鐵道株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新五十株	一、五〇〇・〇〇
大日本製糖株式會社	舊三十四株	一、七〇〇・〇〇
同	新五十株	一、八七五・〇〇
日魯漁業株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新百株	二、五〇〇・〇〇
大日本紡績株式會社	舊百株	三、二〇〇・〇〇
同	新百株	五、〇〇〇・〇〇
富士瓦斯紡績株式會社	舊百株	二、五〇〇・〇〇
同	新百株	二、五〇〇・〇〇
株式會社橫濱取引所	百株	二、五〇〇・〇〇

富士電力株式會社	七十五株	二、二五〇・〇〇
大日本電力株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新五十株	六二五・〇〇
東京電燈株式會社	百株	五、〇〇〇・〇〇
大阪窯業株式會社	二十一株	四二〇・〇〇
大阪窯業セメント株式會社	舊十六株	八〇〇・〇〇
同	新十九株	二三七・五〇
日本錫工業株式會社	舊六十株	三、〇〇〇・〇〇
同	新四十株	五〇〇・〇〇
三菱重工業株式會社	五株	二五〇・〇〇
富士纖維工業株式會社	三十株	三七五・〇〇
東洋汽船株式會社	舊十二株	六〇〇・〇〇
同	新十八株	四五〇・〇〇
南國護謨株式會社	二十五株	一、二五〇・〇〇
東洋罐詰株式會社	三十株	一、五〇〇・〇〇
口、銀行預金並ニ現金		
十五銀行預金		五一二・七四
第一相互貯蓄銀行貯蓄預金		六、五三〇・九八
安田貯蓄銀行支店日歩貯金		一、七三二・六三
郵便貯金		一〇〇・〇〇
現計		二九二・五六五
		一二三、五七六・四一五



外  
 株式會社南都銀行小口當座預金  
 再計  
 乙、器具書籍及ビ定期刊行物  
 器具  
 四、五〇六・一〇  
 書籍  
 四一、七三八・四五  
 定期刊行物  
 五、〇〇〇・〇〇  
 五一、二四四・五五  
 總計  
 一七六、六二三・七三五

圖書及文書

一、寄贈及購入圖書・雜誌・新聞 (昭和十年中)

新	圖	統計書	五四四
	書	其他	一六五
雜	誌		一、四一三
新聞			九種

備考 七月マデハ外國ノ圖書・雜誌ヲ含マズ

二、藏書 (昭和十年十二月三十一日現在)

統	計	書	二五、七〇三册
其	他		一三、六五一册



